

# 「東京都気候変動対策方針」に関する 第 3 回ステークホルダー・ミーティング（意見交換会）

日 時：平成 20 年 1 月 17 日（木）17：30～20：00

場 所：東京都庁第一本庁舎 5 階 大会議場

## 次 第

### 1 主催者挨拶

環境局環境政策部長 加藤英夫

### 2 施策の検討状況について

### 3 意見交換

#### （配布資料）

- ・ 参加者名簿
- ・ 座席表
- ・ 資料 1・・・都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）の改正について（中間のまとめ）
- ・ 資料 2・・・「10 年後の東京」への実行プログラム【PR 版と全体版より抜粋】
- ・ 資料 3・・・第 2 回ステークホルダー・ミーティングに寄せられた追加意見
- ・ 資料 4・・・第 3 回ステークホルダー・ミーティングに寄せられたご意見
- ・ 資料 5・・・「東京都気候変動対策方針」に対する要望
- ・ 資料 6・・・第 2 回ステークホルダー・ミーティング以降にいただいたご意見等に対する都の考え方
- ・ 資料 7・・・第 3 回ステークホルダー・ミーティング：新・7 つの論点  
～ CO<sub>2</sub> 削減義務をめぐって～
- ・ 資料 8・・・「EU 域内排出量取引制度（EU-ETS）」に関する論点について
- ・ 資料 9・・・「EU 域内排出量取引制度（EU-ETS）」と「都制度案」との比較

「東京都気候変動対策方針」に関する  
第3回ステークホルダー・ミーティング(意見交換会)参加者名

日時 平成20年1月17日(木) 17:30 - 20:00  
場所 東京都庁第一本庁舎 5階 大会議場

		参加者
進行役	東京大学大学院	工学系研究科 教授 花木啓祐
学識経験者	独立行政法人国立環境研究所	参与 西岡秀三
	国連環境計画	金融イニシアティブ特別顧問 末吉竹二郎
事業者団体等	東京商工会議所	地域振興部長 西堀誠一郎
	社団法人東京都トラック協会	環境部長 遠藤啓二
	東京都病院協会	環境問題検討委員会委員長代理 篠原健一
	社団法人東京ビルディング協会	常務理事 岡本圭司
	社団法人日本経済団体連合会	産業第三本部 環境グループ長 長谷川雅巳
	社団法人日本自動車工業会	環境委員会・地球環境部会長 八谷道紀
	日本百貨店協会	常務理事 小豆澤幸照
	社団法人日本ホテル協会	事務局長 満野順一郎
	社団法人不動産協会	副理事長兼専務理事 林桂一
	株式会社三井住友銀行	経営企画部CSR室長 佐藤耕司
	エネルギー事業者	石油連盟
東京ガス株式会社		エネルギー企画部長 原文比古
東京電力株式会社		環境部長 影山嘉宏
省エネルギー技術	ESCO推進協議会	事務局長 村越千春
	太陽光発電協会	幹事 杉本完蔵
都民・消費者団体	グリーン購入ネットワーク	次長 深津学治
	特定非営利活動法人 グリーンコンシューマー東京ネット	理事 善財裕美
	東京消費者団体連絡センター	事務局長 池山恭子
環境NGO	FoE - Japan	くらしとまちづくりプログラム ディレクター 瀬口亮子
	特定非営利活動法人 環境エネルギー政策研究所	所長 飯田哲也
	特定非営利活動法人 「環境・持続社会」研究センター	事務局長 足立治郎
	特定非営利活動法人 気候ネットワーク	常任理事 平田仁子
	財団法人 世界自然保護基金ジャパン	自然保護室気候変動グループ長 鮎川ゆりか
	特定非営利活動法人 太陽光発電所ネットワーク	事務局長 都筑建
オブザーバー	経済産業省	産業技術環境局環境経済室長 藤原豊 地球環境局地球温暖化対策課 市場メカニズム室長 高橋康夫
	環境省	
主催者	東京都環境局環境政策部	環境政策部長 加藤英夫 環境政策担当部長 長谷川明 環境政策課長 山下聡 副参事(環境政策担当) 棚田和也 副参事(環境政策担当) 小沼博靖 副参事(環境政策担当) 小原昌
	都市地球環境部	都市地球環境部長 大野輝之 環境配慮事業課長(統括) 山本明 副参事(温暖化対策担当) 小川謙司

(敬称略)

○ 第 2 回ステークホルダー・ミーティング（2007 年 10 月 25 日）  
に寄せられた追加意見

- ・（社）日本経済団体連合会・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- ・ 東京電力株式会社・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- ・ 太陽光発電協会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

2007年11月15日

東京都 環境局 御中

## 「東京都気候変動対策方針」に対する意見

(社) 日本経済団体連合会  
常務理事 永松 恵一

### I. 総論

日本経団連は、9月20日に提出した意見書(別添参照)でも強調した通り、東京都における実効性のある温暖化対策の検討には最大限協力していく考えであるが、具体的な検討にあつては、現在、京都議定書の目標達成に向けて、政府が検討している「エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)」の見直し等の新規施策との整合性に十分留意する必要がある。国と自治体が整合性のない、あるいは重複した施策を行えば、産業界、都民の混乱を招くばかりか、過大な負担を課すこととなる。

### II. 大規模CO2排出事業所に対する削減義務と排出量取引制度の導入について

東京都は、大規模CO2排出事業所(ビル、工場等)に対する排出枠の設定と排出量取引制度の導入根拠として、事業者による自主的取組みの枠組みには限界があり大幅な削減は望めないことを挙げているが、これでは雑駁に過ぎて論理的な説明とはいえない。

そこで、日本経団連としての意見を述べる前に、これまでの東京都からの説明では明確にされてこなかった以下の2点について都の見解を伺いたい。これは、大規模事業者等への削減義務等、強度の規制の是非について、本ステークホルダー会議のような様々な関係者が広く議論を行う際の基本的な情報である。

質問1：産業部門は、1990年度との対比で2005年度のCO2排出量が大幅に減少しているにもかかわらず、排出総量の規制を実施しようとするのは何故か。また、産業部門における業種別CO2排出量の増減に関する要因、特に、排出量が増加している業種の具体的な要因、排出削減対策を推進する上での問題点は何であると分析しているのか。

質問2：業務部門における業種別CO2排出量の増減(1990年度対比2005年度)に関する要因、特に、排出量が増加している業種の具体的な要因、排出削減対策を推進する上での問題点は何であると分析しているのか。

(参考) 東京都における温室効果ガス排出量の状況 (電力の CO2 排出係数を固定しない場合)

<http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/sgw/emission/2005zanntei.htm>

		排出量(Mt-CO <sub>2</sub> 換算)			基準年度比伸び		対前年度比伸び	
		基準 年度	2004 年度	2005 年度	伸び率 (%)	伸び量 (Mt-CO <sub>2</sub> )	伸び率 (%)	伸び量 (Mt-CO <sub>2</sub> )
二酸化 炭素 (CO <sub>2</sub> )	産業部門	9.9	5.8	5.9	-39.8%	-3.9	-1.8%	0.1
	業務部門	15.8	23.0	23.4	48.2%	7.6	1.7%	0.4
	家庭部門	13.0	16.0	16.6	27.5%	3.6	4.2%	0.7
	運輸部門	17.9	20.4	19.5	9.0%	1.6	-4.2%	-0.9
	その他	1.0	1.0	1.0	-0.9%	-0.0	1.3%	0.0
	CO <sub>2</sub> 計	57.6	66.1	66.4	15.4%	8.9	0.5%	0.3
CO <sub>2</sub> 以外の温室効果ガス計		3.4	2.3	2.2	-36.4%	-1.3	-5.6%	-0.1
合 計		61.0	68.4	68.6	12.5%	7.6	0.3%	0.2

上記質問に対して、東京都から分析結果や見解が明示されることを前提として、以降、日本経団連としての意見を述べたい。まず本質的な問題の解決には、CO<sub>2</sub> 排出が顕著に増加している、CO<sub>2</sub> 排出削減のポテンシャルが大きいにも拘わらず排出抑制が進まないなど、温暖化対策が遅れている分野や主体を正確に特定し、その結果を可能な限り明らかにすることである。そのうえで、その排出主体が省エネ投資等の大幅な CO<sub>2</sub> 削減に繋がる対策を実施できない理由や障害を丁寧に分析したうえで、必要に応じて設備投資への支援等を含めて、きめ細かく指導助言、助成することが、東京都において最も実効性のある施策である。産業界もそうした実効ある取組みには積極的に協力する用意がある。政府やどの自治体にも先駆けて「地球温暖化対策計画書制度」に取り組んできた東京都には、個別の排出主体における問題を特定するための一定のデータ類やノウハウが蓄積されてきたはずである。こうした本質的な問題の解決に向けた検討を深めずに、大規模排出事業所への排出枠の設定と排出量取引制度の導入が唯一の解決策であるかのように論じる東京都の基本的考え方には首肯できない。そもそも行政が事業者に対して譲渡可能な財産である排出権を配分することは、事業者の富の分配や競争条件に直接影響する重大な手続きである。こうした観点からも、一般論や抽象論ではなく、具体的な議論を進めることが極めて重要である。

### Ⅲ. 第2回会議で提示された「7つの論点」等について

#### 1. 削減の技術的裏づけ

CO<sub>2</sub> 排出削減の技術的裏づけとして、空調、照明等の技術を例示しているに過ぎない。ごく一部の例示ではなく、削減目標との関係で包括的な技術的裏づけを示すべきである。また、仮に技術的裏づけのある目標が設定されたとして、その目標を達成するための望ましい政策が、なぜ総量の削減義務の

設定と排出量取引の導入となるのか明らかでない。最新の省エネ設備の活用状況等、問題が特定されているのであれば、それを後押しする補助金や税制優遇等を実施することが有効であり、制度整備・運営のコストや排出枠の取引コストが必要な排出量取引制度を導入することは、CO2削減のための社会的なコストの増大に繋がり望ましくない。

## 2. 自主的取組の評価

「自主的取組が前提では温度管理すら容易に進まない」としているが、まず実務的に「進まない」要因を分析し、具体的な問題の解決に取り組むのが筋である。総量削減義務を課しても、排出枠の購入が可能であれば、問題が解決されるわけではない。個別の問題に対しては、既に報告義務が課されている現在の「地球温暖化対策計画書制度」の枠組みを活用すべきである。例えば、温度管理の問題については、報告書の中で、統一的な実態調査方法を導入し、効果的な温度管理手法の検討・指導や全ての事業者に関する情報の公開など、問題解決に繋がる方策を検討する必要がある。

## 3. 削減義務と経済活動の制限

「他の国や地域がCO2の排出削減と経済の両立が可能と考えて排出枠設定・取引制度を導入しているので、東京都でも両立が可能だ」としているが、これまでの省エネ努力の状況も経済・産業構造やエネルギー資源の賦存状況等も異なる国や地域と東京都を比較することに意味はない。また、東京都に導入しても経済活力が削がれない理由を示されたい。

## 4. 削減義務と長期的対策

「中期的な展望を明確にし、企業のCO2削減努力に安定的な目安を示す」としながらも、具体的な目標期間は5年単位となっているため、依然として事業者は、10年、20年という長期的な展望に立った削減対策の立案ができない恐れがある。

## 5. 他地域への経済活動拠点の移転

CO2排出規制を強化すると他の都道府県や海外に経済活動拠点が移転することを助長するとの懸念に対して、「都は全国レベルでも導入されるべき対策を率先して提案している」としているが、東京都がリーダーシップを発揮し、他の道府県、海外諸国の説得を行うということであれば理解はできるものの、東京都のみが「率先して」、つまり単独で実行する以上、経済活動拠点の移転が起り得るといふ懸念は払拭できない。

## 6. 公平性の確保

「世界各地で進んでいる導入事例のメリット・デメリットを参考にするとともに、現行制度の運用で得られたデータを最大限活用し」、公平性の確保に努めるとしているが、これまでの東京都の説明では、公平な規制の方法について具体的な提案や説明がない。実際に導入されている事例は EU だけであるが、EU において、排出枠の配分を巡って 800 件以上の訴訟が提起されている。こうした実態を踏まえれば、公平性の確保は困難であると考ええる。

また、「自主的な削減対策の枠組みでは、踏み込んだ対策を行わない業種や企業が残ってしまい不公平になる」としているが、事業者が自主的に削減目標を設定することと、排出量取引制度は、行政が事業者に対して実質的に譲渡可能な財産（排出権）を配分することになるため、富の分配や競争条件の観点から、全く異質なものである点に留意する必要がある。公平性が確保できることを証明せずに排出量取引制度を安易に提案するのは合理的とは言い難い。

## 7. 東京都全体の削減対策

都内の約 2 割の事業所にのみ削減を義務付けることは不公平である。また、削減義務が課された場合、エネルギー効率の良い企業の成長を抑え、逆に市場から排除され生産を減らす企業は排出枠の売買で利益を得ることができるため、活力のない硬直化した都市になる恐れがある。

## 8. その他

第 2 回ステークホルダー・ミーティングで、排出量取引制度が技術革新を促進する旨の発言があったが、排出量取引制度は、既存技術の普及を促進することはあり得るが、革新的技術の開発を促進することは考え難い。特に排出権の取引により義務を果たせる仕組み自体が大きな阻害要因となる。また、既に高いエネルギー効率を実現している事業者にとっては、追加的な技術開発等によって排出量をさらに削減するためのコストは高いため、排出量取引精度は、高度な技術力を備え、かつエネルギー効率でトップランナーにある事業者の技術革新を阻害する恐れがある。わが国企業は、技術で内外の温暖化対策に貢献できると考えているが、排出量取引制度の導入により、技術革新が阻害され、わが国が温暖化防止に貢献する機会が失われるようなことがあってはならない。

いずれにせよ、排出量取引制度は、一度、事業者に出枠が配分され、売買が始まれば、実際の CO2 削減のための技術開発や設備投資のコストとは関係なく、排出権が売り手と買い手の思惑の中で、金融商品の一つとして価格が形成されるようになる。そうなれば、排出量取引制度は、もはや CO2 削減の手段としては機能しないことを銘記すべきである。

以上

2007 年 9 月 20 日

東京都 環境局 御中

**「東京都気候変動対策方針」に対する意見**

(社) 日本経済団体連合会  
常務理事 永松 恵一

**1. 「東京都気候変動対策方針」全般について**

今般、大気汚染問題等の解決に実績をあげてきた東京都が、政府に先んじて追加的な地球温暖化対策を明示したことは、同じく京都議定書の策定を待たず、環境自主行動計画に先進的に取り組んできた日本経団連として、その姿勢を評価する。真に実効性ある対策づくりに向け、経団連としても最大限協力していく考えである。

しかし、現在、政府は京都議定書の目標達成に向けた諸施策を検討しており、国と自治体が整合性のない施策を行えば、産業界、都民の混乱を招くとともに、過大な負担を課すこととなるため、具体策の検討にあたっては、政府施策との整合性に十分留意すべきである。

**2. 大規模 CO2 排出事業所(ビル、工場等)に対する削減義務と排出量取引制度の導入について**

- (1) 大規模事業所に対する排出枠の設定を前提とした排出量取引制度の導入については、各所毎に生産や営業活動の実態が異なる中で、公平な削減レベルを設定すること自体、極めて困難であり、反対である。全国で事業を展開している企業は、全国的な視点でコスト効果的な対策を効率的に進めているため、東京都が独自に排出削減義務を課すことにより対策の効率性が損なわれるとともに、他の自治体での排出量が増え、結果的に全国レベルでの排出量が増加するおそれがある。
- (2) むしろ、2005 年に東京都が全国に先駆けて開始した「地球温暖化対策計画書制度」の下、事業所毎の排出実態や問題点が把握可能となっている環境を活かし、①対策が不十分な事業所を含め、全ての調査対象を公表することや、②企業の追加的な対策を発揚させるよう、エネルギー効率による合理的な評価基準の検討に重点を置くべきである。

特に、評価基準について、都の指摘の中に「全体の 4 分の 3 程度の事業所 (A 評価、A+ 評価の事業所) は、過去の削減率が比較的大きくないため、



削減余地が大きいと考えられるが、計画期間中の削減目標は平均で3～4%に留まっている。」とある。しかし、企業によるCO<sub>2</sub>削減の努力は70年代のオイルショック以降、長期間にわたって続けられており、過去数年の削減率だけをみて、削減余地が大きいと判断するのは不合理である。事業所の取組み状況に対する評価は、長年の省エネ努力の成果をはじめ、残された削減ポテンシャル、CO<sub>2</sub>排出効率（生産量や延床面積あたり等の指標）などに基づいて、総合的に行うのが合理的である。

現時点では、評価に必要なデータの収集や将来の削減ポテンシャルの測定手法の整備等がなされていないため、今後は、産官学が協力して、①過去の取組みの評価、②削減ポテンシャルの測定、③不十分な対策の特定、④対策を講じるうえでの障害の特定と克服策の開発、⑤実践段階の支援策等を検討すべきである。こうした実効ある評価制度の確立に向けて、日本経団連としても積極的に協力をしていく所存である。

### 3. 家庭のCO<sub>2</sub>削減について

- (1) 家庭部門からのCO<sub>2</sub>排出については、需要サイドである国民の意識改革と供給サイドである企業の技術革新が有機的に結びつき、好循環が形成されることによる削減ポテンシャルは極めて大きい。「白熱球一掃作戦」を契機に、都民の意識改革と省エネ家電の普及拡大に注力する方針を評価する。
- (2) しかし、国民の意識改革の裾野を広げるためには、全国規模で対策が講じられることが重要である。サマータイムは、照明や冷房の稼働時間の短縮をはじめとする直接的な効果が期待されるほか、年2回の時間の切り替えに際し、国民が温暖化問題をより身近に考える貴重な機会として活用できる。ライフスタイル変革の重大な契機となりうるサマータイムの早期実現に向けて、東京都がイニシアティブを発揮していただきたい。

以 上

## 第 2 回ステークホルダー会合（10/25 開催）に対する追加意見

### **【総論】**

- ・ 最初に前回（10/25）のステークホルダー会合では、東京都と産業界の主張には相違点が多く見られ、意見の一致には至らなかったということを確認したい。産業界出席者の多くは都が提案する制度に疑問を呈している。本制度の当事者である産業界の意見を真摯に受け止めて頂きたい。
- ・ 当社を始め産業界は、地球温暖化対策を積極的に推進していきたいと考えている。その為自主的取組をベースとし、東京都と協力して東京の CO2 削減の達成を目指して行きたいと考える。

### **【10/25 配付資料「7つの論点」について】**

#### **1 頁目「削減の技術的裏付け」に対する意見**

- ・ 「都の考え方」や当日の議論で何度も言及されていたが、過去の技術革新の歴史を根拠として「制約を課すことによって革新的技術開発（イノベーション）を起こす」という思想は、技術開発を安易に考えすぎているのではないかと懸念。
- ・ また老朽化等に伴う既存設備の取り替えは建物の改修を伴う場合など、多大なコストがかかる恐れがあり、これを見込んだ規制導入は事業者の経営を著しく圧迫する恐れがある。

#### **2 頁目「自主的取組の評価」に対する意見**

- ・ 東京都はこれまで「地球温暖化対策計画書制度」や「地球温暖化対策推進ネットワーク」など、国や他の自治体に先駆けた斬新な制度を大変な手間と労力を掛けて精緻に実施してきた。これらの取組は、①技術的な実現可能性を見極めた適切な目標の設定、②具体的に実施可能性を検討した上で施策を講じることによる企業活動への悪影響の最小化、といった点で実効性のある取組であると思われる。ほとんどの企業は省エネ、省 CO2 対策に必死に取り組んでおり、新設やリニューアルに際しては出来る限り最新の技術を導入している。従って行政としてはこうした企業の経営判断を最大限尊重して頂きたい。
- ・ また二つ目の■に「自主的取組が前提では、温度管理すら容易に進まない」との記載があるが、これについては運用改善により更なる CO2 削減の余地があることを示していると思われる。このように可能であるにも関わらず適切な温度管理を行っていない悪質なケースについては企業名の公表などの措置があると思われる。一方でテナントビルや商業施設など業種や事業所によっては一律の温度設定を強制することが困難である場合には、安易に規制を導入するのではなく、あくまで自主性を尊重し、無理な対策を強いることのないようお願いしたい。

### 3 頁目「削減義務と経済活動の制限」に対する意見

- ・ 一つ目の■で、EUや米国諸州で排出量取引の検討が広まりつつあり、排出権取引が世界の潮流であるかのような記載があるが、例えば米国で検討されている排出権取引法案の中身を見ると「2020 年で 1990 年レベル」など緩やかなキャップを想定しているものがほとんどであり、東京都が計画しているような大幅削減には及ばない削減水準である。
- ・ そもそも各国の効率化レベルや、自主的取組に対するマインドは様々である為、国ごとに様々な取組があつて当然である。日本の場合は IPCC 第四次報告書にも記載されているように「自主的取組」がうまく機能しており、かつ限界削減費用が最も高い国である。こうした日本の状況を鑑みず、更に厳しいキャップを課すことは経済成長を縮めさせる恐れがある。
- ・ また「取引」を前提としている以上、CO<sub>2</sub> は金融商品となり、投機の対象となる可能性も考えられる。実際、欧州排出権取引制度において実証されているように、CO<sub>2</sub> の価格は実際の削減コストと切り離され、市場の動向に左右されている。その結果、経営者は金融ブローカーやトレーダーの動向により上下する CO<sub>2</sub> 価格を考慮しながら事業活動を行わざるを得なくなる。

### 4 頁目「削減義務と長期的対策」に対する意見

- ・ 都は「中期的な展望を明確にし、企業の CO<sub>2</sub> 削減努力に安定的な目安を示す」としながらも、具体的な目標設定期間は 5 年間単位になっている。従って依然として企業としては長期的な展望に立った削減対策の立案が出来ない恐れがある。

### 6 頁目「公平性の確保」に対する意見

- ・ 都は「取組の優れたトップレベルの事業所については削減義務水準についての一定の配慮を行うなど、様々な意見を伺いながら詳細については順次具体化していきたい」と述べているが、個別事業所ごとに状況は千差万別であるため、事業所ごとに排出割り当てを行うことが難しいことは、現行の「地球温暖化対策計画書制度」策定時に認識済みのはずである。
- ・ このことは現行制度の運用によりデータの蓄積が得られた今日においても、本質的には解決されていないものと思われる。
- ・ なお、都は「自主的な対策では企業間格差が是正されず、却って不公平が拡大する」と述べているが、今後行政・企業等が消費者に対して温暖化問題に対する正しい知識や理解活動を推進して行くことによって、環境負荷の少ない商品やサービスが市場から選ばれ、温暖化対策の取組の進んだ企業が資本市場でも評価されるようになると思われる。

以 上

2007年11月12日

太陽光発電協会

「東京都気候変動対策」に対する第2回ステークホルダーミーティング  
への追加意見

1. 地球温暖化対策制度の強化について

東京都が率先して2020年までに、2000年比-25%を明確に掲げていることで広く市民が参加する目標が定まり、地球温暖化対策を身近な問題として社会的な議論が行われ具体的な施策が実行されることを期待致します。

1) 総量規制については、

産業界では、京都議定書での目標達成を目指して、自主行動計画の削減目標を積み重ねており、総量規制の導入にはこれらの努力を配慮した対策が必要。

又、実際の制度履行段階での透明性が十分に確保されるとともに、積極的に削減に取り組む事業者には経済メリットを与えるしくみが重要と考えます。

2) 実質的な排出量取引の仕組み

自主行動計画の削減計画を基本とし、大規模工場、事業所等における省エネルギー対策についても徹底した削減努力を行っていることは高く評価できるが、2020年を見通した25%の削減目標達成には、排出原単位での努力や、省エネルギー対策の限界が見えてくると思慮しています。

具体的な、制度設計にもよりますが、省エネルギー努力を行った事業者に配慮した目標設定枠と、排出量取引の具体的な制度設計を行っていくことが必要と考えます。排出量取引が、絶対的な手法とはいえませんが、閉塞した状態から抜け出すには、あらたな仕組みによる温暖化対策が必要と考えます。

(国際的な枠組のなかでは、EU・米国・カナダの11州が、温暖化ガスの排出権取引の制度共通化に向けて動き出しているなかで、東京都が、国に先駆けて検討することは、ひろく都民が社会システムとして、この制度について公的な議論を巻き起こすことになり、新しい制度設計には重要なステップ)

2. 建築物環境計画制度について

1) 住宅用途以外の再生可能エネルギー（太陽エネルギー）の拡大

再生可能エネルギーの、初期導入については、導入施策が必要であり、太陽光発電の市場が生まれれば、コスト低減化が促進されると考えている。

省エネルギーに比較して、太陽光発電（再生可能エネルギー）の環境価値や、導入波及効果が十分に評価されているとはいえない現状がある。排出量取引のなかで、このような価値を生かすことも導入拡大の方策と考える。

2) 住宅用途の太陽エネルギーについて

太陽光発電利用拡大会議でも、主張しているとおり、民生・家庭部門での、地球温暖化対策には、居住者自らのライフスタイルの見直しや省エネルギー管理の意識高揚が非常に重要であり、これらの行動を誘発する太陽光発電の導入は極めて

有効と考えている。

特に、各家庭が、再生可能エネルギーを自家消費している場合には、その環境価値がグリーン証書等で価値化されることで、普及のインセンティブになると想定している。

尚、上記の意見に関しては、当発電協会に参加されている電力各社とは意見合意の形成がなされていないことを申し添えさせていただきます。

以上

○ 第3回ステークホルダー・ミーティングに寄せられたご意見

- ・ 太陽光発電協会 . . . . . 1
- ・ FoE Japan . . . . . 3
- ・ 「環境・持続社会」研究センター . . . . . 4
- ・ 気候ネットワーク . . . . . 5
- ・ 太陽光発電所ネットワーク . . . . . 6

2008年1月10日

太陽光発電協会

## 「東京都気候変動対策」第3回ステークホルダーミーティングへの意見

### 1. 「地球温暖化対策計画制度」の強化について

国の「京都議定書目標達成計画」の見直しは、昨年末の中央環境審議会と産業構造審議会の合同部会でまとめられ、自主行動計画の更なる追加対策等により京都議定書目標のCO<sub>2</sub>の6%達成可能（10年度には、CO<sub>2</sub>換算で3500～3600万ト削減）と明記された。

しかしながら、内容は先進的な企業の努力や国民の自主的な行動に頼ることが主体となっており、削減効果が担保されたわけではないと考えます。

東京都が今回まとめられた「東京都気候変動対策」は、国の対策を更に進めた強化策であり、東京都市先進モデルが、今後の国の施策へ波及し融合していくことを期待いたします。

### 2. 制度設計の基本的な考え方

現在の、自主行動計画の延長には、総量削減や、実質的な排出量取引が取り入れられることになることは、日本以外の諸外国の例をみるまでもありません。排出量取引については、日本では、まだこの仕組み自体が機能していないことから、EUや、米国州政府の動きから、環境分野における日本の姿勢が国際的孤立を招き、却って日本の競争力低下に繋がる可能性も否定できないと思います。現在、都で検討されていることはCO<sub>2</sub>排出に関するステークホルダーで言うところの先進国と途上国、あるいは大都市と地方といった図式と酷似しています。ここで都がリーダーシップを示すことは、現在世界が抱えている問題解決の先駆的モデルとして評価されることを期待します。

そのためには、都の「地球温暖化対策計画制度」では、2010年開始年に対し5年程度の計画期間もうけており、事前制度設計の内容をこの間で検証していくことかと考えます。

重要なことは、一律キャップではなく、削減ポテンシャルのあるところに集中的に投資あるいは援助すべきでその義務は全ての関係者が公平に負うということです。キャップや規制は効果の評価を行いながら段階的に進める方法もあると考えます。

### 3. 中小規模事業所に地球温暖化推進制度の創設

中小規模事業所での削減策への仕組みが必要であり、強化策は有効と考えられますが、省エネ法の改定も視野にいたった制度設計が重要と考えます。ま

た、中小事業者での、削減策にたいするインセンティブを検討することも効果的であろうと考えます。

#### 4. 建築物環境計画制度の強化

再生可能エネルギーの導入については、経済性だけではない政策誘導が必要と考えており、新築・増築等の建築主が、積極的に導入していく方法へ誘導いただくことは、環境配慮が都市実現の有効な手段もあり、また利用・居住する関係者の、環境都市への格段の意識向上にもつながると考えます。

地球温暖化対策は、あらゆる手法をつかって解決していかなければならない最優先課題です。今回の、環境確保条例の改定が全てではなく、更に、当業界としても、再生可能エネルギーの普及の立場から、東京都を支援していきたいと考えております。

尚、上記は当発電協会の意見ではあるが、当会会員でもある電力各社殿とは一部意見を異にする部分があることに留意いただきたい。

以上



2008年1月17日

国際環境 NGO FoE Japan

くらしとまちづくりプログラムディレクター

瀬口亮子

### 東京都気候変動対策方針に関する 第3回ステークホルダーミーティングに向けた意見

東京都が6月に発表した「気候変動対策方針」は、IPCCの第4次報告書でも警告されているような地球温暖化の進行に対し、全世界が取るべき対策のうち、過去および現在の排出量においてより大きな責任のある先進国の自治体の方針として評価できる。方針に沿った具体的かつ実効性のある制度設計が急がれるべきである。

第1回、第2回のステークホルダーミーティングでは、各業界団体やNGOが意見交換してきたが、特に論点となっているのが、大規模事業所の削減義務と排出量取引制度についてであった。業界団体からは、公正な企業間競争や技術革新を阻害するといった否定的な意見が相次いだ。我々が企業の方々と接する中では、削減義務付けは妥当との声もしばしば聞いており、業界団体が必ずしも業界各社の意見を代弁しているとは言い難いと感じる。

また、12月21日付で日本経団連をはじめとする業界団体の連名で東京都知事に意見書が提出されていると聞いている。その中で欧州の排出量取引制度(EU-ETS)の問題点を挙げ、それを引き合いに、東京都における制度導入に反対しているが、東京都はEU-ETSを導入するという計画ではないので、論点がかみあっていない。

現行の地球温暖化対策計画書制度も、日本国内では先進的な取り組みであり、その実行に取り組む事業者の努力とその成果は評価している。しかし、これだけでは地球規模でCO<sub>2</sub>半減といった世界のめざすレベルでの責任は果たしえない。東京都の計画はこれまでの取り組みをベースにしながら、この責任を果たすためのものであり、努力した事業者が報われる経済的インセンティブの導入に期待したい。

以上

2008年1月17日

東京都第3回ステークホルダー・ダイアログ意見

「環境・持続社会」研究センター（JACSES） 足立治郎

人類が気候変動に対処するための時間は、限られている。2050年の世界全体での温室効果ガス半減社会の実現、2020年までの先進国の25-40%削減の達成が求められる。

日本は、自主行動計画に依拠し、結果、京都議定書の目標達成を海外からのクレジット購入に頼っている現在の状況で、大幅な削減が求められている先進国としての責務を果たすことは、極めて困難だ。東京都の掲げる排出量取引制度・環境税の導入は、不可避である。導入を速やかに決定し、早急に制度を構築しなければならない。

かつて日本のエネルギー効率改善につながったオイル・ショックは、世界で同時に起きた。世界が同じ条件のもとで、日本は環境技術の革新・普及に成功した。しかし、現在の状況は、それとは全く異なる。排出量取引制度や環境税を導入する欧州諸国は、そうした制度によって、環境技術の革新・普及を目指している。技術革新・普及を後押しする制度の国際競争が、起きているのだ。制度革新・実施に遅れをとる国は、技術革新・普及にも遅れをとる。日本の環境技術の衰退は、環境面だけでなく、経済面でも、日本を難しい状況に追い込むだろう。国際舞台でのリーダーシップの発揮など、望むべくもなくなるだろう。

経済団体・企業は、東京都の排出量取引制度・環境税に反対している場合ではなく、制度構築を後押しすべきだ。良い制度構築のための情報提供・提言こそ、行うべきである。それこそが真のCSRであろう。そうでなければ、残念ながら、遅かれ早かれ、そうした経済団体・企業は、国際社会からも国内の人々からも信頼を失うだろう。

## 「東京都気候変動対策方針」に関する 第3回東京都ステークホルダー・ミーティングへの意見

2008年1月10日

平田仁子 気候ネットワーク

過去2回のステークホルダー・ミーティングの議論を受けまして、改めて書面で意見を提出させていただきます。

1. 前回の第2回会合では、双方向の議論が行われ、それぞれの立場が明確になったところですが、特に「地球温暖化対策計画書制度」の強化としての「大規模事業所の削減義務と排出量取引制度」について、文書及び口頭にて事業者団体から反対意見、慎重な意見がありました。これに対して東京都は、7つの論点についての考え方を示されました。

私どもは、この7つの論点に対する都の考え方を全体として支持します。中でも、自主的取り組みを前提としては大幅削減ができないという点、また、CO2排出削減と企業の成長を両立することは十分可能であるという点に強く賛同します。

2. 事業者側からの反対意見の多くは、制度の誤解に基づくもの、あるいは今後の制度設計で十分解決できるものが多くを占めていると理解しました。たとえば、「公平かつ公正な排出枠の割り当てが不可能」とされていますが、これこそ、事業者の情報公開に基づいた適切な情報によって今後の制度設計で十分検討されるべきことであり、公平・公正さが確保されるよう、むしろ事業者が協力していくことで解決できるものだと考えます。

3. 地球温暖化の深刻さ・緊急性を考えれば、日本は90年比8割以上の排出削減を目指していかなければならないわけであり、今後、大規模排出事業所が、排出増加をしつつビジネスを行う選択肢はあり得ません。これからのビジネスはどのようなものであれ、地球温暖化防止と両立するものでなければなりません。今回の東京都の制度提案は、基本は排出削減を担保する削減義務にあると考えています。これは、事業者にとって不可欠な新しいビジネスモデルの構築を手助けするものだと言えます。京都議定書の約束期間に入る年を迎えてなお、これに対し異を唱える事業者に対しては、気候変動問題への真摯な姿勢に疑問を持たざるを得ません。事業者、特に、東京という大都市に拠点を置く皆様には、先見性を持ったビジネスを進めていくよう、考えを新たにすることを強くお願いいたします。

4. 「大規模事業所の削減義務と排出量取引制度」の実現は、東京都の気候変動対策はこれだけでないにせよ、2020年25%削減を実現するための重要な要素です。改めて東京都に対しては、これを速やかに実現することを強く求めます。そして、実効性のある制度として仕上げていくことをお願いいたします。

以上

## 第2回ステークホルダー・ミーティング後の追加意見

太陽光発電所ネットワーク 事務局長 都筑 建

### 意見 1.総量削減義務こそ新政策の要

第2回ステークホルダー・ミーティングでは産業界の一部の委員達から総量規制回避の意見が強く出されていた。ユーザー、市民の立場から見るとその論旨は現在目の前で起こっている地球温暖化の問題に本気で対策を採ろうとされているかが疑われるものである。エネルギー源単位・排出量源単位の削減成果を誇っても総量で増大するのであれば意味がない。総量削減が大前提でありそれに向かって政策を具体化するべき。東京都が提示している新政策はこの原則を踏まえているが、より緻密に具体化されたい。

### 意見 2.私達が必要とするCO2 削減量取引制度の実現を

同じように前回ステークホルダー・ミーティングではCO2 削減量取引制度の導入に消極的な意見が産業界の一部から出されていた。この取引制度は欧米に起源するものであり、試行過程にある。東京都のような都市部において環境保全・CO2 削減施策として有効であり選択の巾を広げるだけでな産業界の「自主規制」など市民の目からは不透明に見えるがちな施行実施の実態を取引制度の運用を通じて透明にでき相互関連しながらCO2 削減を実現できる手段と評価できる。単に欧米に習うのではなく日本の、東京都の地に着いた取引制度として実現すべきである。

### 意見 3.太陽エネルギー利用者をトップランナーに

個人住宅の太陽光発電や太陽熱利用はCO2 削減効果として非常に大きく、又採算性を越えて率先して導入してきた献身さから東京都の新政策の再生可能エネルギーの普及だけにとどまらず省エネルギーをはじめとする多くの領域でも実行に貢献できることが期待される。普及の要になり、トップランナーとして政策実行の核づくり・普及・フォローと一貫した役割を果すことができる。すでに万を超えるこのトップランナーの位置づけを明確にして進めていただきたい。

### 意見 4.協働(協同)で取り組むプロジェクトの位置づけを

再生可能エネルギーや省エネルギーの普及では個人の取組みだけでなく個人同士、自治体と個人、企業と個人との間で協働(協同)実施することが有効な仕組みである。市民共同発電所や自然エネルギー学校などの取組みが全国で取り組まれている。しかし東京都においてはその取組みが弱い。東京都の公共施設等を利用した住民・市民が支える分散型で災害時に大きく貢献できる再生可能エネルギー拠点づくりを進めていただきたい。

○ 「東京都気候変動対策方針」に対する要望

- ・ 日本経済団体連合会他 14 団体

2007 年 12 月 21 日

東京都知事 殿

## 「東京都気候変動対策方針」に対する要望

日本経済団体連合会	日本製紙連合会
ステンレス協会	日本チェーンストア協会
石油連盟	日本鉄鋼連盟
電気事業連合会	日本百貨店協会
東京経営者協会	日本ホテル協会
東京ビルディング協会	普通鋼電炉工業会
日本化学工業協会	不動産協会
日本ガス協会	(以上は本日現在の連名団体)

1. 東京都が、環境先進都市を目指して具体的に取組む姿勢を明示したことを、経済界としても評価しており、「緑の東京募金」等と同様に、最大限の協力・貢献を行っていく所存です。
2. 具体的には、本年6月、「東京都気候変動対策方針」の中で打ち出された家庭、都市づくり、自動車交通等におけるCO2削減対策や、中小企業の実践への支援については、積極的に協力していく方針であります。

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 家庭のCO2削減の本格化<br/>「白熱球一掃作戦」、太陽光発電や高効率給湯器などの普及促進等</li> <li>(2) 都市づくりでのCO2削減のルール化<br/>大規模新築建築物等の省エネ、地域でのエネルギー有効利用の推進等</li> <li>(3) 自動車交通でのCO2削減の加速<br/>ハイブリッド車などの大量普及を目指す「低燃費車利用ルール」の策定等</li> </ol> |
|---|

3. 他方、大規模排出事業所への削減義務と排出量取引制度については、強度の規制により企業の公正な競争や技術革新を阻害するだけでなく、民間の活動水準そのものを官僚が統制するため、都市の活力の原動力を損なうとともに、中小企業や都民の生活に悪影響が及ぶなど多くの問題があり、その導入に反対いたします。

現に欧州で導入されている排出量取引制度（EUETS）においては、温室効果ガスの削減効果が実証されておらず、排出量の取引主体は、本来の排出枠を割当てられた事業者ではなく、ほとんどが金融機関であるのが実態です。東京都が検討している制度において、いかなる改善を図ろうとも基本的な問題解決にはつながりません。

4. 経済界としては、現行の「地球温暖化対策計画書制度」の改善等を通じたきめ細かな問題分析と効果的な対策の推進に協力し、引き続き、東京都のカーボンマイナスプロジェクトの実現に貢献していきます。

東京都には、欧米の後追いではなく、企業の自主性と世界最先端のイノベーションを推進し得る環境整備に注力していただくことを強く要望いたします。

以上

## 「東京都気候変動対策方針」に対する意見

### 1. 総論

私たちは、東京都が推進する環境先進都市づくりに最大限の協力・貢献を行う所存である。他方、企業の自発的な取組み意欲や東京都の活力の原動力を損なうおそれのある排出量取引制度の導入には断固として反対である。

- (1) 経済界は、地球環境問題への取組みが自らの存在と活動に必須の要件であるとの認識のもと、環境自主行動計画の策定など、常に時代を先取りして自発的に実効ある対策に取り組み、着実な成果をあげてきた。

東京都が、環境先進都市を目指して具体的な温暖化対策に取り組む姿勢を明示したことは、経済界としても評価しており、「緑の東京募金」等と同様に、最大限の協力・貢献を行っていく所存である。

- (2) 具体的には、本年6月、「東京都気候変動対策方針」の中で打ち出された家庭、都市づくり、自動車交通等におけるCO2削減対策や、中小企業の取組みへの支援については、経済界も協力していく方針である。

①家庭のCO2削減の本格化

「白熱球一掃作戦」、太陽光発電や高効率給湯器などの普及促進等

②都市づくりでのCO2削減のルール化

大規模新築建築物等の省エネ、地域でのエネルギー有効利用の推進等

③自動車交通でのCO2削減の加速

ハイブリッド車などの大量普及を目指す「低燃費車利用ルール」の策定等

- (3) しかし他方で、経済界が協力して2005年に導入したばかりの「地球温暖化対策計画書制度」については、その改善を放棄し、大規模排出事業所への削減義務と排出量取引制度の導入が、今後採るべき唯一の施策であるかのように論じられていることには首肯できない。

こうしたキャップ・アンド・トレード型の排出量取引制度は、強度の規制により公正な企業間競争を阻害するとともに、高度な技術力を備えたエネルギー効率の良い事業者による技術革新を阻害するほか、民間の活動水準そのものを官僚が統制するため、都市の活力の原動力を損なうとともに、中小企業や都民の生活に悪影響が及ぶなど多くの問題があるため、私たちは同制度の導入に反対する。

先例とされる欧州排出量取引制度 (EUETS) の実態は、本来の目的である温室効果ガスの削減効果が未だに実証されておらず、実際の排出量取引の主体は、本来の排出枠を割当てられた事業者ではなく、ほとんどが金融機関であるため、金融資本等の投機的取引により、排出権価格は乱高下してきた。

また日 EU ビジネスラウンドテーブル・ダイアログにおいて排出量取引制度が問題視されているほか、最近では、欧州委員会の副委員長から欧州排出量取引制度によって鉄鋼や化学等のエネルギー集約産業の競争力が低下することや、生産拠点が EU 域外に移転することへの懸念が表明されている。

東京都が検討している制度において、いかなる改善を図ろうとも、基本的な問題解決にはつながらない。（キャップ・アンド・トレード型の排出量取引制度の問題点は P2～3 に記載）。

- (4) 東京都が全国に先駆けて導入した現行制度は、「地球温暖化対策推進ネットワーク」の構築により、大企業のみならず中小企業も含めた官民の協力的体制が整っているといえる。 経済界としては、現行制度の改善等を通じたきめ細かな問題分析と効果的な対策の推進に協力し、引き続き、東京都のカーボンマイナスプロジェクトの実現に貢献していく（経済界の提案は P4 に記載）。東京都には、欧米の後追いではなく、企業の自主性と、世界最先端のイノベーションを推進し得る環境整備に注力することを強く要望する。

## 2. 排出量取引制度（キャップ・アンド・トレード）の問題点

### (1) 極めて強い規制的な措置である

排出量取引の前提となる「排出量の割当」は、実質的に事業者の事業活動水準を行政が決定するものであり、極めて統制的な政策手段である。また、行政が事業者に対して譲渡可能な財産である排出権を配分することは、事業者の富の分配や競争条件に直接影響する重大な手続きである。こうした極めて強い規制的な措置については、その問題点を透明な形で詳細に分析・議論することなしに、検討することがあってはならない。

### (2) 公正な企業間競争を阻害する

業種間、企業間で生産や営業活動の実態、さらにはエネルギー効率が異なる中で、業種間・企業間、さらには既存事業者・新規事業者間における公平かつ公正な削減水準を設定することは技術的に極めて困難であるため、公正な競争を阻害する。また、初期割り当てやモニタリングなどに要する行政コストも極めて高い。これまでの東京都の説明では、現行制度の運用で得られたデータ等を最大限活用し、公平性の確保に努めるとしているが、抽象的な方針のみで、何ら具体的な提案や説明がなされていない。

実際に排出量取引制度が導入されている事例は EU だけであるが、排出枠の配分を巡って 800 件以上の訴訟が提起されている。こうした実態を踏まえれば、公平性の確保は極めて困難であると考える。

### (3) 全国、世界レベルでの温暖化防止に逆行する

全国で事業を展開している企業は、全国的な視点で生産・流通拠点等の

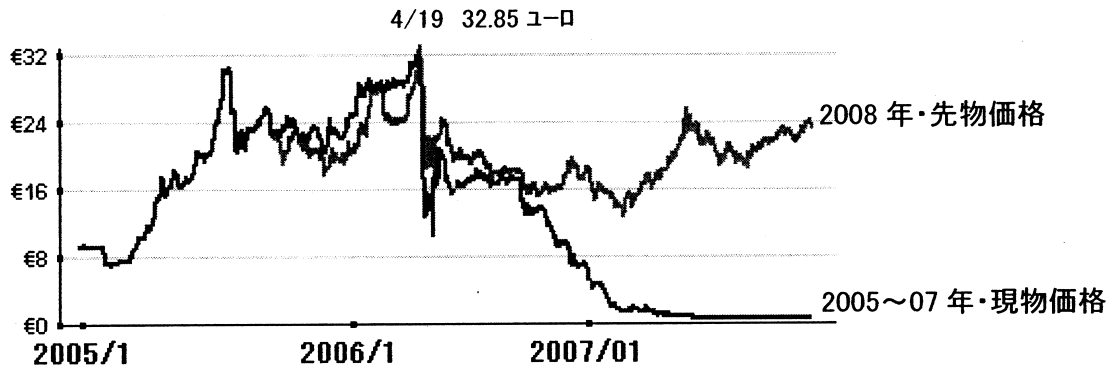


最適化を進めているため、東京都が独自に排出削減義務を課すことにより対策の効率性が損なわれるとともに、他の自治体や海外での排出量が増え、結果的に全国レベル、世界レベルでの排出量が増加する恐れがある。

#### (4) 技術革新を阻害する

排出権の購入により削減義務を果たせる仕組み自体が、企業の技術開発の意欲を減退させる。また、排出権の購入を促すことは、技術革新の原資を奪うこととなる。EU の排出量取引制度では、金融資本等による投機的取引により、排出権価格が乱高下するため、技術革新が阻害されている。わが国企業は、既に高いエネルギー効率を実現しており、技術面で内外の温暖化対策に貢献することが期待されているが、排出量取引制度の導入により、技術革新が阻害され、わが国が温暖化防止に貢献する機会が失われるようなことがあってはならない。

(参考) EU における排出権価格の推移 (単位: ユーロ/トン)



#### (5) 都市の活力を減退させる

行政による排出枠の設定は、顧客からのニーズに応じて事業活動を活発化させている事業者の制約要因になる一方、競争市場で顧客からの支持を得られなかった事業者の損失を補填する性格が強いため、努力する者が報われず、都市の活力の原動力を損なう。それに伴う有形・無形のコストは、結果的には、弱者が負担することになる。すでに世界最高水準のエネルギー効率を実現しているわが国企業の限界削減コストの大きさや、米国やアジア諸国等とのグローバルな競争に晒されている事業環境を十分に踏まえた慎重な検討が必要である。

### 3. 政策形成手続き上の問題

- (1) 「東京都気候変動対策方針」に関する意見交換の場として、産業界、学識経験者、NGO 等で構成される「ステークホルダー会議」が設置され、これまで2回の会議が行われてきた。しかし、東京都事務当局は、経済界からの具体的な問題指摘に対して、抽象論や一般論による説明に

終始するのみで、個別の指摘事項に対する説明責任を果たしていない。  
また、排出量取引制度の導入を提案する際、他の政策手法との比較考量  
がなされていない。

- (2) 排出量取引制度の抱える問題は余りにも大きくかつ多岐に亘っているにも拘わらず、今後、実質的な審議が行われる都の環境審議会の委員は、実際に温暖化対策に取り組む事業者側の代表は 21 人中 1 人だけであり、政策形成の手続き上、重大な問題がある。

#### 4. 現行制度を活用した実効ある対策（経済界の提案）

##### (1) 問題点の特定と分析結果の公表

産業および業務部門における本質的な問題の解決には、先ず、CO2 排出が顕著に増加している、あるいは CO2 排出削減のポテンシャルが大きいにも拘わらず排出抑制が進まないなど、温暖化対策が遅れている主体を正確に特定し、遅れの程度やその要因等を広く社会に明らかにすることが重要である。

政府やどの自治体にも先駆けて「地球温暖化対策計画書制度」に取り組んできた東京都には、個別の排出主体における問題を特定するための一定のデータ類やノウハウが蓄積されてきたはずであり、現行制度やその運用の改善に向けて具体的な検討を行うべきである。

##### (2) きめ細かな対策の実施

問題となる排出主体が省エネ投資等の CO2 削減に繋がる対策を実施できない理由や障害を丁寧に分析したうえで、必要に応じて設備投資への支援等を含めて、きめ細かく指導助言、助成することが、東京都において最も実効性のある施策である。経済界もそうした実効ある取組みには積極的に協力する用意がある。

##### (参考) 合理的な評価基準の検討（現行制度の改善例）

事業者の取組み状況に対する評価は、長年の省エネ努力の成果をはじめ、残された削減ポテンシャル、CO2 排出効率（生産量や延床面積あたり等の指標）等に基づき、総合的に行うのが合理的である。

現時点では、評価に必要なデータの収集や将来の削減ポテンシャルの測定手法の整備等がなされていないため、今後は、産官学が協力して、①過去の取組みの評価、②削減ポテンシャルの測定、③不十分な対策の特定、④対策を講じるうえでの障害の特定と克服策の開発、⑤実践段階の支援策等を実施する具体的な仕組みを検討すべきである。

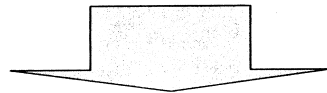
以 上

2008年1月9日

## 「東京都気候変動対策方針」に対する要望、意見

### 基本的立場

- (1) 経済界は、積極的に温暖化対策を推進中。  
「東京都気候変動対策方針」の中で打ち出された家庭、都市づくり、自動車交通等におけるCO2削減対策や、中小企業の取組みへの支援についても協力の方針。
- (2) 東京都における排出量取引制度の導入に反対する。
  - ・国レベルでは排出量取引制度を導入せずに京都議定書の目標達成が可能。
  - ・国レベルで近く中小企業排出削減のための制度を整備。
  - ・欧州排出量取引制度(EUETS)の実態は、金融資本等の投機的取引が中心。訴訟が多発。温室効果ガスの削減効果が未だに実証されず。
- (3) 欧米の後追いではなく、環境先進都市に向けた官民協力の枠組みづくりを期待。



### 実効ある対策(経済界の提案)

- (1) 世界に例を見ない「地球温暖化対策計画書制度」で蓄積されてきたデータ、ノウハウ等を活用し、温暖化対策が遅れている主体、遅れの程度、要因等を広く社会に公表。
- (2) 具体的問題点の分析に基づく、官民協力によるきめ細かな対策の実施。
  - ① 問題となる排出主体が省エネ投資等のCO2削減に繋がる対策を実施できない理由や障害を具体的に分析。
  - ② 必要に応じて設備投資を含めて、きめ細かく指導・助言、助成。

### 排出量取引制度(キャップ・アンド・トレード)の問題点

- ① 極めて強い規制的な措置  
実質的に事業者の事業活動水準を行政が決定。事業者の富の分配や競争条件に直接影響。
- ② 公正な企業間競争を阻害  
業種間・企業間、既存事業者・新規事業者間における公平かつ公正な削減水準を設定することは技術的に極めて困難。
- ③ 全国、世界レベルでの温暖化防止に逆行  
全国的な視点でコスト効果的な対策を阻害。他の自治体や海外での排出量が増え、結果的に全国、世界の排出量が増加する恐れ。
- ④ 技術革新を阻害  
技術革新の原資を奪う仕組み。投機的取引により、排出権価格が乱高下。
- ⑤ 都市の活力を減退  
利用者に支持される事業者の制約要因。努力する者が報われず。

### 東京都における政策形成の手続き上の問題点

- ① 「ステークホルダー会議」の指摘が東京都の検討に反映されず。個別の問題指摘に対して具体的説明がなされず。
- ② 排出量取引制度の導入提案に際して、他の政策手法との比較考量がなされず。
- ③ 都の環境審議会の委員は、実際に温暖化対策に取り組む事業者側の代表は21人中1人のみ。

# EU-ETS についてはその問題点を学ぶべき

- EU 排出量取引制度(EUETS: EU Emissions Trading Scheme)は、京都議定書上のEU加盟国の約束を、できるだけ少ない費用で経済的に効率よく達成することを目的として導入され、2005年1月から実施されている(第一期間:2005-2007年、第二期間2008-2012年)。
- 対象は、エネルギー生産、鉄生産、窯業製品生産、紙パルプ生産等を行う施設である。対象施設の数は約1万で、対象施設からのCO2排出は、EUにおけるGHG排出全体の約40%を占める。

## EU-ETSは実効性が無い

### ○ 衡平かつ合理的なCAPの配分を行う事は極めて困難である

- ・第一期間の排出枠割当は電力を除いて極めて緩く設定されており、EU15カ国の製造業合計では、2005年の排出実績に対して16%も大きなものとなっている(図表1)。(出典1)
- ・割当の公平性等を巡り訴訟が多発している。企業が各国政府を提訴した事例がEU全体で800件程度あった。また、英・独政府が欧州委員会を提訴した。(出典2)
- ・第二期間の排出枠割当についても、ポーランド、ハンガリー、チェコ、スロバキア、エストニア、ラトビアが提訴することを決定。今後、その他の国が提訴する可能性もあり。(出典1)

【図表1】EUETSの排出実績に対する排出枠の削減率(EU15)

制度	電力	鉄鋼	セメント等	紙・パルプ	製造業計
EUETS(NAP1)	▲ 7.1	20.6	7.9	25.4	16.0
2005(実績)→2007(排出枠)の削減率					

※EUETSの05年度実績データは、第三者検証機関の検証を受けたもの。

### ○ 排出削減の点で効果があがっていない

- ・EU15の05年(EU-ETS導入後)のエネルギー産業部門と製造業・建設業部門を合わせたCO2排出量は90年比1.7%の減少(省エネの度合いを見るのは、EU15の先進国と比較するのが適当)。
- ・加えて、イギリス及びドイツにおいては、特殊要因がある(イギリスでは、石炭から天然ガスへの燃料転換の進展。ドイツでは燃料転換に加えて東西統一による削減余地の拡大)。両国を除いたEU13での基準年からの動向を見ると13.7%の増加となり、実態として、排出削減の効果は認められない。
- ・一方、日本や東京都では、経団連自主行動計画や地球温暖化計画書制度の中で、規制的手段を伴うことなく、着実な成果を挙げている。

【図表2】日本の自主的取組みとEUの比較

	基準年	最新年	基準年比
EU15(エネルギー産業部門、製造業・建設業部門)	1,762	1,732	▲ 1.7
EU13(部門同 英・独除く)	856	973	▲ 13.7
日本(エネルギー転換部門、産業部門)	550	531	▲ 3.5
東京都地球温暖化対策計画書制度	12.0	11.8	▲ 2.0

※ EUの基準年は90暦年、最新年は05年(UNFCCCホームページより)。

※ 日本の基準年は90年度、最新年は06年度(速報値)。

※ 東京都の基準年は02-04年度の3年平均、最新年は05年度

なお、排出量は17年度計画書提出事業者の数値で、都全体の排出量ではない。

### ○ 排出量取引の実態はマネーゲームである

- ・削減のための限界費用が均等化され、負担の公平化が図れるとされているが、現実には、対象となる11,000余施設のうち、排出権取引を行ったものは、わずか50社に留まる。(出典2)
- ・市場参加者のほとんどが金融やブローカーなどの利益目的の参加者であり、排出削減義務を課せられた事業者による実需取引は稀なのが実態である。(出典2)

## EUなどにおいてもEU-ETSは批判の対象となっている

- 日・EUビジネスダイアログラウンドテーブルでは、本年6月の提言書において、CAP&TRADE型の排出量取引制度について、
  - ①公正なキャップの設定が困難であること
  - ②企業の事業活動を厳しく統制する仕組みであること
  - ③長期的視野での技術開発や設備投資が損なわれる怖れがあること
  - ④カーボンリーケージの危険性があること
 等を理由に、同制度に対して否定的な見解を表明している。(出典3)
- 欧州委員会副委員長(企業・産業担当)Günter Verheugen(グンター・フェアヘゲン)氏の発言(出典4)
  - ・排出量取引制度の導入により、エネルギー集約産業がEU以外に逃避するのは好ましくない。「汚染を輸出し失業を輸入する愚は避けるべし」。
  - ・EUは、この種の業種に対しては排出削減のためのVoluntary global sectoral agreementを進める。世界にこの動きが広がることでEUの競争上の不利はなくなる。
  - ・解決の途は一に技術、二に技術である。
- IISI(国際鉄鋼協会)では、本年5月の「鉄鋼業の温室効果ガス排出削減のための政策提言」において、各国政府に対して「CAP&TRADE制度を、CO2排出面で効率の良い鉄鋼企業が発展し効率の悪い企業が淘汰される政策へ転換すべき」と提言している。

★東京都において、真に実効性のある温暖化対策を進めるためには、EU-ETSの失敗例を後追いは、賢明な方策とはいえません。

★温暖化対策については、国際的に見ても、EU-ETSのような排出量取引制度に限らず、様々な解決策について検討が進められているところであり、性急に結論を出すべきではありません。

★東京都の現行制度は、「地球温暖化対策推進ネットワーク」の構築により、大企業のみならず中小企業も含めた官民の協力体制が既に構築されています。

★経済界としては、引き続き、現行制度の改善等を通じて、きめ細かな問題分析と効果的な対策を推進し、東京都のカーボンマイナスプロジェクトに協力していきます。

(出典)

- 1 経済産業省
- 2 EU域内排出量取引制度に関する調査報告書(環境省・経済産業省・日本経済団体連合会)
- 3 日欧産業協力センター
- 4 中央環境審議会・産業構造審議会合同会合 2007.11.30 資料

## 第2回ステークホルダー・ミーティング以降にいただいたご意見等に対する都の考え方

## 1 「地球温暖化対策計画書制度」の強化について

## 事業者団体等

※同一団体が同趣旨のご意見・ご質問をされている類似の事項は省略させていただいております。

ご意見・ご質問等	現時点における都の考え方
<p>東京商工会議所</p> <p>◇第2回ステークホルダーミーティングでのご発言 (19/10/25) 【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模排出事業者の自主的な計画書制度に限界があるということになると、自主的な努力目標に頼らざるを得ない中小企業や家庭部門の取組みにも限界があり、目標達成が難しいということになります。大規模事業者への排出規制については、中小企業や地域住民の取組みがどのように進められるべきか、部門ごとの削減目標をどうするのかという点も踏まえながら議論すべきではないかと思えます。</li> </ul> <p>・東京都に限らず、首都圏の各地域で総量を削減するには、昼間人口の取組みも必要です。そういう方々は、昼間は事業所で、夜は家庭でエネルギーを消費することになりますので、自治体がもう少し広範に連携して住民向けの対策を進めるべきではないかと思えます。中小企業対策にしても、大規模事業所の対策にしても、実際にエネルギーを使う人の意識を変えなければ根本的な対策は難しいと思えますので、早急に大規模事業所の規制を行なう前に、もう少し時間をかけて議論する必要があるのではないかと感じしております。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中小規模事業所に対する温暖化対策については、これまで行ってきた省エネ相談、業種別削減対策の強化などきめ細かい施策を展開するとともに、「省エネ報告書（仮称）」の任意提出制度の創設や環境CBOの発行など、新たな枠組みの構築も進めていきます。</li> <li>○ また、都が提案する排出量取引制度では、中小規模事業所の省エネ対策により生み出された削減量を大規模事業所が購入できるようになりますので、中小規模事業所における削減対策を促進させることにつながります。</li> <li>○ 都が示した「2020年までに東京の温暖化ガス排出量を2000年比で25%削減する」目標は、大企業、中小企業、家庭のそれぞれが、役割と責任に応じて温暖化ガスを削減する仕組みをつくり対策を講じていく必要があります。</li> <li>○ なお、分野別の削減目標については、東京都環境審議会において、東京都環境基本計画のあり方についての最終のまとめに向けて、今後詳細な検討を進めていきます。</li> <li>○ より効果的に温暖化対策を推進するためには、八都県市などと連携・協調し、首都圏レベル、さらには全国レベルへと取組を拡大していくことが必要です。これまでも省エネラベリング制度などのように連携を図ってきましたが、今後とも、八都県市サミットなどあらゆる機会を通じて、温暖化対策の推進について関係自治体及び国と連携を図っていきます。</li> <li>○ また、節電、省エネに向けた意識啓発や広報も、今後更に強化していく予定であり、そのための温暖化防止活動推進センターも設置します。</li> </ul>
<p>◇第2回ステークホルダーミーティングへの事前意見 (19/10/25) 【質問】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「制度の実効性を確保する措置」とは具体的にどのようなものか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現行制度では、計画書等の提出を行わない者又地球温暖化対策の推進が著しく不十分な者に対し、必要な勧告を実施し、勧告に従わなかった者に対しては、その旨を公表する規定を置いています。</li> <li>○ 現行制度の規定や他の法令等を参考に、東京都環境審議会の意見などを踏まえ、罰則等も含む実効性確保の措置について検討していきます。</li> </ul>

<p>(社)東京ビル チング協会</p>	<p>◇第2回ステークホルダーミーティングでのご発言 (19/10/25)</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・テナントの構成が変わったことによって、例えば義務づけられて5年後とか10年後にその間にテナントの入れ換えがあって総量削減義務が履行できなかつたと、それに対して所有者が罰則とか、しっかりした措置をやっていないということで例えば勧告をされるとか、それはやはりかなり行き過ぎなのではないかと思う。</li> <li>・そういう意味で、テナントの構成の問題とか諸々のオフィスビルに関してのCO<sub>2</sub>の排出の要因になっている変動要因、それはきっちりと補正するシステムをつくらないとそういった義務というのはなかなか難しいと思います。</li> <li>・事業所単位で規制誘導をするということもあっていいのかもしれませんが、基本的には事業者単位、要するに全国トータルすると、あるいは、東京都だけでトータルすると一定以上のエネルギーを使用している、そういう企業に対して一定の規制ルールの枠組みをしていくというようなことを基本にしていだかないと、ビルオーナーとテナントとの協力関係、協働というような美しい物語だけではなかなか現実としては難しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ テナントビルにおける削減義務の対象者はビルの賃貸業を営むビルオーナーを基本としますが、テナントビルで効果的にCO<sub>2</sub>削減を進めるためには、ビルオーナーとテナント事業者双方の取組が必要です。一般に、ビルの設備改修の実施など、ビルの利用や設置の基本的あり方を決めるのはビルオーナーでなければ実施できませんし、日常的なエネルギー利用で省エネを進めることなどは、テナント事業者の取組が必要です。</li> <li>○ そのため、テナント事業者には、ビルオーナーの総量削減義務の履行に協力する義務を課すこととします。</li> <li>○ また、テナント事業者の協力義務の内容を明確にし、ビルオーナーがテナント事業者に具体的な取組を求めることができるようにします。</li> <li>○ さらに、テナント事業者の協力を担保する措置として、テナント事業者に対し、必要に応じ、都が直接指導・助言をしたり、さらに不十分な場合には勧告や氏名の公表を行います。</li> <li>○ そのほか、ビルオーナーとテナント事業者が協働してビル全体の温暖化対策を推進していく体制を整備することを求めています。</li> <li>○ また、テナントビルでは、テナント事業者の入れ替りが排出量に影響を与えることがあります。大規模テナントの入退去によりビルの使用形態が変わるなど、排出量が大幅に変化するような場合は、現行制度同様、新制度においても、基準排出量の変更を行う仕組みを導入します。</li> <li>○ テナント事業者など、個々の事業所単位では地球温暖化対策計画書制度の対象とはならないものの、同一法人が管理等する事業所のエネルギー使用量の合計が一定量以上の場合には、各事業所の省エネ報告書(仮称)を本社等が取りまとめて都に提出していただく制度を導入します。これにより、事業者単位でのエネルギー使用量の把握と省エネ化の取組も進め、テナントの本社等も巻き込んだ対策を講じていきます。</li> <li>○ 詳しくは、新・7つの論点「6 テナントビルにおける温暖化対策」をご参照ください。</li> </ul>
	<p>・自主的な取組によっては達成できないのではないかと、したがって義務化だということで、かなり論理の飛躍は私もあると思っているのです。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都は、2002年度より「地球温暖化対策計画書制度」を創設し、自主的な取組を前提に対策を推進してきました。さらに、2005年度からは指導助言・評価公表という仕組みを導入して、制度の強化を図りました。</li> <li>○ しかし、この過程で、自主的な取組のみによる対策の限界も明らかになりました。そこで今回、削減義務と排出量取引制度を提案したものです。</li> <li>○ 詳しくは、新・7つの論点「7 「自主的な取組」だけに頼ることの限界」をご参照ください。</li> </ul>
	<p>【質問】</p> <p>・丸の内に都庁があったときにどれくらいのエネルギーを使っておられたのか、そしてこの新宿にこられてどのくらい使っていらっしゃるのか。ちょうど1990年ごろを境にしているわけですから、そここのところを比較をされて、当時の丸の内での熱源容量はどれくらいで、現在はどれくらいなのか、都庁の方は明らかに熱源容量は拡大されているわけですよ。民間の立場からいうとそういう熱源容量を拡大するということは非常に重要な生産性を高める要素でありまして、都庁の方は先にやってしまったから、あとは民間は拡大するなというのは少しやや乱暴でして、都ご自身もその辺の分析をきちっとされるべきだと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都庁舎は、1991年に丸の内から新宿に移転しましたが、移転前は排出量データの算出を行っていませんでした。また、光熱費等の帳票類につきましても、保存年限を過ぎており、あらためて計算することができません。このため、直接、現在の排出量と比較することができないことをご理解ください。</li> <li>○ なお、新宿都庁舎の排出量は、1991年度で約42,000tでしたが、以後、削減の取組を進め、2005年度には約29,000tと、移転直後に比べて概ね30%以上を削減してきております。</li> <li>○ また、都が提案する制度案では、都庁舎のように事業所を移転した場合には、新しい事業所について、現行制度で蓄積した床面積当たりのCO<sub>2</sub>排出量データ等をもとに、既存の対象事業所とのバランスを考慮しながら、新たに基準排出量を設定します。</li> </ul>
	<p>【質問】</p> <p>・世界の各都市のオフィスビルと東京のオフィスビルとを比べて省エネ性能とかCO<sub>2</sub>の排出原単位、もちろんこれはエネルギー供給事業者の方の排出係数を同一に仮定した場合ですけれども、比較すればどういう具合になっているのか、特に香港とかシンガポールとかフランクフルト、ロンドンのシティ、東京が競争相手として頑張らなければいけないとしてどういうレベルなのか。それと比較しながら、高い理念は結構ですけれども、現実、地べたについた話としてその辺のことをしっかりやっていただきたい。そういうデータをきちりやっぴり整理されて議論をさせていただきたいなと思います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ご質問を受けまして、海外のオフィスビルなどの情報を調査いたしましたが、現在までのところ、把握ができておりません。</li> <li>○ 気候や社会的条件が異なる世界の都市の間で、オフィスビルの排出原単位を直接比較することよりも、都内の比較がより重要であると考えます。このため、都は、業務部門の対象事業所に対して、都内に立地する同業種の事業所と比較することで「省エネの攻略のポイント」を示す「東京都★省エネカルテ」を作成し、お示ししています。</li> </ul>
<p>(社)日本経済 団体連合会</p>	<p>◇第2回ステークホルダーミーティングでのご発言 (19/10/25)</p> <p>【質問】</p> <p>・削減義務の水準について、資料2で、二つの視点から検討するとなっていると思います。1つは削減余地、もう1つは2020年までに2000年比で25%削減するという目標の達成です。この2020年までに25%削減するという目標にどのような技術的裏づけがあるのか教えていただければと思います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地球温暖化の進行を阻止するためには、21世紀の半ばまでにCO<sub>2</sub>の排出量を劇的に減少させる必要があります。こうした観点を踏まえ、都は、中期的な削減目標として「2020年までに東京の温暖化ガスを2000年比で25%削減する」という目標を設定しました。</li> <li>○ この目標は、大規模事業所だけで達成する目標ではありません。大企業、中小企業、家庭のそれぞれが、役割</li> </ul>

	<p>さらに、技術的裏づけがある場合に、先ほど東電の方もおっしゃいましたが、どれくらいのコストが必要と試算しておられるのかも教えていただければと思います。</p>	<p>と責任に応じて温暖化ガスを削減する仕組みをつくり対策を講じていく必要があります、それぞれの対策の強化を図っていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 今後、この目標を達成するということと、事業所における削減対策の実施による削減余地等の2つの視点から、大規模事業所における削減義務水準を設定していきます。</li> <li>○ 対象事業所の多くは、今後更新期を迎える設備機器を有しており、これらについては、現在ある最高水準の省エネ機器に更新していくことで大幅な削減が達成できます。このように、対象事業所では日本の優れた省エネ技術が十分に普及していません。これらを活用することで、大幅な削減が可能と考えています。</li> <li>○ 対策費用については、今後削減義務水準を検討していく中で、あわせて検討していきます。</li> <li>○ 新・7つの論点「3 削減義務と技術革新」をご参照ください。</li> </ul>
	<p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 排出量取引制度では、既にエネルギー効率においてトップランナーにある事業者の技術革新を逆に阻害する恐れがあるという問題があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都の提案する削減義務と排出量取引制度によって、高効率の省エネ機器の需要を拡大し、新しい技術開発が進むものと考えています。</li> <li>○ 詳しくは、新・7つの論点「3 削減義務と技術革新」をご参照ください。</li> </ul>
	<p>◇第2回ステークホルダーミーティング終了後にご提出いただいた追加意見 (19/11/15)</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本経団連は、9月20日に提出した意見書（別添参照）でも強調した通り、東京都における実効性のある温暖化対策の検討には最大限協力していく考えであるが、具体的な検討にあっては、現在、京都議定書の目標達成に向けて、政府が検討している「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）」の見直し等の新規施策との整合性に十分留意する必要がある。国と自治体が整合性のない、あるいは重複した施策を行えば、産業界、都民の混乱を招くばかりか、過大な負担を課すこととなる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 今後、国が都の提案する制度と同様の制度を法制化しようとする場合などには、都と国の双方の制度について整合が図られるようにしていく必要があると考えます。</li> <li>○ 今後とも、国との情報交換を密にまいります。</li> <li>○ なお、都が提案している削減義務は、本来、全国レベルでも速やかに導入されるべき対策であり、国に対してはCO2の削減対策の強化を強く要求します。</li> </ul>
	<p>【質問】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 産業部門は、1990年度との対比で2005年度のCO2排出量が大幅に減少しているにもかかわらず、排出総量の規制を実施しようとするのは何故か。</li> </ul> <p>また、産業部門における業種別CO2排出量の増減に関する要因、特に、排出量が増加している業種の具体的な要因、排出削減対策を推進する上での問題点は何であると分析しているのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都内の産業部門については、以下のとおりです。</li> </ul> <p>【総論的分析】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 都内の産業部門におけるCO2排出量は、986万t（1990年度）から、558万t（2005年度※）と428万t（▲43%）減少しています（注：2005年度はCO2排出係数固定）。</li> <li>② 産業部門のうち、約25%を占める建設業は、200万t（1990年度）から138万tと、62万t（▲31%）減少しています。</li> <li>③ 建設業の減少要因は、建設売上が10兆2,705億円から6兆4,461億円と約36%減少していることによるものと推測されます。</li> <li>④ 7割強を占める製造業は、約770万t（1990年度）から約400万t（2005年度）と48%減少しています。製造業の減少要因としては、事業所数（事業所・企業統計調査）が約11万2千事業所（1991年）から約6万3千事業所（1994年）と43%減少したことによるものと推測されます。</li> <li>⑤ なお、都内の事業所数の減少幅に比較し、CO2排出量の減少幅がやや大きくなっていますが、これは、消費エネルギー別CO2排出量の構成比を見ると、燃料油では36.2%（1990年度）から14.4%（2005年度）と20ポイント以上減少し、都市ガスが21.2%から32.4%と10ポイント、電力が35.3%から51.0%と15ポイント増加しており、燃料転換が進んだことによるものと考えられます。</li> <li>⑥ また、電力のCO2排出係数を1990年度と同様であったとすると、2005年度のCO2排出量は470万t（約42万tの増加）となり、1990年度比で39%の減少となります。</li> <li>⑦ これは、事業所の減少割合に比較して、CO2削減割合が逆に小さくなっており、製造業全体で見ると一事業所当たりのCO2排出量は、やや増加しているといえます。</li> </ol> <p>【各論的分析】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 製造業各業種で、1990年度から2005年度にかけてCO2排出量が増加した業種はなく、すべての業種で減少しています。</li> <li>② 一方、一事業所当たりのCO2排出量を見ると、1990年度から2005年度にかけて食料品（204t→249t）、ゴム製造（121t→171t）、電気機械器具（62t→72t）、精密機械器具（29t→32t）の4業種で増加しています。これらの業種は、他業種に比較し総事業所数や、従業員300人以上の</li> </ol>

		<p>企業の減少割合に比べ、CO<sub>2</sub>排出量の減少割合が小さいものです。</p> <p>③ 次に、製造業のうち、CO<sub>2</sub>排出量の多い業種は、食料品（62万8千t）、窯業・土石（48万1千t）、鉄鋼（43万7千t）、パルプ（41万2千t）、電気機械器具製造（37万9千t）であり、この5業種で約235万t、製造業の58%を占めていますが、特に、先の4業種は製造過程で大量の熱を利用する業種でありCO<sub>2</sub>排出量が多くなっています。</p> <p>○ 温暖化ガスの削減は、すべての主体の取組が必要ですが、大量に温暖化ガスを排出する事業所は、より積極的な削減対策が求められます。現行制度が対象としている産業部門の対象事業所の平均排出量は、1所あたり約1.8万tと大きく、業務部門の対象事業所の平均排出量と比べて約2倍、一般世帯に換算すると約5900世帯分にも相当します。したがって、現行制度と同様、産業部門の大規模事業所も対象としていく予定です。</p> <p>○ 産業部門の対象事業所における削減対策につきましては、対象事業所には、指導や助言、立入調査などで都が行っている具体的な省エネ提案を、実施していただくだけの人的措置が十分ではないなどの問題点があげられます。</p>
	<p>【質問】</p> <p>・業務部門における業種別CO<sub>2</sub>排出量の増減（1990年度対比2005年度）に関する要因、特に、排出量が増加している業種の具体的な要因、排出削減対策を推進する上での問題点は何であると分析しているのか。</p>	<p>○ 都内の業務部門については以下のとおりです。</p> <p>【総論的分析】</p> <p>① 都内の業務部門におけるCO<sub>2</sub>排出量は、全体で約1,576万t（1990年度）から2,100万t（2005年度）と524万t（33%）増加しています。</p> <p>② また、業務部門のその他のサービス業を除く各業種（事務所ビル、百貨店、その他各種小売、その他卸・小売、飲食店、ホテル・旅館等、学校、病院等）はすべてCO<sub>2</sub>排出量が増加しています。</p> <p>【各論的分析】</p> <p>① 業務部門のうち、約6割を占める事務所ビルは875万t（1990年度）から1,246万t（2005年度）と371万t（42%）増加しています。この増加要因は、床面積が約53%増加したことによるものと推測されます。</p> <p>なお、電力のCO<sub>2</sub>排出係数を1990年度と同様であったとすると、2005年度のCO<sub>2</sub>排出量は約200万tの増加となり、1990年度比で65%の増加となります。</p> <p>② 9%を占める飲食店は、109万t（1990年度）から182万t（2005年度）と73万t（67%）増加しています。</p> <p>この増加要因は、床面積が約30%伸びたことに加え、24時間営業など売り上げ増を目指した、営業時間の延長によるものと推測されます。</p> <p>③ 7%弱を占める学校は、104万t（1990年度）から139万t（2005年度）と35万t（34%）増加しています。</p> <p>この要因は、床面積が11%増加したことに加え、冷暖房設備等の導入による、エネルギー原単位の増加によるものと推測されます。</p> <p>④ 5%を占めるホテル・旅館等は582万tから105万tと48万t（79%）増加しています。</p> <p>この増加要因は、床面積が約50%伸びたことに加え、ホテルの稼働率が上昇してきたことなどに伴い、床面積当たりのエネルギー消費原単位が伸びたことによると考えられます。</p> <p>⑤ その他卸小売及び百貨店を合わせると5%を占めており、CO<sub>2</sub>排出量は90万t（1990年度）から110万t（2005年度）と20万t（22%）増加しています。</p> <p>その増加要因は、卸・小売では床面積が30%、百貨店では2倍以上に増加したことに加え、営業時間の延長によるものと推測されます。</p> <p>⑥ 5%弱を占める病院等は、97万t（1990年度）から99万t（2005年度）と2万t（1%）増加しています。</p> <p>病院の床面積が約17%増加していることが原因と推測されます。</p> <p>○ 業務部門の対象事業所で削減対策が十分に進まない要因としては、人的配置などの点で省エネの運用対</p>



		<p>策が不十分であるとともに、熱源機器や照明などの設備更新時において必ずしも最高効率の機器に更新されるわけではないこと、更新時期を迎えたにもかかわらず多くの事業所で更新されていないことなどがあげられます。</p> <p>○ 詳しくは、新・7つの論点「3 削減義務と技術革新」をご参照ください。</p>
<p>【意見】</p>	<p>・そもそも行政が事業者に対して譲渡可能な財産である排出権を配分することは、事業者の富の分配や競争条件に直接影響する重大な手続きである。こうした観点からも、一般論や抽象論ではなく、具体的な議論を進めることが極めて重要である。</p>	<p>○ 都の提案は、排出量を配分するものではありません。また、取引の対象は、実際に削減された量のみとするものです。</p> <p>○ 詳細は、新・7つの論点「1 削減義務と事業活動水準の決定」及び「2 公平・公正な削減義務水準の設定」をご参照ください。</p>
<p>○削減の技術的裏づけ</p>	<p>・CO2 排出削減の技術的裏づけとして、空調、照明等の技術を例示しているに過ぎない。ごく一部の例示ではなく、削減目標との関係で包括的な技術的裏づけを示すべきである。また、仮に技術的裏づけのある目標が設定されたとして、その目標を達成するための望ましい政策が、なぜ総量の削減義務の設定と排出量取引の導入となるのか明らかでない。</p>	<p>○ 空調や照明は、ビルにおけるエネルギー消費のウエイトが高く、代表的な対策対象であり、その技術は削減対策の重要な要素となります。</p> <p>○ 詳しくは、新・7つの論点「3 削減義務と技術革新」をご参照ください。</p>
<p>○自主的取組の評価</p>	<p>・「自主的取組が前提では温度管理すら容易に進まない」としているが、まず実務的に「進まない」要因を分析し、具体的な問題の解決に取組むのが筋である。総量削減義務を課しても、排出枠の購入が可能であれば、問題が解決されるわけではない。個別の問題に対しては、既に報告義務が課されている現在の「地球温暖化対策計画書制度」の枠組みを活用すべきである。例えば、温度管理の問題については、報告書の中で、統一的な実態調査方法を導入し、効果的な温度管理手法の検討・指導や全ての事業者に関する情報の公開など、問題解決に繋がる方策を検討する必要がある。</p>	<p>○ 温度管理については、現行制度における、粘り強くきめ細かな都の指導・助言によって、ほとんどの事業所で実施されるようになりました。</p> <p>○ 温度管理などの基本的な対策を超える、より踏み込んだ対策を推進し、温暖化ガスの大幅な削減を実現していくためには、削減義務と排出量（削減量）取引の制度が必要であると考えています。</p> <p>○ 詳しくは、新・7つの論点「7 「自主的な取組」だけに頼ることの限界」をご参照ください。</p>
	<p>・最新の省エネ設備の活用状況等、問題が特定されているのであれば、それを後押しする補助金や税制優遇等を実施することが有効であり、制度整備・運営のコストや排出枠の取引コストが必要な排出量取引制度を導入することは、CO2 削減のための社会的なコストの増大に繋がりに望ましくない。</p>	<p>○ 都は、気候変動対策を進めるに当たり、金融機関との連携、地球温暖化対策推進基金の活用、税制の活用など、様々な工夫により、必要なイニシャルコストを確実に調達し、必要な投資が行われるよう仕組みづくりを行っていきます。こうした工夫を通し、先行的な施策には、必要な経費を大胆に投入し、低CO2型社会への転換を実現していきます。</p> <p>○ しかしながら、問題の根本的な解決のためには、CO2 排出にかかるコストを企業経営上のコストとしてしっかりと位置付けることが必要です。規制的な措置を講じることにより、それが可能になると考えます。</p>
	<p>○削減義務と経済活動の制限</p> <p>・「他の国や地域がCO2の排出削減と経済の両立が可能と考えて排出枠設定・取引制度を導入しているため、東京都でも両立が可能だ」としているが、これまでの省エネ努力の状況も経済・産業構造やエネルギー資源の賦存状況等も異なる国や地域と東京都を比較することに意味はない。</p> <p>また、東京都に導入しても経済活力が削がれない理由を示されたい。</p>	<p>○ 削減義務と排出量（削減量）取引の制度によって、到来しつつあるCO2排出制約の時代に、東京をいち早く適応させ、世界でもっとも効率の良い都市、低炭素型社会に適応した都市にしていくことが、東京の活力を維持することになると考えます。</p> <p>○ 詳しくは、新・7つの論点「5 都市活力と削減義務」をご参照ください。</p>
	<p>○削減義務と長期的対策</p> <p>・「中期的な展望を明確にし、企業のCO2削減努力に安定的な目安を示す」としながらも、具体的な目標期間は5年単位となっているため、依然として事業者は、10年、20年という長期的な展望に立った削減対策の立案ができない恐れがある。</p>	<p>○ 5年間程度の計画期間における削減義務のほか、2020年など中期的な削減レベルも示すことにより、より計画的な省エネ設備投資の実施を可能にすると考えます。</p> <p>○ また、CO2の早期削減の取組を更に促進する観点から、長期的な展望に立った削減対策ができるよう、第一計画期間（2010～2014年を予定）で削減義務量以上に削減した量について第二計画期間（2015～2019年を予定）に繰り越す仕組み（バンキング）も導入します。</p>

<p>○他地域への経済活動拠点の移転</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・CO2 排出規制を強化すると他の都道府県や海外に経済活動拠点が移転することを助長するとの懸念に対して、「都は全国レベルでも導入されるべき対策を率先して提案している」としているが、東京都がリーダーシップを発揮し、他の道府県、海外諸国の説得を行うということであれば理解はできるものの、東京都のみが「率先して」、つまり単独で実行する以上、経済活動拠点の移転が起こり得るとする懸念は払拭できない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 経済活動拠点の移転には様々な要因があります。企業の立地はCO2削減コストを主要な要因として決まるものではありません。</li> <li>○ そのため、本制度の施行だけで、企業の経済活動拠点の移転が起こり得るとは考えられません。</li> <li>○ 都は、環境、安全、文化、観光、産業など様々な分野で、より成熟した機能的で魅力的な都市を作り上げていきます。企業にとっても、魅力的で戦略的な都市であり続けると考えます。</li> </ul>
<p>○公平性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「世界各地で進んでいる導入事例のメリット・デメリットを参考にするとともに、現行制度の運用で得られたデータを最大限活用し」、公平性の確保に努めるとしているが、これまでの東京都の説明では、公平な規制の方法について具体的な提案や説明がない。実際に導入されている事例はEUだけであるが、EUにおいて、排出枠の配分を巡って800件以上の訴訟が提起されている。こうした実態を踏まえれば、公平性の確保は困難であると考えられる。</li> <li>また、「自主的な削減対策の枠組みでは、踏み込んだ対策を行わない業種や企業が残り、不公平になる」としているが、事業者が自主的に削減目標を設定することと、排出量取引制度は、行政が事業者に対して実質的に譲渡可能な財産（排出権）を配分することになるため、富の分配や競争条件の観点から、全く異なるものである点に留意する必要がある。公平性が確保できることを証明せずに排出量取引制度を安易に提案するのは合理的とは言い難い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東京都環境審議会による「中間のまとめ」で示されているように削減義務を設定することによって公平性や公正さに配慮することができると考えています。</li> <li>○ また、都の制度案は「排出枠」を配分するものではなく、譲渡可能な財産を配分するものではありません。</li> <li>○ 詳しくは、新・7つの論点「1 削減義務と事業活動水準の決定」及び「2 公平・公正な削減義務水準の設定」をご参照ください。</li> </ul>
<p>○東京都全体の削減対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都内の約2割の事業所にのみ削減を義務付けることは不公平である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 削減義務と排出量取引制度だけで、都の温暖化対策を進めるわけではありません。大企業、中小企業、家庭のそれぞれが、役割と責任に応じて温暖化ガスを削減する仕組みをつくり対策を講じていく必要があり、それぞれの対策の強化を図っていきます。</li> <li>○ 本制度の対象事業所だけで都内の産業・業務部門のCO2排出量の4割に当たり、対象事業所の平均CO2排出量は約1万トンです。これは都内の一般家庭の約3,300世帯分の規模に相当する大きなものです。こうした排出量の大きい事業所には、より積極的な削減対策に取り組んでいくことが求められると考えます。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・また、削減義務が課された場合、エネルギー効率の良い企業の成長を抑え、逆に市場から排除され生産を減らす企業は排出枠の売買で利益を得ることができるため、活力のない硬直化した都市になる恐れがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新・7つの論点「5 都市活力と削減義務」をご参照ください。</li> <li>○ なお、削減対策によらず事業活動が極端に減少したことで排出量が大幅に減少した事業所が、過大な削減量売却益を得ることがないような仕組みも検討していきます。</li> </ul>
<p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回ステークホルダー・ミーティングで、排出量取引制度が技術革新を促進する旨の発言があったが、排出量取引制度は、既存技術の普及を促進することはあり得るが、革新的技術の開発を促進することは考え難い。特に排出権の取引により義務を果たせる仕組み自体が大きな阻害要因となる。また、既に高いエネルギー効率を実現している事業者にとっては、追加的な技術開発等によって排出量をさらに削減するためのコストは高いため、排出量取引制度は、高度な技術力を備え、かつエネルギー効率でトップランナーにある事業者の技術革新を阻害する恐れがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ほとんどの対象事業所は、省エネ技術それ自体を開発するというよりも、省エネ機器メーカーの開発した技術を導入する立場にあります。都の制度案の実施によって、高性能な省エネ機器の需要が拡大すると見込まれますので、省エネ機器メーカー等はさらなる技術開発に取り組みやすくなるものと考えます。</li> <li>○ 詳しくは、新・7つの論点「3 削減義務と技術革新」をご参照ください。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・いずれにせよ、排出量取引制度は、一度、事業者が排出枠が配分され、売買が始まれば、実際のCO2削減のための技術開発や設備投資のコストとは関係なく、排出権が売り手と買い手の思惑の中で、金融商品の一つとして価格が形成されるようになる。そうなれば、排出量取引制度は、もはやCO2削減の手段としては機能しないことを銘記すべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都の制度は、排出枠を配分するものではありません。実際に削減された量（削減量）のみを取引可能とする、いわば実需原則に基づく売買制度です。</li> <li>○ 各対象事業所に対して、削減に関する毎年度の進捗状況について報告及び公表を求めるとともに、都においても各対象事業所の進捗状況を公表することとします。</li> <li>○ したがって、削減量の需給状況については、都のホームページなどで容易に把握することができ、実際の需要に基づいた取引が中心になるものと考えております。</li> </ul>

<p>(社) 日本自動車工業会</p>	<p>◇第2回ステークホルダーミーティングでのご発言 (19/10/25) 【意見】 ・カリフォルニアの方では98年からゼロエミッションビークルという規制がありまして3%の車は電気自動車にしないと、こういう規制が出たことがあるのですが、私は何を言いたいかというと、結局技術の進歩がそこまで追いつかなかった。そういうことでカリフォルニアというのは3年ごとに規制を見直していく、そういうプロセスが入っているんですね。ですから常に最先端の技術はどの辺まできているのかというのが官と民と両方でレビューして、それでまた次の3年間でどういうふうにしてそれを修正していこうかということと一緒に考えるプロセスが入っているということ、ぜひご理解いただきたいなと思うのです。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 削減義務水準については、2020年までに2000年比25%削減するという都の温暖化ガス削減目標の達成と削減余地等の2つの視点から設定していきます検討しますが、削減余地を検討するに当たっては、すでに市場にある既存の技術が最大限活用されているかを前提に検討していきます。</li> <li>○ 削減余地の検討に当たっては、対象事業所等のご意見をお聞きするとともに、省エネ専門家などによる第三者検討会を設置し、客観的なルールを作成していきます。</li> </ul>
<p>日本私立大学団体連合会</p>	<p>◇第2回ステークホルダーミーティングでのご発言 (19/10/25) 【意見】 ・かなり経済的なインセンティブが働く問題でございますので、ちょっと教育機関にはそぐわないのではないかとこのように考えておるところであります。 むしろ大学でも高校でも処理をする段階でそれを環境教育というものについて力を入れて、先ほどお話がありましたようにこれから10年、15年という段階で世界的な広がりを持つということで、環境教育について力を入れて皆さんに重大な問題であるということをご認識していただくように働きかけていきたいと思っております。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学生・生徒や一般都民等に対する環境教育の実施については、より一層充実していく必要があります。今後とも教育機関等と連携して、強化していきたいと考えます。</li> </ul>
<p>日本百貨店協会</p>	<p>◇第2回ステークホルダーミーティングでのご発言 (19/10/25) 【意見】 ・やらされるよりやる気になるということが大事でございます、自主行動計画を尊重すべきではないかというふうに思っています。</p> <p>・特に小売業でございますが、総量規制につきましてはいかがなものかなというふうに思っております。原単位につきましては省エネ機器の導入によって相当削減できました。しかし総量規制につきましては営業規制に直接つながるということでございまして、これから増床、建替えができなくなります。それから営業時間の短縮、あるいは休業日数の削減ということにもつながりかねないということでございまして、直接営業規制につながっていくのかなというふうに思っています。</p> <p>・省エネ機器の導入でございますが、百貨店協会は一生懸命やっておりますが、抜本的に変わるというのでしょうか、歴史的に変わるということはないわけではございまして、建物を全部建て替えるという必要が出てくるわけですから建て替えるためにはその間、2年間休業しなければいけない、休業をだれが保証してくれるのかという問題がございますので、こういう業界の事情もよく勘案していただければありがたい。 基本的にはこの方向性については決して反対するものではないということでございます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都が提案する制度は、排出削減に積極的に取り組んできた事業所に対する配慮をした制度で、こうした事業所が報われる制度です。</li> <li>○ 新・7つの論点「2 公平・公正な削減義務水準の設定」及び「7 「自主的な取組」だけに頼ることの限界」をご参照ください。</li> <li>○ 現行制度では、建物の竣工・解体、増改築等による床面積の大幅な増減などにより、事業規模の大幅な変更があった事業所は、基準排出量の変更や計画書の見直しを行うことを認めています。こうした観点も踏まえ、新制度においては、新たに出店したり増床したりした場合には、現行制度で蓄積した床面積当たりのCO<sub>2</sub>排出量のデータ等をもとに新たに基準排出量を設定していきます。このため、出店・増床を規制するものではありません。</li> <li>○ 仮に、営業時間の延長や増床等によってCO<sub>2</sub>排出量が増加したとしても、他の事業所における削減量の取得等による義務の履行も可能であり、削減義務の達成のための手段は事業者の判断により選択することができます。</li> <li>○ 削減義務と排出量取引制度は、事業者の事業活動そのものを制限し事業活動水準を決定するものではありません。</li> <li>○ 詳しくは、新・7つの論点「1 削減義務と事業活動水準の決定」をご参照ください。</li> <li>○ 現行制度において、休業することなく省エネ改修をし、CO<sub>2</sub>の削減をしている百貨店もあります。</li> <li>○ 削減費用が他の事業所が行う削減費用よりも高い場合は、取引により削減量を買って取って義務を履行することもできます。したがって、義務履行のためだけに建替えが必要になることはありません。</li> <li>○ 義務水準は、一般に、建物を全面改築しなければ達成できないようなものではなく、省エネ改修などの設備更新や運用対策等により達成できる水準となると考えています。</li> </ul>
<p>(社) 不動産協会</p>	<p>◇第2回ステークホルダーミーティングでのご発言 (19/10/25) 【意見】 ・大きな疑問点があり、このままの案では、私どもとしては賛成できないので慎重に検討いただきたいというのが結論でございます。 その理由を申し上げますと、1つは現行の制度ではだめなんだと、限界があるんだということとをいろいろと書かれているのですが、特に大規模なCO<sub>2</sub>排出をする事業所に関して自主的な制度というものは、私どもは評価されるべきだと考えております。先ほどのこの資料2のところでのコメントにもいろいろ書かれていますが、もちろん東京都もこれについての成果はあったということをお認めになっています。しかし、いろいろ限界があるということでその限界</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新・7つの論点「7 自主的な取組」だけに頼ることの限界」をご参照ください。</li> </ul>

<p>を解決するためには義務化しかないんだという結論ですけれども、それはやはり何かジャンプし過ぎて、そのような計画制度の限界がここに幾つか示されておりますが、これらを解決するために義務化の制度というのは必ず必要なのだろうかということを私どもは感じるわけです。</p> <p>例えば、ここの総量削減が保証されないということを言われていますが、それでは今の計画制度の中で総量的な目標を決めさせて、原油換算で1500キロリットルぐらいですか、一定の事業所についてはご指導されるということは不可能なのかどうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現行制度の改善に関するご提案をいただき、ありがとうございます。</li> <li>○ 各事業所の目標の設定が事業者の自主性に委ねられるとすれば、設定する目標のレベルがまちまちになるでしょうし、目標を設定しないこともあり得ると思います。また、目標を確実に実現させる手段もありませんから、総量削減のための実効性が必ずしも担保されません。</li> <li>○ 都は、2002年度より「地球温暖化対策計画書制度」を創設し、自主的取組を前提に対策を推進してきました。さらに、2005年度からは指導助言・評価公表という仕組みを導入して、制度の強化を図りました。</li> <li>○ しかし、この過程で、自主的取組のみによる対策の限界も明らかになりました。そこで今回、削減義務と排出量取引制度を提案したものです。</li> <li>○ また、自主的取組が前提である場合、都の強力な指導によっても、削減対策に積極的に取り組む事業者と踏み込んだ対策を行わない消極的な事業者とが生じてしまうこととなります。</li> </ul>
<p>・二つめとして自主的取組という枠組みの限界ということでB、Cの評価になった事業所に対してはどうしようもないんだと、だからその辺について義務化をするんだという必要性を言っておられますが、それではこのB、Cというランクづけの事業所を公表すれば良いのではないかと、公表してこれだけ環境が重要なときにこの事業所は全然協力していないということ世の中に示して、その世の中の評価を受けるということにできないのだろうかとか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 氏名公表は実効性を担保する措置のひとつですが、必要な排出削減を実現するためには、どのような担保措置をとるかによるものではなく、どのように削減水準を設定するかにあります。自主的取組では、必要な削減水準は達成されません。確実に必要な削減を行っていくためには、義務付けが必要です。</li> <li>○ 氏名公表により確実に必要な削減水準を達成しようとするれば、必要な削減水準を義務付けていかなければなりません。氏名公表をしっかりとやれば自主的な枠組みでも、義務化と同じ効果が得られるというものではありません。</li> </ul>
<p>・三つめとして対策の一律実施の方式の限界です。これについては排出量取引制度というものがあから、対策については一律ではなくて多様な選択も可能になったのだという話ですが、他方規制をすることによる一律性も出てくるわけですから、むしろ自主行動計画の方がいろいろな対策を、例えばビルの問題でいきますと建物の問題、それから設備の問題、それから大規模な開発になれば建物の間のいろいろなエネルギーの交換の問題、それからコンパクトシティの実現などという形での総量的な削減効果ということも期待できるわけで、その実施についての多様化というのは、むしろ自主行動計画を充実させていく、またそのような観点のもとに東京都がご指導されることにより、いろいろな対応が出てくるのではないかと考えられるわけです。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都の提案する制度は、総量削減の達成に向けて、様々な手段の中から、各事業者の判断・選択によって、各事業所の実情に応じた対策をより柔軟に推進することができる自由度のある制度です。</li> </ul>
<p>・特に温暖化の危機の回避のためにはこのようなことが必要なんだとされているわけですが、温暖化の問題が危機であるのであれば、何で一定の事業所だけに対する義務づけをするということで危機が回避されるのだと、先ほどどなたかも言っておりましたが、小規模な中小企業の問題、それから家庭の問題というようなことがあるわけですが、事務所の関係で言いますと約9割が中小企業です。大きなビルは約1割ぐらい、この1割がこの対象になっているわけですが、1割のところを義務づけて9割のところは多分助成などでやるんだということであれば、それで危機が回避されるのかということについてはやはり大きな疑問があります。</p> <p>中小のビルを除外すると、大きなビルは全体として1割ぐらいです。したがって、そのところを除外して規制というのは全体の総量削減に進むのかという疑問がございます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 削減義務と排出量取引制度だけで、都の温暖化対策を進めるわけではありません。</li> <li>○ しかし、本制度の対象事業所だけで都内の産業・業務部門のCO<sub>2</sub>排出量の4割に当たり、対象事業所の平均CO<sub>2</sub>排出量は約1万トンです。これは都内の一般家庭の約3,300世帯分の規模に相当する大きなものです。こうした排出量の大きい事業所には、より積極的な削減対策に取り組んでいくことが求められると考えます。</li> <li>○ 大企業、中小企業、家庭のそれぞれが、役割と責任に応じて温暖化ガスを削減する仕組みをつくり対策を講じていく必要があり、それぞれの対策の強化を図っていきます。</li> <li>○ 中小規模事業所に対して、様々な施策を講じて対策を強化していきます。</li> </ul>
<p>・テナントビルに関して、オーナーにテナントの部分の省エネCO<sub>2</sub>削減についても義務づけている、オーナーにとってテナントは、ある意味では神様みたいな感じもありまして、やはりテナントがそういう使い方をしたいということになれば、なかなかそれについては抑制することは難しいわけです。自分たちの言うことを聞いてくれないのなら他のビルに行きますと、端的にそう言われてそこから出て行ってしまおうというような関係になりますので、そこで規制の対象となっていないところに行ってしまうと、何も効果がないということになりますので、やはりオーナーにそのような義務づけをするのではなくて、テナントに何か手当てがないとこの問題は実効性がないのではないかと思います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ テナントビルにおける削減義務の対象者はビルの賃貸業を営むビルオーナーを基本としますが、テナントビルで効果的にCO<sub>2</sub>削減を進めるためには、ビルオーナーとテナント事業者双方の取組が必要です。一般に、ビルの設備改修の実施など、ビルの利用や設置の基本的あり方を決めるのはビルオーナーでなければ実施できませんし、日常的なエネルギー利用で省エネを進めることなどは、テナント事業者の取組が必要です。</li> <li>○ そのため、テナント事業者には、ビルオーナーの総量削減義務の履行に協力する義務を課すこととします。テナント事業者の協力義務の内容を明確にし、ビルオーナーがテナント事業者に具体的な取組を求めることができるようにしていきます。</li> <li>○ また、テナント事業者の協力を担保する措置として、テナント事業者に対し、必要に応じ、都が直接指導・助言をしたり、さらに不十分な場合には勧告や氏名の公表を行います。</li> <li>○ また、テナントビルでは、テナント事業者の入れ替りが排出量に影響を与えることがあります。大規模テナン</li> </ul>

		<p>トの入退去によりビルの使用形態が変わるなど、排出量が大幅に変化するような場合は、現行制度同様、新制度においても、基準排出量の変更を行う仕組みを導入します。</p> <p>○ さらに、テナント事業者など、個々の事業所単位では地球温暖化対策計画書制度の対象とはならないものの、同一法人が管理等する事業所のエネルギー使用量の合計が一定量以上の場合には、各事業所の省エネ報告書(仮称)を本社等が取りまとめて都に提出していただく制度を導入します。これにより、事業者単位でのエネルギー使用量の把握と省エネ化の取組も進め、テナントの本社等も巻き込んだ対策を講じていきます。</p> <p>○ 詳しくは、新・7つの論点「6 テナントビルにおける温暖化対策」をご参照ください。</p>
◇第2回ステークホルダーミーティングへの事前意見 (19/10/22)	<p>【意見】</p> <p>・テナントビルにおいては、所有者は建物の性能を高める対策や共用部分の対策は主体的に進められるが、専用部分の使い方は、テナントの意志による。専用部分からの排出量はテナントの事業の結果であり、テナントの業種、稼働時間、OA 機器の使用度、入居率等により変動することから、ビル所有者がコントロールするのは現実的ではない。</p>	<p>○ 新・7つの論点「6 テナントビルにおける温暖化対策」をご参照ください。</p>
・産業の成長度(=需要の大きさ)などに鑑み分野別の目標を設定すべきであるとする。オフィスビルは、経済成長や東京の国際競争力の向上に伴い、今後10年間程度はストックが増加すると予想されるが、これを考慮せず、25%減との考えで削減義務水準を検討し、無理な削減を義務付けるとすれば、あまりにも不合理で過度な規制になる。		<p>○ 都が示した「2020年までに東京の温暖化ガス排出量を2000年比で25%削減する」目標は、大規模事業所だけで達成する目標ではありません。中小規模事業所での対策や家庭での対策など、あらゆる主体が役割と責任に応じてCO2を削減する仕組みをつくり対策をとっていく必要があり、対策の強化を図っていきます。</p> <p>○ 分野別の削減目標については、東京都環境審議会において、東京都環境基本計画のあり方についての最終のまとめまでに提示するよう、今後詳細な検討を行ってまいります。</p> <p>○ 削減義務水準を設定するに当たっては、「2020年までに東京の温暖化ガスを2000年比で25%削減する」という都の目標達成に資するようにすることと、各事業所における削減対策の実施による削減余地等の2つの視点から、検討します。また、制度開始後新たに対象となる事業所の参入などにより、業務・産業部門の温暖化ガスの排出総量が増加することのないよう、オフィスビルの床面積の増加など、今後の対象事業所数の増加を見込んだ上で、対象事業所の削減義務水準を設定していきます</p> <p>○ なお、新たに対象となる事業所については、現行制度で蓄積した床面積当たりのCO2排出量のデータ等をもとに、既対象事業所とのバランスを考慮しながら新たに基準排出量を設定していきます。</p>
・「テナント事業者の取扱いについても検討:ビルオーナーの温暖化ガス削減対策への協力義務など」とあるが、具体的にはどのような義務を想定しているのか。その実効性を担保する措置(ペナルティ)はあるのか。テナントが協力義務を果たさない場合は、所有者は免責されるのか。		<p>○ テナント事業者には、ビルオーナーの総量削減義務の履行に協力する義務を課すこととします。</p> <p>○ また、テナント事業者の協力義務の内容を明確にし、ビルオーナーがテナント事業者に具体的な取組を求めることができるようにします。</p> <p>○ さらに、テナント事業者の協力を担保する措置として、テナント事業者に対し、必要に応じ、都が直接指導・助言をしたり、さらに不十分な場合には勧告や氏名の公表を行います。</p> <p>○ また、テナント事業者など、個々の事業所単位では地球温暖化対策計画書制度の対象とはならないものの、同一法人が管理等する事業所のエネルギー使用量の合計が一定量以上の場合には、各事業所の省エネ報告書(仮称)を本社等が取りまとめて都に提出していただく制度を導入します。これにより、事業者単位でのエネルギー使用量の把握と省エネ化の取組も進め、テナントの本社等も巻き込んだ対策を講じていきます。</p> <p>○ 詳しくは、新・7つの論点「6 テナントビルにおける温暖化対策」をご参照ください。</p>

## エネルギー事業者

ご意見・ご質問等		現時点における都の考え方
石油連盟	<p>◇第2回ステークホルダーミーティングでのご発言 (19/10/25)</p> <p>【意見】</p> <p>・私どもはディーゼル、それからガソリンのサルファーフリーを実現いたしました。この過程で何が起きているかと申しますと、確かにサルファーを下げたのですけれども、製油所ではサルファーを除くためにいわゆるエネルギーをたくさん使います、脱硫するために。そうしますとキャップをそこでかけられますとそういった対策がなかなかやりにくい問題が出てまいります。ですから制約があってはいけないということではないんです、ただ、合理的な制約とい</p>	<p>○ サルファーフリー軽油を実現していただき、ありがとうございます。</p> <p>○ 削減義務水準は、「2020年までに東京の温暖化ガスを2000年比で25%削減する」という都の目標達成に資するようにすることと、事業所における削減対策の実施による削減余地等の2つの視点から、検討します。</p> <p>○ また、その検討に当たっては、対象事業所等のご意見をお聞きするとともに、省エネ専門家などによる第三者検討会を設置し、客観的なルールを作成していきます。</p>

	<p>いますか、そういったものがほしいということでございます。</p> <p>今、私どもが直面している大きな問題は船舶用のC重油について、いわゆるこれは硫黄分が大気汚染をもたらすと、今陸上の方ではできておりますけれども、これについても下げろということで、これは世界的に問題になっておりまして、相当な投資、これもコストが相当かかります。それと同時にやはり硫黄分を下げますと、今以上に同じ量のものを供給するにしても精油所でもっていわゆるエネルギーをたくさん使わなければいけません。その際にキャップを重ねますとそういったことに応えることができないと、そういったことを申し上げているだけでして、私どもそういった事情がございますので、一般論として先ほど個別の業界からもいろいろ話がございますけれども、合理的ないわゆる制約ならばいいのですけれども、単に過度な制約であれば私どもこれについては問題があるというふうに申し上げておきます。</p>	
東京ガス(株)	<p>◇第2回ステークホルダーミーティングでのご発言 (19/10/25)</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京へ機能が集中することを阻害してはいけないのではないかなというふうに逆の面で思います。というのも「東京を更に魅力的な都市へ」というふうにここに書いてありますけれども、ますます東京は集中高密度化あるいは機能集中していくというふうに思っておりますし、そうなりますとCO<sub>2</sub>の総量ということをやりますと見かけ上は総量は都で見れば増加するわけですが、機能が集中化すること、あるいは都市全体がコンパクト化することによって国全体ではCO<sub>2</sub>が減るのではないかなというふうに思います。</li> <li>特に冒頭の資料にありましたとおり、空調機器についても大型のターボ冷凍機、吸収式冷凍機というのは能力が大きくなればなるほど効率が高いという特性もございますし、こういったものを機能が集中した病院とか学校とかあるいは商業施設、ホテル、こういうものがエネルギー付加の違ういろんな建物が集中したところでエネルギーを流通しあうようなシステムをつくっていくということが省CO<sub>2</sub>には不可欠ではないかなというふうに考えてございます。</li> <li>また、「災害に強い都市づくり」という意味におきまして、あるいは再生可能なエネルギーの導入ということについても、そういう集中したところでは導入がわりと可能だというふうに考えております。そういうことからすると総量規制という東京都だけの総量規制ということについての目標のかけ方については相当なご配慮をいただかないと、東京の高機能の高密度化あるいは集中化ということの10年後のリソースみたいなところへ持っていく阻害があるのではないかなというふうに考えておりますので、その辺もご検討いただいているかと思いますが、ぜひよろしくお願いしたいと思います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 土地の高度利用が行われるような都市開発などでは、一定の地域において大量かつ高密度のエネルギー需要が生じます。このため、個々の建築物だけでなく、都市排熱等の未利用エネルギーの活用など、地域全体でエネルギーの有効利用を図り、最先端のエネルギー性能を実現していくことが大切です。</li> <li>○ また、大規模開発時に整備されるエネルギー供給システムにより、継続的かつ大量のエネルギーを消費することにもなります。大量のエネルギー消費に伴う環境負荷を低減するために、エネルギー効率の向上に向けた継続的な取組が図られるよう、「地域におけるエネルギーの有効利用に関する計画書制度（仮称）」を創設し、地域冷暖房等の対策を推進してまいります。</li> <li>○ 大規模事業所におけるCO<sub>2</sub>の総量削減と、地域におけるエネルギーの有効利用は相反する課題ではないと考えます。</li> <li>○ なお、大規模CO<sub>2</sub>排出事業所への削減義務水準を設定するに当たっては、「2020年までに東京の温暖化ガスを2000年比で25%削減する」という都の目標達成に資するようにすることと、事業所における削減対策の実施による削減余地等の2つの視点から、検討していきます。</li> </ul>
東京電力(株)	<p>◇第2回ステークホルダーミーティングでのご発言 (19/10/25)</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都さんが一生懸命いい企業をほめる、あるいは表彰制度とかいろんなことがあると思っておりますけれども、そういうことをしていただいてそれで我々も活力をみなぎらせてCO<sub>2</sub>削減に取り組むと、こういった東京をぜひつくりたい、そういうふうに思います。</li> <li>・東京電力は電力債、クレジットを買って頑張っているところです、これが欧米とは違うところだと思います。言ったことは守るとするのが日本の自主行動計画、これはもうみんな企業はそれをやっているところですので、自主行動計画はだめだという欧米とはちょっと違うと思います。それからレベルも違います。欧米の効率レベルと日本の効率レベルとは違う、そのいい効率レベルの中でさらに削減しようとしている、このところは非常に経営に直結する問題なのでよく考えてください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ご提案の優良企業の表彰制度は、現行制度においても含まれており、今後も実施していくことを検討します。しかし、こうした制度だけで大幅な削減を実現することは困難です。</li> </ul>

<p>・大幅なCO<sub>2</sub>削減、言及的なCO<sub>2</sub>の総量削減、これ西岡先生が言われたとおり、これも我々の願いです、これも目指すところです。ただ、個々の主体にCO<sub>2</sub>のキャップをはめるということは、これ非常に問題がある。京都議定書もそうです、アメリカとかそれから中国そういうところもあると思います。企業も東京から逃げてしまうかもしれない、活動を縮小してしまうかもしれない、規制は確かに眺めている人を鼓舞するという、やらせるというそういう効果はあるかもしれませんが。ただ頑張っている人を追及してはいけません、頑張っている人がより頑張ることができなくなります。ですからこういうところではなくて実質的な取組、トップランナーをたくさんふやそうという取組がいいと思います。これはどんどん地方にも広がりますし、それから先ほど言った中小の企業にも広がります。こういった広がりの方が行政コストも少なく、よりいい取組ができると思うのです。</p>	<p>○ 都の提案する制度は、より積極的に削減対策を実施し、削減義務水準よりも削減した事業所は、その削減量を他の事業所に売却することができるなど、頑張っている人が報われる制度です。</p> <p>○ 企業立地は、CO<sub>2</sub>の削減コストだけに左右されるものではなく、さまざまな要因により決定されます。したがって、本制度の導入のみを理由に企業が東京から撤退することはないと考えています。</p>
<p>◇第2回ステークホルダーミーティング終了後にご提出いただいた追加意見 (19/11/12) 【意見】</p> <p>・最初に前回(10/25)のステークホルダー会合では、東京都と産業界の主張には相違点が多く見られ、意見の一致には至らなかったということを確認したい。産業界出席者の多くは都が提案する制度に疑問を呈している。本制度の当事者である産業界の意見を真摯に受け止めて頂きたい。</p> <p>・当社を始め産業界は、地球温暖化対策を積極的に推進していきたいと考えている。その為自主的取組をベースとし、東京都と協力して東京のCO<sub>2</sub>削減の達成を目指して行きたいと考える。</p>	<p>○ ステークホルダーミーティング等で頂戴しているご意見等を踏まえ、より実効性の高い制度を構築していきたいと考えております。</p>
<p>○削減の技術的裏付けについて</p> <p>・「都の考え方」や当日の議論で何度も言及されていたが、過去の技術革新の歴史を根拠として「制約を課すことによって革新的技術開発(イノベーション)を起こす」という思想は、技術開発を安易に考えすぎているのではないかと懸念。</p> <p>・また老朽化に伴う既存設備の取り替えは建物の改修を伴う場合など、多大なコストがかかる恐れがあり、これを見込んだ規制導入は事業者の経営を著しく圧迫する恐れがある。</p>	<p>○ 削減義務水準を設定するに当たっては、「2020年までに東京の温暖化ガスを2000年比で25%削減する」という都の目標達成に資するようにすることと、各事業所における削減対策の実施による削減余地等の2つの視点から、検討します。削減余地を検討するに当たっては、すでに市場にある既存の技術が最大限活用されているかを前提に検討していくものです。</p> <p>○ 検討する省エネ技術は、建物の大規模な改修を必要とするものでなく、設備更新等の対策を中心に検討していくものです。なお、削減対策のコストについては、他の事業所で実施する削減対策のコストの方が低廉であれば、そうした事業所の削減量を買収することが可能であり、対策コストの低減を図れる制度です。したがって、必要以上に過大なコスト負担を求めることなく、削減義務を履行できると考えます。</p> <p>○ 詳しくは、新・7つの論点「3 削減義務と技術革新」をご参照ください。</p>
<p>○自主的取組の評価について</p> <p>・東京都はこれまで「地球温暖化対策計画書制度」や「地球温暖化対策推進ネットワーク」など、国や他の自治体に先駆けた斬新な制度を大変な手間と労力を掛けて精緻に実施してきた。これらの取組は、①技術的な実現可能性を見極めた適切な目標の設定、②具体的に実施可能性を検討した上で施策を講じることによる企業活動への悪影響の最小化、といった点で実効性のある取組であると思われる。ほとんどの企業は省エネ、省CO<sub>2</sub>対策に必死に取り組んでおり、新設やリニューアルに際しては出来る限り最新の技術を導入している。従って行政としてはこうした企業の経営判断を最大限尊重して頂きたい。</p>	<p>○ 対象事業所では、積極的に排出削減に取り組む事業所は一部であり、多くが基本的な対策レベルにとどまっています。</p> <p>○ たとえば都内の事業所では、既に市場で提供されている最新の省エネ機器が十分に活用されていません。</p> <p>○ 熱源機器メーカーに都がヒアリングしたところ、販売されている機器のうち、標準レベルに比べ効率が大幅に高い機種が占める割合は、概ね1割から3割程度との事例があり、最新の省エネ機器が全面的には導入されていないことが分かりました。</p> <p>○ また、対象事業所に設置されている冷凍機やボイラー等の熱源、ポンプ、空調機などの機器についてみても、1970年代・1980年代のものも相当数残っています。</p> <p>○ このように、自主的取組を前提とする現行制度では、今後求められる排出削減を実現できないと考え、都は、今回の提案をしています。</p> <p>○ 詳しくは、新・7つの論点「3 削減義務と技術革新」をご参照ください。</p>

<p>・また二つ目の■に「自主的取組が前提では、温度管理すら容易に進まない」との記載があるが、これについては運用改善により更なる CO2 削減の余地があることを示していると思われる。このように可能であるにも関わらず適切な温度管理を行っていない悪質なケースについては企業名の公表などの措置があると思われる。一方でテナントビルや商業施設など業種や事業所によっては一律の温度設定を強制することが困難である場合には、安易に規制を導入するのではなく、あくまで自主性を尊重し、無理な対策を強いることのないようお願いしたい。</p>	<p>○ 例示の温度管理については、都の粘り強く、きめ細かい指導・助言により、ほぼすべての事業所において実施されるようになっていきます。したがって、現行制度での B・C 評価の事業所は、全対象事業所の 1.5%、19 事業所にすぎません。これらを公表しても、全体的大幅な CO2 の削減を実現することにはなりません。</p> <p>○ 今後は、温度管理のような基本的な対策レベルを超え、より踏み込んだ対策が求められます。しかし、自主的取組を前提とした現行制度では、こうしたレベルの排出削減を実現することは困難であると考えます。</p> <p>○ 詳しくは、新・7つの論点「7 「自主的取組」だけに頼ることの限界」をご参照ください。</p>
<p>○削減義務と経済活動の制限について</p> <p>・一つ目の■で、EU や米国諸州で排出量取引の検討が広まりつつあり、排出権取引が世界の潮流であるかのような記載があるが、例えば米国で検討されている排出権取引法案の中身を見ると「2020 年で 1990 年レベル」など緩やかなキャップを想定しているものがほとんどであり、東京都が計画しているような大幅削減には及ばない削減水準である。</p> <p>・そもそも各国の効率化レベルや、自主的取組に対するマインドは様々である為、国ごとに様々な取組があって当然である。日本の場合は IPCC 第四次報告書にも記載されているように「自主的取組」がうまく機能しており、かつ限界削減費用が最も高い国である。こうした日本の状況を鑑みず、更に厳しいキャップを課すことは経済成長を縮めさせる恐れがある。</p>	<p>○ ご指摘のように、国ごとや地域ごとに、それぞれの実情に応じた様々な取組があってよいと思います。</p> <p>○ 地球温暖化の進行を阻止するためには、21 世紀の半ばまでに CO2 の排出量を劇的に減少させる必要があります。先進国においては 2020 年までに 1990 年比で 25~40% 程度の削減が必要であるとも指摘もあります。</p> <p>○ 都は、この認識の下、中期的な削減目標として「2020 年までに東京の温暖化ガスを 2000 年比で 25% 削減する」という目標を掲げましたが、北欧一国並みの CO2 を排出している大都市東京の目標・責務として、必ずしも高すぎる目標ではないと考えます。</p> <p>○ なお、IPCC 第 4 次評価報告書によると、「例えば日本では政府と産業界の間の協力の歴史があり、自主計画 (Voluntary programmes) の実行を促進している。」とし、「政府と産業界の密接な協力の伝統がある国では、ベースラインよりも排出量を削減してきた。」と記述しています。また、同報告書は一方で、「自主協定 (Voluntary agreements) が排出量を B A U (business as usual) よりも大きく削減させたという証拠はほとんどない。」とも指摘しています。</p>
<p>・また「取引」を前提としている以上、CO2 は金融商品となり、投機の対象となる可能性も考えられる。実際、欧州排出権取引制度において実証されているように、CO2 の価格は実際の削減コストと切り離され、市場の動向に左右されている。その結果、経営者は金融ブローカーやトレーダーの動向により上下する CO2 価格を考慮しながら事業活動を行わざるを得なくなる。</p>	<p>○ 都の提案する排出量取引制度は、第三者機関により検証された実際に削減された量を取引の対象とするもので、いわば実需原則に基づく、削減量売買制度といえるものです。</p> <p>○ したがって、EU の排出量取引制度のように排出枠の取引を認めるものではなく、都の提案する制度は、EU の制度とは異なる制度です。</p>
<p>○削減義務と長期的対策について</p> <p>・都は「中期的な展望を明確にし、企業の CO2 削減努力に安定的な目安を示す」としながらも、具体的な目標設定期間は 5 年間単位になっている。従って依然として企業としては長期的な展望に立った削減対策の立案が出来ない恐れがある。</p>	<p>○ 5 年間程度の計画期間における削減義務のほか、2020 年など中期的な削減レベルも示していきます。これにより、より計画的な省エネ設備投資の実施を可能にすると考えます。</p> <p>○ また、CO2 の早期削減の取組促進や長期的な削減対策の立案が可能となるよう、第一計画期間 (2010~2014 年を予定) で削減義務量以上に削減した量について第二計画期間 (2015~2019 年を予定) に繰り越す仕組み (バンキング) も導入します。</p>
<p>○公平性の確保について</p> <p>・都は「取組の優れたトップレベルの事業所については削減義務水準についての一定の配慮を行うなど、様々な意見を伺いながら詳細については順次具体化していきたい」と述べているが、個別事業所ごとに状況は千差万別であるため、事業所ごとに排出割り当てを行うことが難しいことは、現行の「地球温暖化対策計画書制度」策定時に認識済みのはずである。</p> <p>・このことは現行制度の運用によりデータの蓄積が得られた今日においても、本質的には解決されていないものと思われる。</p> <p>・なお、都は「自主的な対策では企業間格差が是正されず、却って不公平が拡大する」と述べているが、今後行政・企業等が消費者に対して温暖化問題に対する正しい知識や理解活動を推進して行くことによって、環境負荷の少ない商品やサービスが市場から選ばれ、温暖化対策の取組の進んだ企業が資本市場でも評価されるようになると思われる。</p>	<p>○ 対象事業所における対策の実施状況は、ほぼすべての事業所において、基本的な対策レベルはすべて実施されるようになっていきます。このため、現行制度策定時に比べ、対象事業所の対策レベルは揃ってきており、ご指摘のような千差万別というような状況はなくなってきました。こうした現行制度策定時とは異なる状況認識・前提条件を踏まえ、今回の提案を行っているものです。</p> <p>○ 新・7つの論点「2 公平・公正な削減義務水準の設定」をご参照ください。</p> <p>○ なお、温暖化対策に積極的な企業が社会的に評価される仕組みづくりは重要な課題です。新しい制度においても、事業者の優れた取組が社会的に評価されるよう、事業所の取組を分かりやすく公表していきます。</p>



省エネルギー技術

	ご意見・ご質問等	現時点における都の考え方
<p>ESCO推進協議会</p>	<p>◇第2回ステークホルダーミーティングでのご発言 (19/10/25)</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融の整備というものをきちっと考えていただきたい。</li> </ul> <p>ESCO事業が今一番かかっている問題というのは、例えば中小企業にはESCOは入らない。これはなぜかという省エネポテンシャルがあって、企業の方もこういう事業に技術を入れれば儲かるということがわかっていながら、だれもお金を貸してくれないというところがございます。したがって金融は、与信が低いところにはお金が回らないという非常に厳しい経済原則でございますけれども、例えば総量で義務化というのは先ほど何か例が出ておりましたような新築の市場ではなくて、既築の市場にも常に入ってくるわけですから、そこでの活動が重要になったときに与信が低い事業者がいて、例えばそこに総量規制がかかり、省エネ投資をしないとクリアができない場合、技術はあるが、金融機関からお金がかりられず、省エネ投資ができない結果、罰則が待っているというのは問題であろうと思います。 <li>・排出権取引がしっかりと1,000円、2,000円という価格ではなくて合理的な価格にするための具体的な施策というものを示していただきたい。</li> <p>今の排出権取引の価格は1,000円とか2,000円ですね、これは私が計算すると日本で業務用ビルで排出削減をしようとする多分2万円から5万円かかります。つまり10倍とか20倍安い価格でしかないんです、これはなぜかというのはいくつかあります。ただ、私が感じるのは、今東京都さんは規模の大きいところに規制をかけようとしておられる。これはCDMですと先進国には規制がかかっているけれども、京都議定書から離脱したところには規制がかかっていないという、規制がかかっているところとかがかかっていないところから買ってきて、かかっているところでCO<sub>2</sub>排出減をとるという不完全なものになっているからだと思います。つまり規制のかかかっていないところは、売ったあとの責任は発生しないつまり削減の義務化というのはいわゆる不安定なわけですから不安定なところに高い価格がつくわけがないということ、私は感じております。もし排出削減取引を合理的な市場に育てるのであれば、ある一部の削減義務を課するというのは不都合であると思っています。やはり義務化をするのであれば全てを義務化しなければ排出権取引の合理的な市場は難しいだろうと、思っています。 <li>・経済合理性があるというのであれば、なぜ一定のところだけに義務を課するのか。</li> <p>東京都さんが今回の政策は経済合理性にもちゃんと目配りをしていますというご発言がございました。それであればうかがいたいのは大企業だけに削減義務を果たすということではなくて、経済合理性があるのであればなぜ全体に削減義務を果たすということが言えないのか。</p> </p></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 企業の環境配慮行動を促進するために、金融機能の果たす役割は非常に大きいと考えます。</li> <li>○ とりわけ、事業者の省エネ投資への金融面の支援は欠かせないと考えます。</li> <li>○ 中小企業に対しては、現行の制度融資や環境CBO等を通じて支援していきます。</li> <li>○ また、平成17年度から環境金融プロジェクトを実施していますが、環境投融資の拡大を金融機関に要請するなど、経済的インセンティブとしての金融機関の役割の強化について、検討していきます。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都の提案する排出権取引制度は、第三者機関により検証された実際に削減された量を取引の対象とするもので、いわば実需原則に基づく、削減量売買制度といえるものです。</li> <li>○ したがって、EUの排出権取引制度のように排出枠の取引を認めるものではなく、都の提案する制度は、EUの制度とは異なる制度です。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大企業、中小企業及び都民のすべての主体が温暖化対策に取り組んでいく必要があります。現行の環境確保条例においても、すべての事業者が温暖化対策に取り組むべきことを規定しています。</li> <li>○ しかしながら、その役割と責任に応じて、また施策の効果等によって、行政のとるべき施策の対象と内容は異なるものがあるべきであると考えます。</li> <li>○ 本制度の対象事業所だけで都内の産業・業務部門のCO<sub>2</sub>排出量の4割に当たり、対象事業所の平均CO<sub>2</sub>排出量は約1万トンであり、都内の一般家庭の約3,300世帯分の規模に相当します。こうした排出量の大きい事業所には、より積極的な削減対策に取り組んでいくことが求められると考えます。</li> <li>○ すべての事業者を義務対象とした場合は、モニタリングコストが増大するなどかえって経済合理性を欠くことになることなどから、排出量の大きい事業所を対象に制度を構築します。</li> </ul>
<p>太陽光発電協会</p>	<p>◇第2回ステークホルダーミーティングでのご発言 (19/10/25)</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新しい制度や仕組みを導入するにはそれを支える多くの関係者の方との調整が重要だと思います。例えば再生可能エネルギーなどの普及をする場合に、それを導入するための新しい試みに挑戦するマインドだと高い目標を持つということだと思います。例えばドイツの太陽光発電の成功例で見ますと、明確に目標を掲げ将来に対する制度設計がはっきりと見えるんですね、やはり制度自身が見えないとなると、実際にそれにかかわる人や、一般市民の皆様もなかなか先に対しても一つの行動がとれないということなのだと思います。今回東京都さんが明確にその制度設計自体をこうあるべきということを打ち出されているということは、ある意味では企業にとっても企業の環境コストを広く社会システムとして都民の皆様にも理解していただく、いいチャンスになると思います。そういう意味では当太陽光発電協会といたしましても、様々な形で東京都さんの制度設計にはご協力をしたいと思います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ これからの社会は、資源制約とCO<sub>2</sub>排出制約の時代です。こうした時代に対応できる低炭素型の社会に東京を転換していくことこそ、都市の活力を維持することにつながります。</li> <li>○ 削減義務と排出権取引制度は、環境のためのコストを社会システムに取り込む手法のひとつであると考えます。</li> <li>○ 貴協会には、これまで都の施策運営に多大なご協力を賜り、感謝しております。今後ともよろしくお願い申し上げます。</li> </ul>

<p>◇第2回ステークホルダーミーティング終了後にご提出いただいた追加意見 (19/11/12)</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都が率先して2020年までに、2000年比-25%を明確に掲げていることで広く市民が参加する目標が定まり、地球温暖化対策を身近な問題として社会的な議論が行われ具体的な施策が実行されることを期待致します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都は、中期的な削減目標として「2020年までに東京の温暖化ガス排出量を2000年比で25%削減する」という目標を掲げましたが、大企業、中小企業、都民等あらゆる主体とともに、この目標の実現に向け、取り組んでまいります。</li> <li>○ 様々な施策展開を通じ、都民・事業者の皆様のご協力の下、東京をいち早く、低炭素型の社会に転換してまいります。</li> </ul>
<p>○総量規制について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業界では、京都議定書での目標達成を目指して、自主行動計画の削減目標を積み重ねており、総量規制の導入にはこれらの努力を配慮した対策が必要。</li> </ul> <p>又、実際の制度履行段階での透明性が十分に確保されるとともに、積極的に削減に取り組む事業者には経済メリットを与えるしくみが重要と考えます。</p> <p>○実質的な排出量取引の仕組みについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自主行動計画の削減計画を基本とし、大規模工場、事業所等における省エネルギー対策についても徹底した削減努力を行っていることは高く評価できるが、2020年を見通した25%の削減目標達成には、排出原単位での努力や、省エネルギー対策の限界が見えてくると思慮しています。</li> </ul> <p>具体的な、制度設計にもよりますが、省エネルギー努力を行った事業者に配慮した目標設定枠と、排出量取引の具体的な制度設計を行っていくことが必要と考えます。排出量取引が、絶対的な手法とはいえませんが、閉塞した状態から抜け出すには、あらたな仕組みによる温暖化対策が必要と考えます。</p> <p>(国際的な枠組のなかでは、EU・米国・加の11州が、温暖化ガスの排出権取引の制度共通化に向けて動き出しているなかで、東京都が、国に先駆けて検討することは、ひろく都民が社会システムとして、この制度について公的な議論を巻き起こすことになり、新しい制度設計には重要なステップ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ より積極的に削減対策を実施し、削減義務水準よりも削減した事業所は、その削減量を他の事業所に売却することができるなど、積極的に削減対策に取り組む事業者が経済的にメリットを享受できる仕組みです。</li> <li>○ 削減義務水準は、都の掲げる「2020年までに東京の温暖化ガスを2000年比で25%削減する」目標の達成と事業所における設備更新や対策の進捗状況や利用可能な技術などの削減余地等から設定していきます。この設定に当たっては、対象事業所等のご意見をお聞きするとともに、省エネ専門家などによる第三者検討会を設置し、客観的なルールを作成していきます。</li> <li>○ 制度の実施・運営に当たって、透明性を確保するよう配慮していきます。</li> </ul>
<p>◇第3回ステークホルダーミーティングの事前意見として頂戴したご意見 (20/1/10)</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の「京都議定書目標達成計画」の見直し、昨年末の中央環境審議会と産業構造審議会の合同部会でまとめられ、自主行動計画の更なる追加対策等により京都議定書目標のCO2の6%達成可能(10年度には、CO2換算で3500~3600万ト削減)と明記された。</li> </ul> <p>しかしながら、内容は先進的な企業の努力や国民の自主的な行動に頼ることが主体となっており、削減効果が担保されたわけではないと考えます。</p> <p>東京都が今回まとめられた「東京都気候変動対策」は、国の対策を更に進めた強化策であり、東京都市先進モデルが、今後の国の施策へ波及し融合していくことを期待いたします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ありがとうございます。</li> <li>○ 都の提案する気候変動対策は、全国レベルでも速やかに導入されるべき対策であると考えます。</li> <li>○ 国に対して、温暖化対策の強化を強く要求していくとともに、我が国の温暖化対策を牽引してまいります。</li> </ul>
<p>○制度設計の基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の、自主行動計画の延長には、総量削減や、実質的な排出量取引が取り入れられることになることは、日本以外の諸外国の例をみるまでもありません。排出量取引については、日本では、まだこの仕組み自体が機能していないことから、EUや、米国州政府の動きから、環境分野における日本の姿勢が国際的孤立を招き、却って日本の競争力低下に繋がる可能性も否定できないと思います。現在、都で検討されていることはCO2排出に関するステークホルダーで言うと先進国と途上国、あるいは大都市と地方といった図式と酷似しています。ここで都がリーダーシップを示すことは、現在世界が抱えている問題解決の先駆的モデルとして評価されることを期待します。</li> </ul> <p>そのためには、都の「地球温暖化対策計画制度」では、2010年開始年に対し5年程度の計画期間もっており、事前制度設計の内容をこの間で検証していくことかと考えます。</p> <p>重要なことは、一律キャップではなく、削減ポテンシャルのあるところに集中的に投資あるいは援助すべきでその義務は全ての関係者が公平に負うということです。キャップや規制は効果の評価を行いながら段階的に進める方法もあると考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 温暖化対策は一刻の猶予も許されません。都は国に代わって世界最高水準の対策の実施を提起し、我が国の温暖化対策をリードしていきます。</li> <li>○ 現行制度の運用により、都及び各事業所において、データや知識・経験等の蓄積がなされてきています。ほぼすべての事業所において基本対策を計画化していただき、全体の底上げが図られました。また、積極的に削減対策を計画化する事業所も現れてきて、どのようなレベルがトップレベルであるかについても分かりました。これらの知見・データ等を活用し、新しい制度に移行したいと考えています。</li> <li>○ 削減義務水準を設定するに当たっては、「2020年までに東京の温暖化ガスを2000年比で25%削減する」という都の目標達成に資するにすることと、事業所における削減対策の実施による削減余地等の2つの視点から、検討します。あわせて、2020年など中期的な削減レベルも示すことにより、より計画的な省エネ設備投資の実施が可能になるよう配慮します。</li> <li>○ なお、必要に応じ、新制度の計画期間の中間年で運営方法等を見直していきます。</li> </ul>

	<p>○中小規模事業所に地球温暖化推進制度の創設</p> <p>・中小規模事業所での削減策への仕組みが必要であり、強化策は有効と考えられますが、省エネ法の改定も視野にいたした制度設計が重要と考えます。また、中小事業者での、削減策にたいするインセンティブを検討することも効果的であろうと考えます。</p>	<p>○ 中小規模事業所は、これまで都や国の制度の直接的な対象となっていなかったこと、また、省エネに関する知識や省エネ投資を行う資金力が不十分なことなどから、省エネ化の推進に向けた取組が立ち遅れているのが現状です。</p> <p>○ 都の提案する大規模事業所の削減義務と排出量取引制度において、中小規模事業所において省エネ対策を実施したことによって生み出された削減量を取引の対象とすることにより、中小規模事業所における対策を推進するインセンティブになると考えます。</p> <p>○ また、現行の地球温暖化対策計画書制度の対象とならない中小規模事業所における温暖化対策の取組状況やCO<sub>2</sub>排出量等を記載した省エネ報告書（仮称）を都に任意で提出できるようにするほか、チェーンストアなど、個々の事業所単位では地球温暖化対策計画書制度の対象とはならないものの、同一法人が管理等する事業所のエネルギー使用量の合計が一定量以上の場合には、各事業所の省エネ報告書（仮称）を本社等が取りまとめて都に提出していただくなどして、中小規模事業所におけるエネルギー使用量の把握と省エネ化の取組を推進していきます。</p>
--	---	---

### 都民・消費者団体

ご意見・ご質問等		現時点における都の考え方
特定非営利活動法人 グリーンコンシューマー東京ネット	<p>◇第2回ステークホルダーミーティングでのご発言 (19/10/25)</p> <p>【意見】</p> <p>・CO<sub>2</sub>の総量削減というのは本当に待たなければならぬ、みんなが取り組んでいかなければならないということは、もう皆さん本当によく認識していらっしゃると思います。私たちも持続可能な社会ということで子どもたちに環境学習を行ったりしておりますので、ぜひぜひ同じ目線で、どうしたら持続可能な社会になるのかというところでこの場の話し合いが進んでいくことを本当に願っています。</p> <p>今、必要なのは積み上げていくことではなくてバックキャスト、10年、15年後から今を見て何をしていくべきかということだと思います。前回、末吉先生がおっしゃったように技術に関してはもうイノベーション戦争だと、これからどこか生き残るかということだと思うとおっしゃっておられたように、日本の技術力に期待しております。</p>	<p>○ ご指摘いただいているとおり、あるべき姿から今何をすべきかを考えていかなければなりません。</p> <p>○ 地球温暖化の進行を阻止するためには、21世紀の半ばまでにCO<sub>2</sub>の排出量を劇的に減少させる必要があります。さらに、先進国においては2020年までに1990年比で25～40%程度の削減が必要であるとの指摘もあります。</p> <p>○ 都は、中期的な削減目標として「2020年までに東京の温暖化ガスを2000年比で25%削減する」という目標を掲げ、「東京都気候変動対策方針」において、大規模事業所への削減義務化をはじめとする代表的な施策を先行的に提起しました。</p> <p>○ 日本の環境技術を最大限発揮する仕組みをつくるとともに、大企業、中小企業、家庭のそれぞれが役割と責任に応じてCO<sub>2</sub>を削減する仕組みをつくり、当初の3～4年を低CO<sub>2</sub>型社会への転換始動期と位置付け、戦略的・集中的に対策を実行してまいります。</p>

### 環境NGO

ご意見・ご質問等		現時点における都の考え方
特定非営利活動法人 環境エネルギー政策研究所	<p>◇第2回ステークホルダーミーティングでのご発言 (19/10/25)</p> <p>【意見】</p> <p>・技術的な裏づけの話ですが、まず理論的に、これはハーバード大学のマイケル・ポーターという教授が制約条件のイノベーション、つまり制約条件の多い規制環境の方が技術のイノベーションが起きているということ、彼は世界各国を比較して歴史的に実証しているわけですね。日本でもまさに省エネ、自動車の日本版マスキー法が日本の自動車の競争力をつくったという日本自身がみずから実例を持っているわけです。</p> <p>今の東電の影山さんのお話ですが、自由度がないというお話ですが、自由度は幾らでもあると、義務は一律に公平にかけた上でとるべき手段というのは幾らでもありますので、まさに自由度はある。</p> <p>・投資のやはりプライオリティを変えるという意味がまさにこの全体としての公平な議論を設けるということによって、その経営問題によりやく入ってくるのではないかとこのように思います。</p>	<p>○ 都の提案する制度は、総量削減義務を課し、その義務を達成するために、様々な手段の中から、各事業者の判断・選択によって、各事業所の実情に応じた対策をより柔軟に推進することができる自由度のある制度です。</p> <p>○ 本制度の導入により、省エネ技術の需要を拡大し、新しい技術開発を促進すると考えます。</p> <p>○ ご意見のとおり、義務化により、より高いレベルの削減対策を、企業の経営判断として実施していただく契機にできると考えます。</p>

<p>特定非営利法人 「環境・持続社会」研究センター</p>	<p>◇第2回ステークホルダーミーティングでのご発言 (19/10/25)</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・こういったキャップ&amp;トレードのような制度は不可避で、私は基本的に賛成、ということですので。</li> <li>キャップ&amp;トレードがどうしても不可避かということ、第一に、さきほど西岡さんがおっしゃったように、温室効果ガス半減社会実現に向け、日本の大規模削減は必須であり、温室効果ガス排出の「総量」の削減を確保する制度として、キャップ&amp;トレード型排出量取引は有効です。</li> <li>第二に、イギリス等はCO<sub>2</sub>の排出量取引市場をリードしようとしており、排出量取引市場でうまく立ち回ることによって巨額な利益を得る企業も出てきており、欧米でそのような市場が出来つつある中、そういった市場に日本もどのように参加していくのかということを経済的に考えたほうが良いと思います。</li> <li>第三に、キャップ&amp;トレードよりも自主行動計画のほうがよいとの主張がありますが、自主行動計画の約束を守るために鉄鋼連盟さんとか電事連さんは CDM 関係で数百億、数千億という資金を投入するわけです。自主行動計画は、そうした業界がでてくる一方で、甘い目標設定をしている業界や参加しない業界、フリーライダーを防ぐことができません。従って、自主行動計画の枠組みの公平性と効果には大いに疑問があり、公平・効果的なキャップを政府が設定し、排出量取引も認めるという仕組みの方が柔軟性もあり説得力があるのではと思います。</li> <li>・キャップの設定の方法等を議論しないとどうしても空中議論になってしまうので、ぜひどういうキャップにするかという具体的な議論を早めていただきたい。</li> <li>キャップの中身が重要であるという点ですが、EU-E TSのキャップより厳しい、世界でトップランナーの目標を自主行動計画で掲げていることを証明した企業・業界は、キャップを自主行動計画と同じにしてもよいかもしれません。そのような企業・業界にとっては、掲げた自主行動計画(=キャップ)を守るときに、他の企業等との排出量取引も認められることは悪い話ではないと思います。</li> <li>もし世界的に見て厳しい自主行動計画目標を掲げている企業・業界に対し、理不尽なほどさらに厳しいキャップを東京都が課してしまうことを恐れているのだとしたら、東京都がそんなことをされるはずはないと思います。東京都は、そのような恐れを抱かせないよう、早くキャップの中身を提示すべきです。EU-E TSのキャップよりも緩い自主行動計画目標しか示していない企業・業界や、自主行動計画を示していない企業・業界、フリーライダーには、厳しいキャップが設定されても仕方ないでしょう。</li> <li>うちはちゃんとやっているという自信をもっている企業・業界は、「経済界全体」にキャップをかけないでほしいなどとは言わないで、私たちは厳しい目標を設定し努力しているのだから、「私たちの業界・企業」には理不尽なほど厳しいキャップをかけないでほしいというべきです。産業界全体にキャップをかけないでください、というのは、甘い目標設定をしている業界・フリーライダーを許してしまうので、理屈にあいません。</li> <li>・キャップは、企業・業界の規模を制約してしまう側面がありますから、慎重な設定が求められます。まさに公平で効果的なキャップの設定が東京都に求められています。キャップを設定するかいなかという議論を超え、どのようなキャップ設定をするかという議論を早めなければなりません。</li> <li>・大規模事業者以外の温暖化対策をいかに進めるかという部分もより詳細に示していかないと不公平感が残るので、キャップ&amp;トレード以外の政策を示すことも急いでいただきたい。</li> <li>大規模事業者以外に、家庭・個人も排出削減をより進めていかなければいけません。建築物等の効率設定も重要ですが、いくら効率がよい建築物ができて、電気つけっぱなしの人もあるわけです。キャップ&amp;トレードは大規模排出者向けの政策です。個人も含むあらゆる CO<sub>2</sub> 排出者の取り組みを促すために、東京都は、まさに、省エネ税に関しぜひ制度設計を急いでいただきたいと思います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ご指摘いただいたように、削減義務の導入により、削減対策を行わない企業が見逃されたり、これまで削減を進めてきた事業所のみが更なる削減を求められるような事態を招くことなく、公平な取扱いができると考えます。</li> <li>○ 削減義務水準につきましては、「2020年までに東京の温暖化ガスを2000年比で25%削減する」という都の目標達成に資するようにすることと、事業所における削減対策の実施による削減余地等の2つの視点から検討しているところです。</li> <li>○ 温暖化対策に単一の特効薬はありません。大規模事業所への削減義務をはじめとする様々な施策展開を通じて、東京をいち早く低炭素型の社会に転換してまいります。</li> <li>○ 都独自の省エネルギー促進税制の導入については、東京都税制調査会において検討が進められています。</li> </ul>
------------------------------------	--	---

<p>特定非営利活動法人 気候ネットワーク</p>	<p>◇第2回ステークホルダーミーティングでのご発言 (19/10/25) 【意見】</p> <p>・この10年京都議定書を何とか達成しようということで取り組んできたと思うのですが、この間、企業、事業者の方々に具体的に「規制」、あるいは「義務」という形では取組が行われてこなかったわけです。これは基本的に自主的な取組で進められてきたことになりまけれども、この10年の経過を見まして、やはり自主的な取組の限界が明らかになったのではないかと今思っております。</p> <p>私どもは主に全国ベースで国の取組を中心に見てきましたけれども、企業の取組は経団連の自主行動計画を中心に進められてきております。私たちが評価する限り、これは原単位の目標であったり総量の目標であったりそれぞれですし、指標も例えば生産高あたりとかそれぞれの業界によって独自に設定しておりますし、データの公開も決して十分ではないので、現在さらに目標を深堀する所が出ておりますけれども、それは逆に企業間の公平性というか不公平を加速しているのではないかという気もしております。結果的にこの取組を進めると、経済産業省が頭を下げてうんと言ってくれるところだけを進める形にしかならないのではないかというふうに思っていますし、実際に目標を深堀したところもその目標を見ますと、現在の実績を下回るような目標であったりするところが多いようですので、やはり自主的な取組の限界をまたあらわにしているプロセスだなというふうに見ています。</p>	<p>○ 削減義務の導入により、削減対策を行わない企業が見逃されたり、これまで削減を進めてきた事業所のみが更なる削減を求められるような事態を招くことなく、公平な取扱いができると思います。</p>
	<p>・つまり総量をきちんと削減をしていく、それを担保するためには、やはりたくさん出しているところはきちんと減らしてもらうような施策が不可避でありまして、今回の東京都のこの排出量取引制度の提案というのは削減をきちんと進めていくための、25%削減に向かっていくための数少ない選択肢の一つであり、もうここに向かうということを前提に議論するときにはきいているのだと思います。事業者の方がいろいろ言いました自由度ですとか、それから今までの取組を評価してほしいというようなことは、その削減の義務を前提としながらその仕組みの中で十分反映できることでありまして、自主的な取組か義務かという次元を超えてきちんと大幅に削減していくという明確な目標を共有した上で具体的な制度の議論をぜひしたいなというふうに思います。</p>	<p>○ ご指摘いただいたとおり、都の提案する制度は、一般家庭の3,300世帯分にも相当する大量なCO2を排出している事業所は、その役割と責任からより積極的な削減が求められるという考え方に立っているものです。</p> <p>○ また、義務を達成するために、様々な手段の中から、各事業者の判断・選択によって、各事業所の実情に応じた対策をより柔軟に推進することができる自由度のある制度です。</p>
	<p>・また、東京都がこういった制度に踏み込まれたという一つの理由は、現在の計画書制度で事業者さんからの計画あるいはその対策についての情報をきちんととってそれを見ているというところが根拠としてあると思います。ですので、そういった情報をベースに、それも私たちのような市民の目にさらされて開かれた情報の中で、企業の方々が社会的な責任を果たしていただきながら私たちにも見える公平な基準のもとで取り組んでいくというような、そういう方向になっていただきたいと思います。こういった問題意識の下で、企業の方がより効果的に、より大きな取組が図られるような仕組みづくりについて具体的な制度設計をさらに議論したいと思っていますのでよろしくお願いします。</p>	<p>○ 削減水準や削減量を検証するためのガイドラインなど、今後策定する基準類については、公表してまいります。</p> <p>○ また、毎年度、各対象事業所から排出状況等を記載した進捗状況報告書を都に提出していただき状況を把握するとともに、各事業所の取組を公表してまいります。</p> <p>○ これらを通じ、透明性・公開性の高い制度としていきます。</p>
<p>財団法人 世界自然保護基金ジャパン</p>	<p>◇第2回ステークホルダーミーティングでのご発言 (19/10/25) 【意見】</p> <p>・EU-ETSを初め、排出量取引自体はやはり大規模事業者からまずやっています。世界を見てもそういう状況ですし、それはやはり今言われたようにトランザクションコストというか、それにかかる行政コストがかかるのと、あとモニタリングしなければならない数が余りにふえ過ぎてしまうということがあることがまず1点と、やはり大規模に排出しているところにキャップを向けてやるということによって、大幅な削減を導き出すことができるという点があると思います。最後の7ページのところに書いてあるようにキャップ&amp;トレードが唯一の特効薬ではないと言っているように、ほかの部門にはさまざまにいろいろなポリシーミックスで、いろいろな方法でカバーしていくというような形であるべきだと思いますし、それを東京都さんは考えていらっしゃると思います。</p> <p>先話に戻りますけれども、自主的な行動か、こういった規制かという話なのですが、先日、WWFジャパンが主催して国際シンポジウム、排出量取引のシンポジウムをやったのですが、EUコミッションから来た方は、今ごろまだ自主的な規制かを議論しているのか、ディジャヴーだというふうに言っていて、もう今はそんな話をしている段階ではない、本当に</p>	<p>○ 期待していただき、ありがとうございます。</p> <p>○ 温暖化対策に単一の特効薬はありません。都は、企業、家庭などあらゆる分野で効果的な温暖化対策を講じ、様々な施策展開を通じて、東京をいち早く低炭素型の社会に転換してまいります。</p> <p>○ 温暖化対策は一刻の猶予も許されません。IPCC第4次報告書において、2015年から2020年には世界の温暖化ガスを減少に転じさせる必要があることが指摘されているように、今後10年間の取組が地球の未来を決めるといっても過言ではありません。</p> <p>○ CO2排出総量の早期かつ大幅な削減を実現するため、東京の特性に鑑み、現行制度の運用において得られた経験・データ等を活かし、削減義務と排出量取引の制度の導入を目指します。</p>

	<p>温暖化はせっぱ詰まっていて 2050 年までに大幅削減 50~85%ぐらいまで削減すれば2度が守れるという少ない可能性しか残ってなくて、そのためにはあと5年、10年にどのくらい削減できるかというところがかけてらるているので、そういう社会をつくっていくために、この排出量取引というのは一つの有効の政策ツールだと思います。やはり総量削減でいかななくてはならないし、それでないとならぬ中の濃度は下がらぬです。</p> <p>ここでちょっと申し上げたいのですね、福田総理も先日、国会の質疑の中で総量削減を日本も掲げると言われました。新聞では報道がよくされなかつたのですね、確かに総量削減という言葉は言いましたし、日本としての総量削減目標を鴨下環境大臣が年内にも掲げたいというふうに言ったことをここで確認させていただきたいと思ひます。</p> <p>また、先ほどのシンポジウムの話に戻りますけれども、EUはもう既にカリフォルニアとかアメリカの東部10州、それからオーストラリア、ニュージーランドとリンクする方向性で動いていると言っているのですね、本当にアメリカでも政権が変わればいずれアメリカでもできるし、こういった制度がグローバルになっていくということの流れは止められないというふうに思っていますので、ぜひ東京都には日本のカリフォルニアになってほしいと思ひております。</p>	
	<p>・私達はテナントの側なんです、テナントの側でできる省エネというのは限られているんですね、やっぱり給湯器をこまめに消したりとか、パソコンをいちいちオフにするとか、その程度しかできないんです。けどやっぱりもしビルのオーナーがすごく意識が高くて省エネビルにしたら、例えばエレベータを省エネ型にするとか、ホールの電気が人がいないときは点かないように自動的にオンオフができるとか、トイレの設備とかもっと省エネ型にできるとかいろいろなことができるんですね。やっぱり私はその対象をオーナーにするという方が大幅削減につながると思ひます。テナントはある意味で何もできないのですね、やろうと思ひても、やる意思があつても、で、オーナーがカギなんです。</p> <p>実際に私達は「ビルのCO<sub>2</sub>削減大作戦」というのを環境省のお金でやったことがあるのですね、そこで最初いろいろ試して目標を掲げていただいたのですね、どうやっても2.5%ぐらいしか削減できない、このビルの場合はオーナービルで非常に意識の高いところだったので、で、実際に1年後量って見たら、実はもう2.5どころか5%以上削減できた、それはやっぱりオーナーの意識とやっぱりそこに働いている従業員の意識がこの取組によって高揚されたからということがあつて、やっぱりオーナーが意識を高めるとことはすごく重要なので、オーナーを対象にすることに私は賛成です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ テナントビルにおける削減義務の対象者はビルの賃貸業を営むビルオーナーを基本としますが、テナントビルで効果的にCO<sub>2</sub>削減を進めるためには、ビルオーナーとテナント事業者双方の取組が必要です。</li> <li>○ ビルオーナーとテナント事業者が協働してビル全体の温暖化対策を推進していく体制を整備することを求めています。</li> <li>○ 詳しくは、新・7つの論点「6 テナントビルにおける温暖化対策」をご参照ください。</li> </ul>
<p>特定非営利活動法人 太陽光発電所ネットワーク</p>	<p>◇第2回ステークホルダーミーティングでのご発言 (19/10/25)</p> <p>【意見】</p> <p>・やはり目標というのがつくられてそれでキャップをかけるなり制約的にとられるかもしれないのですね、目標があつて初めていろいろなこういうCO<sub>2</sub>削減ということができる話になる。それぞれステークホルダーの皆さんがやろうよという話があれば、それは制約を避けるような形で制約を乗り越えようというベシティブが働く。例えば電車に乗っていて、ネクタイをしめている人間がたくさん乗るときには暑いから冷房をかけるよと、こういう話になるわけですね。でもクールビズというそういう目標を立てれば、それだったらネクタイをとってしまおうよという話にもなりますし、テナントさんにちゃんとわかつていただいて、電車に乗っているんですよという話をさせていただくような運用の仕方という話がやっぱりあつていいのではないかなということも、同時にこういう政策の中に入れていくのは大切な話だと思います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ これからの社会は、資源制約とCO<sub>2</sub>排出制約の時代です。こうした時代に対応できる低炭素型の社会に東京を転換していくことこそ、都市の活力を維持することにつながります。</li> <li>○ 削減義務と排出量取引制度は、環境のためのコストを社会システムに取り込む手法のひとつであると考えます。</li> </ul>

## 2 「建築物環境計画書制度」の強化について

### 事業者団体等

ご意見・ご質問等	現時点における都の考え方
<p>(社)不動産協会</p> <p>◇第2回ステークホルダーミーティングでのご発言 (19/10/25)</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・方向性としては一歩、二歩進めた対策が必要であろうという感じはあります。むしろ具体的にどのようなことをこれからお考えになっているのか、事務所あるいは住宅のそれぞれについて、ここには一般的な形の方向性が述べられておりますが、具体的にどのようなことなのかとも早めにお示しいただいて、必要であればご意見を申し上げていきたいと思っております。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新築等建築物に対する温暖化対策については、詳しくは都環境審議会中間まとめ(19/12/21)の通りですが、主な内容は以下の通りです。             <ul style="list-style-type: none"> <li>①建築物環境計画書制度の対象を中規模新築等建築物まで拡大する。</li> <li>②再生可能エネルギーの導入検討を義務付けるとともに、検討内容を公表する。</li> <li>③新築等建築物の省エネルギー性能を示した書面(省エネルギー性能評価書)を、新築等建築物の売買、賃貸借の契約の際、相手方に提示することを義務付ける。</li> <li>④新築等建築物の省エネルギー性能の最低基準を設定し、この基準の確保を義務付ける。</li> </ul> </li> </ul>

### 省エネルギー技術

ご意見・ご質問等	現時点における都の考え方
<p>太陽光発電協会</p> <p>◇第2回ステークホルダーミーティング終了後にご提出いただいた追加意見 (19/11/12)</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○住宅用途以外の再生可能エネルギー(太陽エネルギー)の拡大             <ul style="list-style-type: none"> <li>・再生可能エネルギーの、初期導入については、導入施策が必要であり、太陽光発電の市場が生まれれば、コスト低減化が促進されると考えている。</li> <li>省エネルギーに比較して、太陽光発電(再生可能エネルギー)の環境価値や、導入波及効果が十分に評価されているとはいえない現状がある。排出量取引のなかで、このような価値を生かすことも導入拡大の方策と考える。</li> </ul> </li> <li>○住宅用途の太陽エネルギーについて             <ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電利用拡大会議でも、主張しているとおり、民生・家庭部門での、地球温暖化対策には、居住者自らのライフスタイルの見直しや省エネルギー管理の意識高揚が非常に重要であり、これらの行動を誘発する太陽光発電の導入は極めて有効と考えている。</li> <li>特に、各家庭が、再生可能エネルギーを自家消費している場合には、その環境価値がグリーン証書等で価値化されることで、普及のインセンティブになると想定している。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新築等建築物については、建築物環境計画書制度において再生可能エネルギーの導入検討義務を課して、太陽光発電等の再生可能エネルギーの積極的な導入を誘導していきます。また、地球温暖化対策計画書制度では、対象事業所の削減義務の履行手段のひとつとして、グリーン電力証書の購入を位置づけていく予定です。これにより、再生可能エネルギーの環境価値を積極的に評価し、再生可能エネルギーの普及拡大を推進していきます。</li> <li>○ 昨年12月に発表した『「10年後の東京」への実行プログラム 2008』で、住宅用太陽光発電などの太陽エネルギー利用機器を平成22年度までに4万世帯に導入することを目指すモデルプロジェクトを展開することとしました。</li> <li>○ 太陽光による発電量10年分の環境価値を都が一括買取するなど、設置の初期投資を10年程度で回収可能にする仕組みを構築していきます。</li> </ul>
<p>◇第3回ステークホルダーミーティングの事前意見として頂戴した意見 (20/1/10)</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再生可能エネルギーの導入については、経済性だけではない政策誘導が必要と考えており、新築・増築等の建築主が、積極的に導入していく方法へ誘導いただくことは、環境配慮が都市実現の有効な手段もあり、また利用・居住する関係者の、環境都市への格段の意識向上にもつながると考えます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新築等建築物については、建築物環境計画書制度において、再生可能エネルギーの導入検討を義務付けるとともに、検討内容を公表するものとしていきます。これにより、太陽光発電等の再生可能エネルギーの積極的な導入を誘導していきます。</li> </ul>

第3回ステークホルダー・ミーティング

## 新・7つの論点

～CO<sub>2</sub>削減義務をめぐる～

- 1 削減義務と事業活動水準の決定
- 2 公平・公正な削減義務水準の設定
- 3 削減義務と技術革新
- 4 全国、世界レベルでの温暖化対策との関係
- 5 都市活力と削減義務
- 6 テナントビルにおける温暖化対策
- 7 「自主的な取組」だけに頼ることの限界

※EU-ETS に関する論点は、都の制度案と直接関係するものではありませんが、多数の御意見をいただいておりますので、別紙にまとめさせていただきました。



# 1 削減義務と事業活動水準の決定

## 寄せられた意見

「排出量の割当」は、実質的に事業者の事業活動水準を行政が決定するもの。譲渡可能な財産である排出権の配分は、富の分配や競争条件に直接影響する。



## 都の考え方

多くの企業が、排出量削減と事業拡大の両立をめざすようになってきています。削減義務が設定されても、事業活動の水準が決まるわけではありません。また、都の提案する制度は「排出量の割当」を行うものではありません。

### ■削減義務率の設定は客観的なルールに基づく

削減義務率は行政が恣意的に設定するものではありません。設定にあたっては、①対象事業所等のご意見をお聞きするとともに、②省エネ専門家などによる第三者検討会を設置し、客観的ルールを作成いたします。

### ■削減義務は、事業活動水準の決定を意味しない

各事業所は、省エネルギー化を推進するとともに、再生可能エネルギーの利用や削減量の購入などの方法もあわせ、温暖化ガス排出量を削減することが可能です。既に我が国でも、多くの電機メーカーや自動車メーカーなどが、事業拡大をめざしつつ、総量削減目標を決めています（図表1-1参照）。削減義務は、事業活動水準の決定を意味しません。

削減義務の導入は、今後、CO<sub>2</sub>排出量がどの程度になるか、どのように排出を小さくするか、という観点を経営判断の不可欠の要素になることを意味します。これまでも事業活動は、環境保全ばかりでなく、労働者・消費者保護等のさまざまなルールの下で営まれてきました。気候変動の危機が迫る今日、削減義務の導入は、CO<sub>2</sub>排出に関する新たなルールが加わるものであり、行政が恣意的な統制を加えるものではありません。

最近の国内主要企業アンケートでは、「排出量取引制度」の導入に賛成する企業が反対を上回りました。これも、CO<sub>2</sub>排出に関する新たなルールへの理解が企業の中にも広がってきていることを示すものだと思います（図表1-2参照）。

### ■売却可能なのは、事業者の努力で生み出される削減分

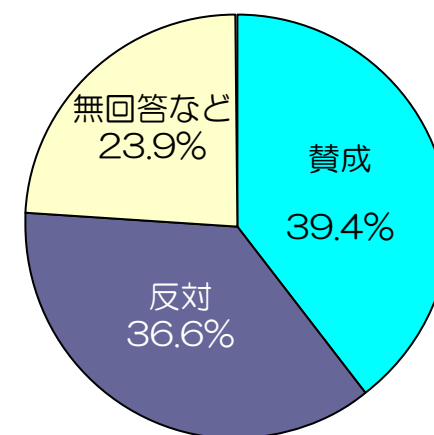
都の提案は、「排出量の配分」でなく、削減義務の設定です。売却できるのは削減義務を上回って削減した量であり、これは、行政が配分したものでなく、事業者自らの努力で生み出されるものです（図表1-3参照）。

図表1-1 総量削減目標を掲げる企業の例

- 松下グループ  
製品生産時 CO<sub>2</sub> 排出総量を'09 年度に'06 年度比 30 万トン削減  
(生産高原単位の目標から'07 年 10 月に変更)
- 三菱電機グループ  
製品生産時 CO<sub>2</sub> 排出総量を'21 年までに、基準年\*比で 30%削減  
(売上高原単位の目標から'07 年 10 月に変更)  
\*基準年は、国内単独 1990 年度、国内関係会社 2000 年度、海外関係会社 2005 年度
- トヨタ自動車  
生産分野の CO<sub>2</sub> 年間総排出量を前年度以下  
( '05 年度からはオフィス等の非生産拠点を含む )  
( '01 年度から毎年度目標を設定し、'06 年度まで継続的に目標を達成 )

※各社のプレス発表資料又は環境報告書より

図表1-2 「国内排出量取引制度」の導入についてのアンケート調査結果



業種別に見ると、  
 <製造業> 賛成 37.9% 反対 41.1%  
 <非製造業> 賛成 41.6% 反対 30.3%

東京新聞（本年1月4日付朝刊）より  
 調査対象：全国の主要企業214社  
 実施時期：昨年12月中旬から下旬  
 対象：製造業124社、非製造業90社

図表1-3 EU-ETSの排出量取引と都の制度案との比較

事項	EU-ETS	都制度案
取引の対象	行政が当初に配分した排出枠	事後的に実績が確認された削減量
取引開始時点	排出枠の割当後 (その年の排出量が確定する前から、取引できる。)	削減実績の確認後 (その年の排出量が確定して初めて、削減した分を取引できる。)

## 2 公平・公正な削減義務水準の設定

### 寄せられた意見

営業活動の実態、エネルギー効率が、業種間、企業間で異なる中で、公平・公正な削減水準の決定は困難。都からは具体的な提案や説明がない。



### 都の考え方

都の制度案は、業種や事業所の特性、これまでの削減実績など、公平性に配慮したものです。都の制度案は、対策を行わない者を放置しない点で、自主的な取組だけに頼る仕組みよりも、はるかに公平な制度です。

### ■削減義務の設定にあたって配慮が必要な公平性、公正さとは

規制に限らず、何らかの社会的な仕組みを導入するにあたって、公平性や公正さの確保が重要なことは言うまでもありません。このような場合、何をもちて公平・公正と見るかについては、立場や利害によって様々な意見がありえます。削減義務の設定に関しては、次のような点で、公平性、公正さへの配慮が必要と考えます。

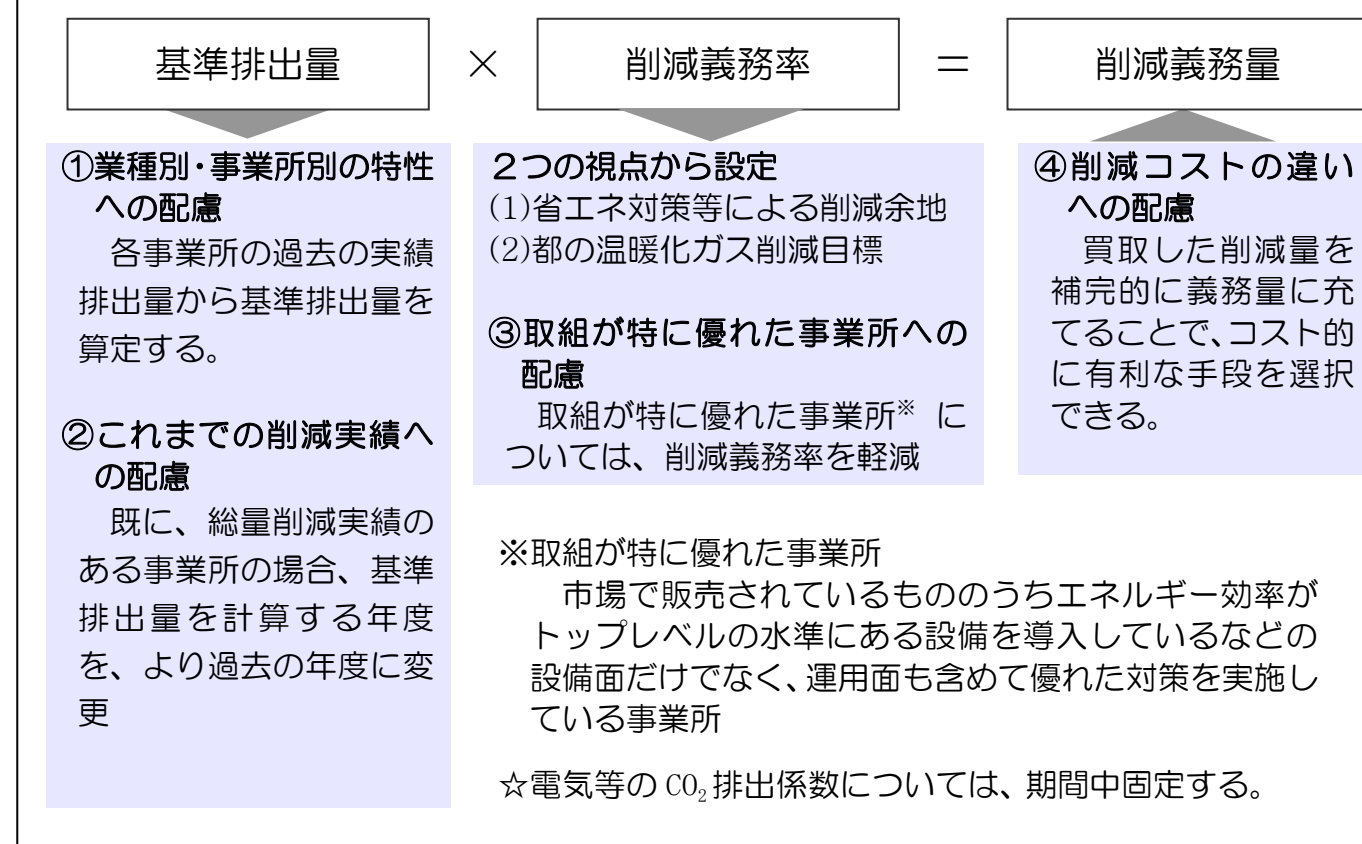
- ①業種や事業所ごとの特性への配慮
- ②これまで積極的に削減を進めてきた事業所への配慮
- ③建物や設備の省エネ性能、運用面での取組が特に優れた事業所への配慮
- ④事業所による単位あたり削減コストを大きく違わなくするための配慮

### ■「中間のまとめ」での具体的な提案

環境審議会「中間のまとめ」の提案のように削減義務を設定することにより、上記の公平性、公正さへの配慮を行うことができます（図表2-1参照）。

- ①「業種や事業所ごとの特性への配慮」：各事業所の実績排出量を削減義務の基準にすることで、それぞれの業種・事業所の特性への配慮が織り込まれる。
  - ②「これまでの削減実績への配慮」：新制度での削減義務の基準年度を過去の時点におくことで、これまでの削減量も新たな削減義務の履行分として算入される。
  - ③「取組が特に優れた事業所への配慮」：削減義務率の軽減などの配慮を行う。
  - ④「単位あたりの削減コストの違いへの配慮」：他の対象事業所の削減量等の買取制度を補完的に導入し、事業所が自らの判断でコスト的に最も有利な手段を選択できるようにする。
- このような配慮を行った削減義務の導入は、削減を行わない者が放置されてしまう「自主的な取組」だけの枠組みより、はるかに公平、公正な制度であると考えます（図表2-2参照）。
- なお、ドイツにおいては、排出枠の配分を巡って約800件の訴訟が提起されましたが、その背景のひとつは、約60もの例外ルールを設け、制度が複雑化した点にあると言われていました。都の制度では、こうした教訓を踏まえ、簡素で公正かつ透明性の高いルールの作成を目指していきます。

図表2-1 削減義務量の設定方法



図表2-2 自主行動計画の目標達成状況に見る業種別の差

経済産業省所管業種 35 業種の目標達成状況（2006 年度実績）

目標達成業種 23 業種

このうち、

3年以上連続達成の業種 13 業種

石油連盟、日本自動車工業会、日本百貨店協会など  
'06 年度に目標を引き上げた業種は 7 業種

目標未達成業種 12 業種

電気事業連合会、日本鉄鋼連盟など

☆目標未策定業種もあり

目標を継続的に達成し、目標の引き上げを行う業種もある一方で、目標が達成できていない業種も多く残っている。

※目標達成業種等の数については、2007 年 10 月 11 日中央環境審議会第 64 回地球環境部会・産業構造審議会環境部会地球環境小委員会合同会合（第23回）資料「自主行動計画フォローアップについて」（経済産業省産業技術環境局環境経済室）より

### 3 削減義務と技術革新

#### 寄せられた意見

排出権購入で削減義務を果たせる仕組みは、技術開発意欲を減退させる。また、技術革新の原資を奪う。

#### 都の考え方

都内の事業所では、既にある省エネ技術が十分に活用されていません。削減義務の導入によって、高効率の省エネ機器の需要が拡大し、新しい技術の開発も進むと考えます。



#### ■削減義務の導入で最新省エネ機器の導入が拡大。技術革新も促進

削減義務の導入により、企業の省エネ投資や再生可能エネルギーの利用が促進され、需要拡大が技術革新の促進にもつながります。

また、削減量の購入は、逆から見れば、削減量の売却です。積極的に削減に取り組む企業が経済的にもメリットを受けることができるようになれば、より一層需要が拡大し、技術革新もさらに促進されます。

#### ■都内の事業所では、省エネ技術が十分に活用されていない

都内の事業所では、残念ながら、既に市場で提供されている最新の省エネ機器が十分に活用されていません。対象事業所に設置されている冷凍機やボイラー等の熱源、ポンプ、空調機などの機器についてみると、70年代・80年代に設置された古いものも相当数残っています（図表3-1参照）。

また、熱源機器メーカーに都がヒアリングしたところ、販売されている機器のうち、標準レベルに比べ効率が大幅に高い機種が占める割合は、概ね1割から3割程度との事例があり、最新の省エネ機器が全面的には導入されていないことが分かりました。

削減義務の導入は、最新の省エネ機器に対する需要を掘り起こし、我が国の有する高い省エネ技術を東京で有効に活かすこととなります。高性能な省エネ機器に対し、これまで以上に需要が見込めるようになれば、省エネ機器メーカーが、更なる技術開発に取り組むやすくなると考えます。

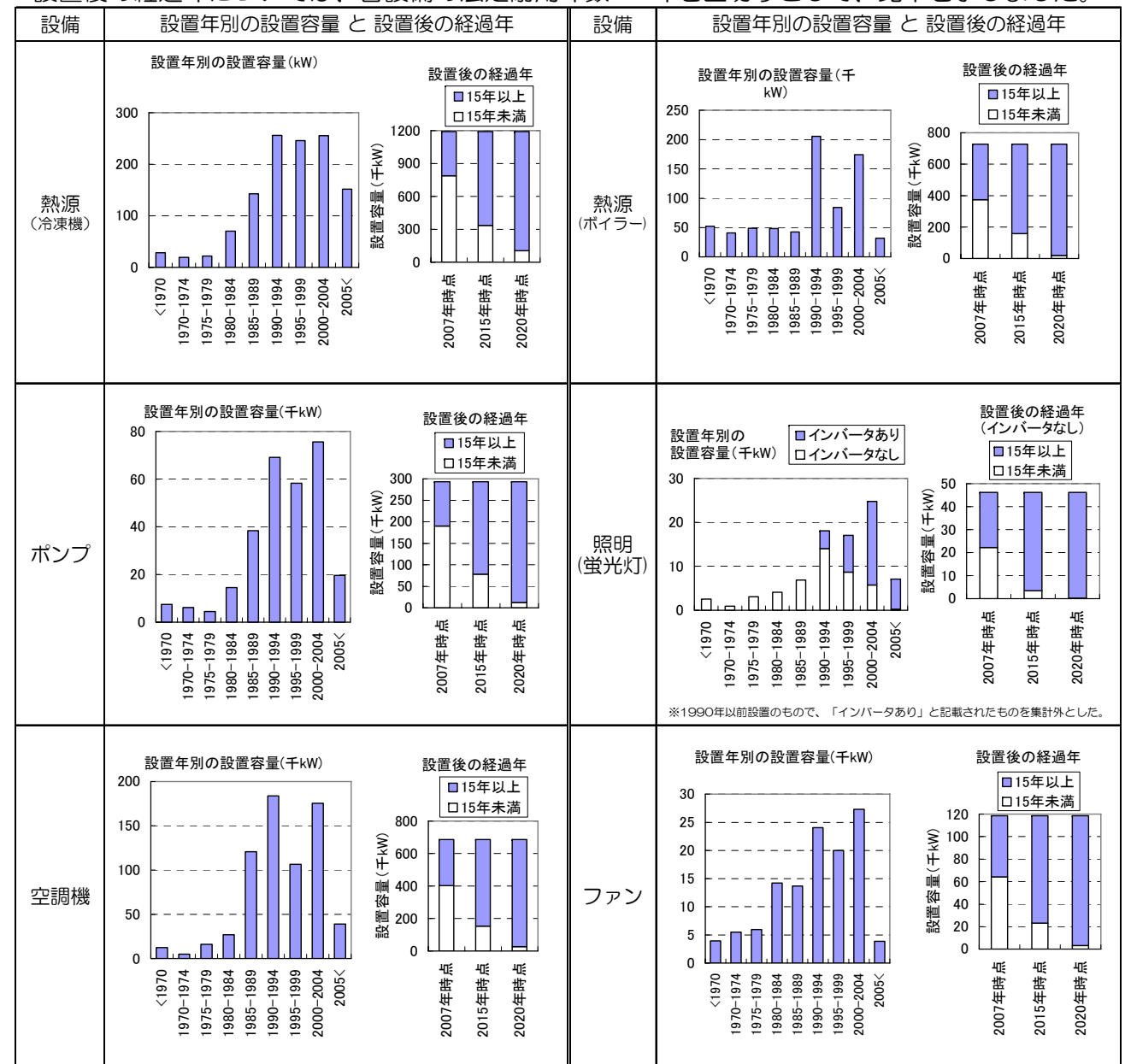
#### ■大幅なCO<sub>2</sub>削減に、新技術開発が必要な施設への配慮は必要

一方、石油精製プラントや発電所、製鉄所などの場合には、大幅なCO<sub>2</sub>削減には既存技術では不十分で、新たな技術開発が必要な場合もあると考えられますが、これらの施設は、都の制度の対象には存在しません。

我が国の優れた省エネ技術が、今後とも世界の温暖化対策に活用されるべきであることは当然であり、今後、全国的な削減義務制度を設計する中で、具体的な対応が検討されるべきものと考えます。

図表3-1 設置年別の設置容量の実態

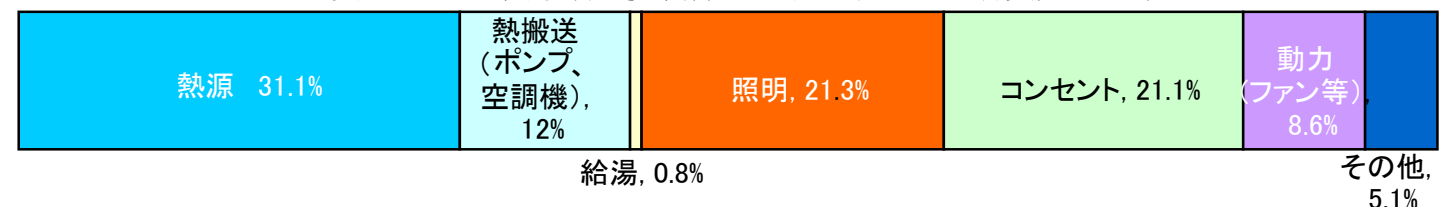
設置後の経過年については、各設備の法定耐用年数15年を区切りとして、比率を示しました。



※東京都が平成17年度からの制度対象事業所に対し平成19年10月に実施した調査の回答(業務部門437事業所)の集計(設備ごとに集計事業所数は異なります。)

※熱源について、第2回ステークホルダーミーティングで配布した「7つの論点」1ページのグラフと異なりますが、これは調査時点、回答事業所、集計単位(台数と容量)が異なるためです。

図表3-2 業務部門事業所の主なエネルギー消費先の比率



※財団法人省エネルギーセンター「ビルのエネルギー消費構造」より

## 4 全国、世界レベルでの温暖化対策との関係

### 寄せられた意見

企業は、全国的な視点で生産・流通拠点等を最適化。都独自の排出削減義務は、対策の効率性を損なう。結果的に全国レベル、世界レベルでの排出量が増加するおそれ。



### 都の考え方

多くの環境施策が、地方自治体の提起で全国に広がってきました。都の制度案は、全国レベルの排出削減を牽引するものであり、国に先駆けて実施する意義は大きいと考えます。

### ■国の遅れを理由に東京の取組を遅らせることはできない

本来、温暖化対策は、世界全体のCO<sub>2</sub>削減の枠組みをしっかりと決め、各国ごとの削減目標に基づいて、国全体で整合性をもって行われる事が、最も望ましい、あるべき姿です。しかし、我が国政府も経済界の一部も、バリ会議（COP13）での国別削減目標の設定に反対し、世界全体のCO<sub>2</sub>削減の仕組みづくりを遅らせたと評価されています（図表4-1参照）。

I P C C 報告が明確に示すように、温暖化対策の強化は、一刻の猶予も許されません。2020年に向けた世界全体の削減目標が決まっていないこと、日本の削減目標が決まっていないことを理由に、東京の取組を遅らせるわけにはいきません。気候変動の危機を回避するためには、その意思を持った企業、自治体、団体などが、率先して必要な施策を開始し、世界全体の排出削減努力を牽引することが必要なのです。


### ■先駆的な取組がなければ、全国の対策も強化されない

これまでの環境施策の歴史を見ても、東京を始め地方自治体の先駆的な施策が、我が国全体の対策強化を先導してきました。東京の企業と地方自治体が率先して、具体的な排出削減対策を強化することが、日本全体の気候変動対策の強化を可能とするのです。京都議定書を批准していないアメリカにおいても、連邦政府に先んじた州レベルでの取組が広がっています（図表4-2参照）。

都において削減義務の補完措置として導入する排出量取引制度では、東京以外の地域での削減量についても、一定の制限は課すものの対象事業所の削減量に算入することを可能としています。したがって、「全国的な視点で生産・流通拠点等の最適化を進めている企業」であっても、対策の効率性を考慮しながら、都の削減義務へ対応することができます。

都の提案は、全国レベルでの削減を牽引するものであり、「全国レベル、世界レベルでの排出量増加を招く」という批判は、これまでの環境施策の歴史を無視した議論であると思います。

**図表4-1 インドネシアで新聞に掲載された環境NGOによる全面広告**



COP13が大詰めを迎えた昨年12月14日に現地インドネシアの新聞「ジャカルタ・ポスト」に掲載された広告。

福田首相、ブッシュ米大統領、カナダのハーパー首相の顔写真を並べ、3国に2020年の排出削減目標設定への抵抗を止めるよう求めている。

☆24時間で178カ国の5万人以上が署名したという要請文

*"We call urgently for the US, Canada and Japan to stop blocking serious 2020 targets for emissions reductions, and for the rest of the world to refuse to accept anything less."*

### 【バリロードマップ】

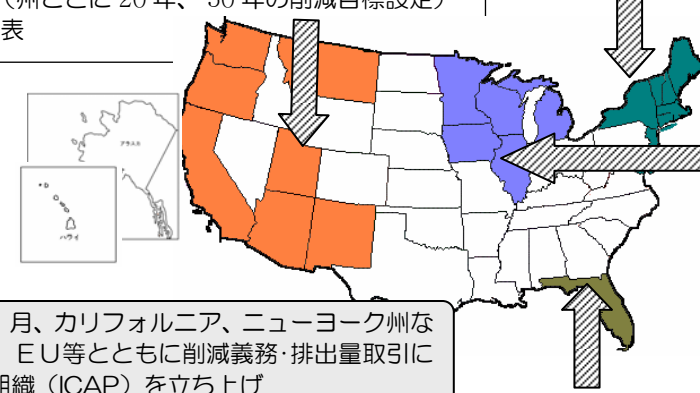
COP13で採択された、いわゆるバリロードマップには、米国や日本の反対で数値目標が記載されませんでした。しかし、同時に採択された京都議定書締結国のワーキンググループが合意した文書では、先進国全体で2020年までに1990年比で25~40%の削減が必要ということが明記されており、日本政府も合意しています。日本の2020年までの削減目標は今後、ポスト京都の枠組が決まる過程で、具体的に決められていくと考えますが、その達成に向けて、我が国の主要企業、大規模排出事業所は、どこに立地していようとも、法的な削減義務になるかどうかは別にして、更なる温暖化ガスの削減が求められることは確実です。

### 図表4-2 アメリカ各州に広がる「削減義務と排出量取引制度」

◆制度の導入を決定した州と、導入に向けた検討を具体的に進めている州は、合計24州（全51州の約半数）  
その合計人口は、約1億6千万人（日本の総人口を超える規模に達する）

- カリフォルニア州 地球温暖化対策法を制定('06年9月)
  - ・「排出上限規制（キャップ）」を'12年から導入
- 「西部気候イニシアティブ」(WCI)
  - ・カリフォルニア州など西部7州の取組。カナダ2州も参加
  - ・複数の部門に対する「削減義務と排出量取引制度」の導入を目指す。
  - ・参加各州合計で、'20年までに温暖化ガス排出量を'05年比15%削減（州ごとに'20年、'50年の削減目標設定）
  - ・'07年2月発表

- 「地域温室効果ガスイニシアティブ」(RGGI)
  - ・ニューヨーク州など北東部10州による、火力発電所に対する「削減義務と排出量取引制度」の導入
  - ・削減目標「'00~'04年平均比で、'18年に10%削減」
  - ・'05年に制度設計の覚書を公表
  - ・'09年からの施行にむけて、制度詳細を構築中



- 「中西部地域 温室効果ガス削減アコード」(MGGA)
  - ・アイオワ、イリノイ、ミシガン州等中西部6州の取組。カナダ1州も参加
  - ・参加州の削減目標と整合性のある地域削減目標を設定
  - ・複数の部門を対象とする「削減義務と排出量取引制度」を開発
  - ・'07年11月発足。12ヶ月以内に制度の合意案とモデルルールを開発し、'10年5月までに施行

◇ '07年11月、カリフォルニア、ニューヨーク州など12州は、EU等とともに削減義務・排出量取引に関する共同組織（ICAP）を立ち上げ  
\*国の枠組みを超えた、連携が始まろうとしている。

■フロリダ州 知事が、州内での「削減義務と排出量取引制度」の検討開始を指示（'07年7月）

## 5 都市活力と削減義務

### 寄せられた意見

排出枠の設定は、事業活動が活発な事業者の制約要因になる一方で、顧客の支持を得られなかった事業者の損失を補填。努力するものが報われず、都市の活力の原動力をそぐ。



### 都の考え方

CO<sub>2</sub> 排出を大幅に削減する低炭素型社会への移行が経済成長につながる、という考え方が世界の企業の中に広がっています。東京を、いち早く低炭素型社会に対応させることこそ、都市の活力を維持するための施策であると考えます。

### ■事業活動の拡大と温暖化ガス削減の両立が必要

企業経営に必要なからという理由で、CO<sub>2</sub> を無制限に放出する事は、もはや許されません。これからの企業には、顧客からのニーズに応じて事業活動を活発化させる場合であっても、CO<sub>2</sub> の排出削減が求められるのだと考えます。我が国でも、電機業界などにおいては、主要なメーカーが次々に、事業活動の拡大を目標として掲げながら、総量削減の目標を掲げるようになってきています。

さらに、低炭素型への移行が経済成長につながる、という考え方が、世界的に企業の中に広がってきています。バリ会議直前の昨年 11 月 30 日、欧米などのグローバル企業 150 社が、法的拘束力のある排出削減の枠組策定を呼びかけた声明の中でも、「低炭素経済への移行は、重要なビジネス機会を創出する」「気候変動対策は、成長志向戦略であり、気候変動を無視することは、最終的に経済成長を損なう」という認識が示されています（図表 5-1 参照）。

### ■低炭素型への移行が、都市の活力維持につながる

先進国には今後、京都議定書のレベルを超える大幅な排出削減が求められることは確実です。到来しつつある CO<sub>2</sub> 排出制約の時代に東京をいち早く対応させ、世界で最も効率の良い都市、低炭素型社会にいち早く適応した都市にしていくことが、東京の都市活力を維持することにつながると考えます。大規模排出事業所への削減義務の導入は、中小規模事業所、家庭、運輸部門対策などとともに、東京を低炭素型都市にしていくために必要な施策です。

なお、事業所の排出量の減少が、単に企業活動の縮小によって起きる場合には、省エネ投資等の積極的な行動につながりません。このため、環境審議会の中間まとめでは、「削減対策によらず事業活動が極端に減少したことで排出量が大幅に減少した事業所が、過大な削減量売却益を得ることが無いような仕組み」も検討することとしています。

### ■都市の成長に配慮した制度

なお、都の制度案は、制度開始後に建設され、新たに対象となる事業所については、床面積当たりの CO<sub>2</sub> 排出量などをもとに基準排出量を設定するので、都市開発が阻害されることはありません。

図表 5-1 気候変動に関するバリ・コミュニケ

欧米などのグローバル企業 150 社による声明

（主に求めている内容）

- ・気候変動対策に関し、包括的で法的拘束力を持つ世界的な枠組み
- ・主として科学的根拠に基づき示される排出削減目標
- ・先進国の最大限の努力
- ・この機会を逃すことなく、世界のリーダーが、ロードマップに合意すること

（気候変動と費用に関する主な認識）

- ・気候変動の最悪の影響を避けるための温暖化ガス排出量の削減対策の費用は、特に国際的に共通のビジョンがあるならば、管理しやすい。
- ・低炭素経済への移行は、重要なビジネス機会を創出する。世界が必要とされる規模で行動するならば、低炭素な技術や生産物の新たな市場が、何十億ドルという規模で、生まれるだろう。
- ・気候変動対策は、成長志向戦略である。気候変動を無視することは、最終的に経済成長を損なう。

図表 5-2 世界の都市等の CO<sub>2</sub> 削減目標

地域、都市等	中長期目標	イメージ
EU	2020 年までに 1990 年比で少なくとも▲20%（'07年3月、「気候変動とエネルギーに関する総合的政策」）	
ロンドン	2025 年までに 1990 年比▲60%（'07年2月、『ロンドン気候変動アクションプラン』）	
パリ	2050 年までに 2004 年比▲75%（'07年10月、『パリ市気候計画』）	
ニューヨーク	2030 年までに 2005 年比▲30%（'07年4月、『グリーナー、グレーターニューヨーク』）	
カリフォルニア	2020 年までに 1990 年レベルに削減（'06年9月、『カリフォルニア州 地球温暖化対策法』）	

## 6 テナントビルにおける温暖化対策

### 寄せられた意見

テナントビルの排出原因はテナント事業者の活動そのもので、ビル所有者に責任を負わせることは合理性を欠く。テナント構成の変化に伴い排出量が大幅に増加することがある。



### 都の考え方

ご意見をふまえて、テナントの協力が得られる仕組みづくり、テナントの大幅な変更に対応する措置などを検討しています。

### ■テナントの協力が得られる仕組みづくり

業務部門の集中する東京において、テナントビルでの温暖化対策は重要な課題です。都では、ステークホルダー・ミーティングでのご意見などを踏まえ、オーナーとテナントが協力して排出削減を進めるため、次のような仕組みづくりを考えています。

#### ① テナント事業者に対する、ビルオーナーの温暖化対策への協力義務

テナント事業者の協力義務の内容を明確にし、ビルオーナーがテナント事業者に具体的な取組を求めることができるようにします。

#### ② テナント事業者の協力を担保する措置

テナント事業者に対し、必要に応じて都が直接指導・助言をしたり、さらに不十分な場合には勧告や氏名の公表を行います。

#### ③ テナントの本社を巻き込んだ対策を推進する仕組みづくり

中小規模事業所を有する大企業に、中小規模事業所の省エネ報告書（仮称）の一括提出を義務付ける制度を導入し、テナントの本社等も巻き込んだ対策を推進します。

### ■テナント事業者の大幅な変更に対応した基準排出量の変更

テナントビルでは、テナント事業者の入れ替りが排出量に影響を与えることがあります。大規模テナントの入退去によりビルの使用形態が変わるなど、排出量が大幅に変化するような場合は、現行制度と同様に、新制度においても、基準排出量の変更を行う仕組みを導入します。

### ■削減義務という枠組みの下で取組が進む対策

多くのテナントビルでは、空調等の光熱費は共益費等で一律に徴収されており、テナント事業者には省エネ対策へのインセンティブが働きにくくなっています（図表6-1参照）。これに対し、一部の先進的なテナントビルでは、省エネ対策による光熱費削減分をテナント事業者に還元することでメリットを与え、取組を促す工夫も行われてきています（図表6-2参照）。

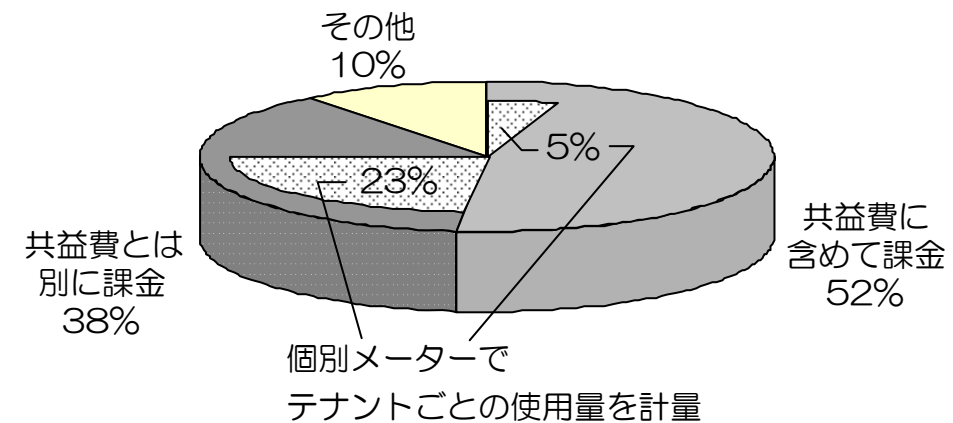
こうしたやり方は、テナント事業者に削減のインセンティブをもたらす有効な手法ですが、一方で、ビルオーナーにとっては、省エネ対策による経済的メリットが減るという面もあります。これがこの手法が普及しにくい要因のひとつとなっています。

しかし、ビルオーナーに削減義務が導入されれば、省エネ対策の効果の一部をテナント事業者に還元し

ても、テナントビル全体の排出削減に繋がり、ビルオーナーにも、削減義務の達成という新たなメリットが生じることとなります。このように、現状では、進みにくいテナントビルの温暖化対策も、削減義務という枠組みの下で、これまで以上に進めて行ける可能性があると考えます。

図表6-1 テナントへの空調費の課金方法

- ・半分程度の事業所では、共益費に含めて空調費を課金している。
- ・また、多くはテナントごとの空調エネルギー使用量を計量していない。



※東京都が平成17年度からの制度対象事業所に対し平成19年10月に実施した調査の回答（業務部門172事業所）の集計

図表6-2 テナントビルにおける省エネ推進方法の例



東京都地球温暖化対策推進ネットワーク「テナントビルの省エネルギー対策」より

## 7 「自主的な取組」だけに頼ることの限界

### 寄せられた意見

現行制度の改善を放棄し、削減義務と排出量取引制度が唯一の施策であるかのように論じている。対策が遅れている主体を特定し、その要因等を明らかにすることが重要



### 都の考え方

これまでの5年余の経験は、「自主的な取組」だけでは限界があることを示しています。

#### ■都の提案は、現行制度の実績を踏まえた改善策

都の提案は、2002年に開始した最初の地球温暖化対策計画書制度と2005年からの現行制度の経験を踏まえ、その改善策として提起したものです。最初の計画書制度は、事業所に対し自主的な計画の作成を求めたものでしたが、提出された削減目標は3年間で2%という低い水準のものでした。

そこで、2005年から開始した現行制度では、事業所の自主的な取組を前提に、更なる排出削減を実現するため、計画策定にあたって指導・助言を行い、評価・公表するという仕組みを導入しました。この結果、最初の制度より取組が進みましたが、一方で、「自主的な取組」だけに頼ることの限界も明らかになりました。

#### ■「自主的な取組」だけでは限界

現行制度において、対象事業所から当初、提出された計画（案）では、投資回収年数3年以内の一般的な省エネ対策（基本対策）すら半数の事業所では計画されませんでした。これに対し、粘り強く、きめ細かい指導・助言を行った結果、ようやくほぼすべての事業所で基本対策レベルの対策が計画されるようになりました。しかし、それでも基本対策を超える対策を積極的に計画する事業所は、一部にとどまりました（図表7-1参照）。

多くの事業所の現場スタッフから「実施可能な対策があっても、投資回収に長期間を要する対策は、トップの判断がないと進めない」などの意見が聞かれ、現行制度の枠組みでは、多くの事業者は基本対策以上の資金調達が必要な対策には、なかなか手が出ない、という実態が明らかになりました。これは、今回、データでお示したように、多くの事業所で更新期を過ぎた熱源機器が残っていることや、高効率の省エネ機器の販売シェアが小さいことでも裏付けされます。

#### ■「きめ細かい指導助言」では、現行制度の改善にならない

これまで経済界からいただいている改善案では、対策の強化につながらないことは、第2回のステークホルダー・ミーティングでもお答えしました。「きめ細かい指導助言」自体は意味のあることですが、既に現行制度でも、高効率の省エネ機器が導入されていないなどの問題点を示しながら、「きめ細かい指導助言」を行っています。その結果が、「基本対策は計画化されたが、基本対策を超える対策を積極的に計画する事業所は一部にとどまっている」、という現在の状況なのです。

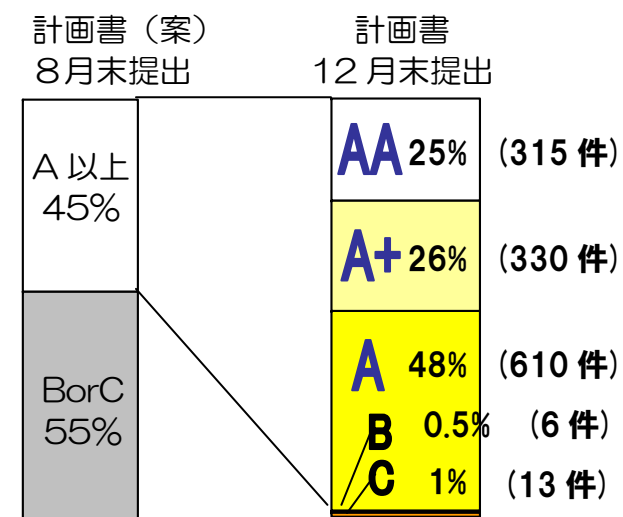
現行制度下では、基本対策はほぼすべての事業所で実施されることから、今後排出削減を進めるためには、さらにより踏み込んだ対策が必要になります。しかし、「自主的な取組」という枠組みだけでは、

その実施は望めません。現行制度を上回る大きな成果を上げるには、規制的な措置を講じて、CO<sub>2</sub>排出に係るコストを企業経営上のコストとしてしっかりと位置づけることが必要です。新たな制度は、総量削減の義務を設けますが、削減の方法は自らの事業所において最も適切な方法を選んで省エネを進めるとともに、他者の削減量の買取りもできるなど、さらに自主的に判断できる柔軟な制度になります。

このように、都はこれまでの制度運営の実績と経験を踏まえ、現行制度の改善策として、総量削減義務の導入を提起しているのです。

なお、事業者の取組状況について、長年の省エネ努力や削減ポテンシャル、CO<sub>2</sub>の排出効率等に基づいて評価すべきとのご提案をいただいておりますが、これらの視点につきましては、都が提案している制度案においても反映させております。各事業所が、効果的に省エネルギー対策を進める上で必要なノウハウの共有化や支援策のあり方などについては、今後とも関連業界の方々などともご相談していきたいと考えています。

図表7-1 評価結果の推移



※H17、H18年度の対象1,274事業所集計

・基本対策を超える対策を積極的に計画する事業所（AA評価）は4分の1にとどまった。

・半分近い事業者は、基本対策レベル（A評価）

・指導・助言により、B評価、C評価はほとんどなくなった。

# 「EU域内排出量取引制度(EU-ETS)」に関する論点について

## 経団連等のご意見の趣旨

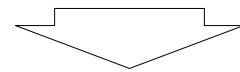
『EU域内排出量取引制度 (EU-ETS) についてはその問題点を学ぶべき』

### ●EU-ETS は実効性がない。

- 衡平かつ合理的な CAP の配分を行う事は極めて困難である。
- 排出削減の点で効果があがっていない。
- 排出量取引の実態はマネーゲームである。

### ●EU などにおいても EU-ETS は批判の対象となっている。

- 日・EUビジネスダイアログラウンドテーブル
- 欧州委員会副委員長（企業・産業担当）のグンター・フェアホイゲン氏の発言
- IISI（国際鉄鋼協会）の提言



★東京都において、真に実効性ある温暖化対策を進めるためには、EU-ETS の失敗例を後追いすることは、賢明な方策といえない。

★国際的にみても、EU-ETS のような排出量取引制度に限らず、様々な解決策について検討が進められているところであり、性急に結論を出すべきではない。

★都の現行制度は、「地球温暖化対策ネットワークの構築」により、大企業のみならず中小企業も含めた官民の協力体制が既に構築されている。

★経済界としては、引き続き、現行制度の改善等を通じて、きめ細やかな問題分析と効果的な対策を推進し、都のカーボンマイナスプロジェクトに協力していく。

## 寄せられたご意見に関する都の考え

### ①都が提案している制度案は、EU-ETS と同じものではありません。

- 都の提案している制度は、これまで5年間の「地球温暖化対策計画書制度」の運用実績を踏まえ、東京の実態にあった総量削減のための制度として構築しているものです。
- EU-ETS の仕組みをコピーしたり、そのまま輸入するものではありません。
- なお、ご指摘いただいている「EU-ETS の実態」は、試行期間と位置づけられている第1期間(2005-2007)のものであり、EUでも改善すべき課題があったと認識されていると理解しています。

### ②「削減義務+排出量取引制度」には、様々なバリエーションがありえます。世界各地でその地域の実情に合わせた制度設計が進んでいます。

- 現在、オーストラリアやニュージーランド、アメリカの各州など、世界の多くの国や地域で、温暖化ガスの削減義務と排出量取引制度の導入に向けた検討が進んでいます。
- その内容には、様々なバリエーションがあり、EU-ETS が唯一のモデルではありません。

### ③したがって、都の提案に関する議論の中で、EU-ETS そのものについて論ずることは、あまり大きな意味をもちません。しかし、今後、都提案についての建設的な議論を可能とするために、ご指摘いただいた点について、都は、情報確認のための調査等を行いました。まだ調査中の段階ですが、これまでに得られたいくつかの情報をご紹介させていただきます。

- EU-ETS に関する経団連等からのご指摘には、2007年6月に公表された「EU域内排出量取引制度に関する調査報告書（環境省・経済産業省・日本経済団体連合会）（以下「EU-ETS 調査報告書」）」に基づくものが、複数含まれています。
- 建設的な議論を行うためには、事実関係についての正確な理解が必要であると考え、調査報告書に掲載されているヒアリング先などに、都は、直接、連絡をとるなど、情報確認等をさせていただきました。
- 現在、まだ調査中の段階ですが、これまでに得られたいくつかの情報等について、ご紹介させていただきます。



■ 論点 1 : 「衡平かつ合理的な CAP の配分を行う事は極めて困難である」 ～排出枠の割当の公平性等を巡り、EU では、訴訟が多発

経団連等からのご指摘

- 第一期間の排出枠割当は電力を除いて極めて緩く設定されており、EU15 カ国の製造業合計では、2005年の排出実績に対して 16%も大きなものとなっている(図表 1)。(出典 1)

【図表 1】 EUETS の排出実績に対する排出枠の削減率(EU15)

	電力	鉄鋼	セメント等	紙・パルプ	製造業計
EUETS (NAP1) 2005(実績) →2007 (排出枠) の削減率	▲7.1	20.6	7.9	25.4	16.0

※EUETS の 05 年度実績データは、第三者検証機関の検証を受けたもの。

(出典 1) 経済産業省

- ◆ 第 1 期間における対象事業所への排出枠の割当が緩かったことは、EU においても指摘されています。
- ◆ EU 委員会は、本年(2008 年)から開始される第 2 期間では排出枠の割当を厳しくし、2013 年以降の第 3 期間は、更に削減率を強化する、としています

① 第 1 期間の排出枠設定時、EU では規制対象事業所の CO<sub>2</sub> 排出量等のデータを有していなかったことが指摘されています。→結果、割り当てた排出枠が緩くなったと分析されている。

○ 第 1 期間(2005-2007)の排出枠設定にあたっての最大の問題は、都のように事業所のデータを事前に有しておらず、対象施設(対象事業所)の排出量データを持っていなかったことである、と指摘されています。

【情報 1-①】 排出枠の設定時の実態 ～企業のボランタリーな協力によりデータを入手

- マサチューセッツ工科大学デニー・エラーマン教授らは、その論文中で、「EU-ETS における排出枠設定にあたっての最大の問題は、対象施設(対象事業所)の入手可能なデータが欠如していたこと」と指摘しています。
- 「CO<sub>2</sub>インベントリは、燃料消費の総量に基づくものであり、デンマーク以外は、対象施設毎のレベルのデータが存在しなかった」こと、また、「データを収集する法的根拠がなかったため、結果的には、対象企業のボランタリーな協力によってデータを直接入手せざるをえなかった」こと、その結果、「本来であればより望ましい配分方法が実施できなかった」ことが分析されています。

(出典) "The European Union Emissions Trading Scheme: Origins, Allocation, and Early Results", A. Denny Ellerman and Barbara K. Buchner, Review of Environmental Economics and Policy, 11/1/2007, Oxford journals

② EU 委員会では、2008 年から開始された第 2 期間(2008-2012)では、排出枠を厳しくし、現在、排出枠の設定に取り組んでいる第 3 期間(2013～)においては、更に削減率を強化する意向、とのことです。

【情報 1-②】 EU-ETS(第 2 期間)における排出枠 (EU27 カ国)

- 「第 2 期間の各国の割当量は、全体で 2005 年比 ▲5.7%」  
(2007 年 11 月 30 日 産構審・中環審 合同部会資料(資料 4)より)
- CAN EUROPE のトーマス・ウィンズ氏より都に提供されたデータにおいても、第 2 計画期間の割当量は、2005 年比 ▲5.76%、とのことです。(2007 年 1 月、東京都環境局への提供)

【情報 1-③】 現在、「2020 年までに 20% 或いは 30% 削減」する目標が達成できるような、第 3 期間の排出枠の設定に取り組んでいる。

- 私たちは今、2020 年までに 20%、あるいは 30% の削減を行うという包括的エネルギー政策を実施するための規則の改正に取り組んでいます。
- そして、2013 年からの第 3 期間において、この目標を達成できるように、加盟国への(排出枠の)割当に上限(CAP)を設ける作業に取り組んでいます。

(出典) 欧州委員会 Simon Marr (サイモン・マー) 氏からの回答(2007 年 1 月、東京都環境局へのコメント)

## 経団連等からのご指摘

- 割当の公平性等を巡り訴訟が多発している。企業が各国政府を提訴した事例がEU全体で800件程度あった。また、英・独政府が欧州委員会を提訴した。(出典2)

(出典2)「EU域内排出量取引制度に関する調査報告書」  
(2007年6月公表、環境省・経済産業省・日本経済団体連合会)  
環境省・経産省・経団連が合同で行った「欧州委員会 (European Commission)」(Yvon Slingenberg氏, Simon Marr氏, Julie Raynal氏, J. Enzmann氏) へのインタビュー結果  
(実施年月日: 2007年4月24日 9:30-12:00)

『割当の公平性等を巡り訴訟が多発している。企業が各国政府を提訴した事例がEU全体で800件程度あった。また、英・独政府が欧州委員会を提訴した(英は妥協して決着。独は係争中)。(欧州委員会)』

『企業が各国政府に起こしている中では、ドイツが典型。国内の割当方法が60あり、数百件の訴訟が起きている。多くは割当の公平性が論点。欧州委員会を訴えた例では、イギリスとドイツの例。イギリスが国別割当の増加、ドイツは事後調整を巡って欧州委員会を提訴した。』

- 第二期間の排出枠割当についても、ポーランド、ハンガリー、チェコ、スロバキア、エストニア、ラトビアが提訴することを決定。今後、その他の国が提訴する可能性もあり。(出典1)

(出典1)経済産業省

- ◆ 第1期間の排出枠の割当に関する、「企業が各国政府を提訴した800件程度の訴訟」の大半はドイツで発生していますが、これはドイツ特有の事情によるところが大きいようです。

### ①ドイツにおける訴訟事情

#### ●独は、排出枠設定時、約60の例外ルールを設定し、複雑化

- 独では、第1期間(2005-2007)の排出枠設定にあたっては、業種や企業の個別事情に対応させるために、約60もの例外ルールを設けており、これが排出枠の配分方法を複雑化し、訴訟を招く要因になったことが指摘されています。

【情報1-④】EU委員会、Simon Marr(サイモン・マー)氏からの回答(「EU-ETS 調査報告書」におけるヒアリング先のひとつ)

- 「独の実施規定は非常に複雑であり、それがこのような大量の訴訟を招きました。」
- 「しかしながら、(他の)加盟国からは、このような量の訴訟の報告は受けておらず、これは明らかに例外的です。」  
(2007年1月、東京都環境局へのコメント)

#### ●独の訴訟は、既に決定していた排出枠のレベルを、配分の途中で変更したことに起因との指摘

#### ●独ではもともと、行政訴訟件数が日本よりはるかに多いことにも留意が必要

- 独では、一度、決定していた排出枠のレベルを、配分の途中で変更したことが、およそ800件もの訴訟を招いた理由だと指摘されています。

【情報1-⑤】事後調整を巡る訴訟の提起

- 個別の既存施設への配分は、実績排出量に、遵守因子(CF: compliance factor)を乗じた量が無償で配分
- 独のNAPで決定されていた遵守因子は、2004年4月に国内法制化される段階で修正された。
- この遵守因子の変更を受け、独国内では初期配分問題を巡っておよそ800件も訴訟が提起

(出典)『EU 排出権取引制度(EUETS)の研究』(岡敏弘・山口光恒、2007.3.30より)

【情報1-⑥】独と日本では異なる訴訟事情

～独ではもともと、行政訴訟件数が日本よりはるかに多いのが実態

	行政訴訟件数 (年間)	(参)日本対比
ドイツ	約20万	約100倍
フランス	約12万	約60倍
日本	約2,000	—

(出典)「行政事件に関する統計資料」最高裁判所事務総局行政局調査、平成14年4月8日

### ②ご指摘にある第1期(2005-2007)の英国と独政府のEU委員会に対する訴訟は解決済みです。

### ③現在、第2期の排出枠の割当については、ポーランド、チェコなど7国が、EU委員会を提訴していますが、EUのNGOの一つは、「これらのケースは一種の政治的な発言であるかのようにみられる」と評価しています。

【情報1-⑦】CAN EUROPE Tomas Wyns(トーマス・ウィンズ)氏の見解(「EU-ETS 調査報告書」におけるヒアリング先のひとつ)

- 「われわれの評価によれば、ECは客観的でかつ一貫性のある(配分)方法をとっているため、勝訴は難しいだろう。これらのケースは、一種の政治的な発言であるかのようにみられる。」

(2008年1月、東京都環境局へのコメント)

## ■ 論点 2 : 「排出削減の点で効果があがっていない」

### 経団連等からのご指摘

- EU15 の 05 年 (EU-ETS 導入後) のエネルギー産業部門と製造業・建設業部門を合わせた CO2 排出量は 90 年比 1.7% の減少 (省エネの度合いを見るのは、EU15 の先進国で比較するのが適当)。
- 加えて、イギリス及びドイツにおいては、特殊要因がある (イギリスでは、石炭から天然ガスへの燃料転換の進展。ドイツでは燃料転換に加えて東西統一による削減余地の拡大)。両国を除いた EU13 での基準年からの動向を見ると 13.7% の増加となり、実態として、排出削減の効果は認められない。
- 一方、日本や東京都では、経団連自主行動計画や地球温暖化対策計画書制度の中で、規制的手段を伴うことなく、着実な成果を挙げている。

【図表 2】経団連自主行動計画と EU の比較

(百万 tCO<sub>2</sub>)

	基準年	最新年	基準年比
EU15 (エネルギー産業部門、製造業・建設業部門)	1,762	1,732	▲1.7
EU13 (部門同 英・独除く)	856	973	13.7
日本 (エネルギー転換部門、産業部門)	550	531	▲3.5
東京都地球温暖化対策計画書制度	12.0	11.8	▲2.0

※EU の基準年は 90 暦年、最新年は 05 年 (UNFCCC ホームページより)。

※日本の基準年は 90 年度、最新年は 06 年度 (速報値)。

※東京都の基準年は 02-04 年度の 3 年平均、最新年は 05 年度

なお、排出量は 17 年度計画書提出事業者の数値で、都全体の排出量ではない。

◆ 意見書で引用されている EU と日本のデータは、比較対象範囲が異なっており、適切な比較になっていません。

① EU-ETS は 2005 年 1 月 1 日にスタートした制度です。EU の排出量として引用されている時期 (1990 年～2005 年) のデータでは、EU-ETS の削減効果を論じることはできません。

- 図表 2 では、EU13 の総排出量の実績については 1990 年と 2005 年との比較を、日本の総排出量の実績については 1990 年度と 2006 年度との比較を行っています。
- EU-ETS は 2005 年 1 月 1 日からスタートした制度です。このため、この期間の比較では、EU-ETS による削減効果について論じることはできません。

② 図表 2 で引用されている EU と日本の排出量のデータは、集計範囲が異なっています。EU のデータは、「業務・家庭部門の電気や熱の消費に伴う排出量」を含んでいますが、日本のデータにはこうした排出量は含まれていません。このため適切な比較ができないと考えます。

【情報 2-①】各国が国連に統一的に報告しているインベントリ (目録 : 国連気候変動約組条約 (UNFCCC)) では、「電気や熱の消費に伴う排出量」は、「エネルギー産業部門」に計上

図表 2 では、EU の排出量は、国際的に共通のガイドラインのもとに「EU が国連気候変動約組条約に報告した温暖化ガスのインベントリ (目録) データ」を引用し、日本の排出量は、「日本が国連気候変動約組条約に報告したデータ」ではなく、国内で経年的に「環境省が公表しているデータ」を引用しているため、データの集計範囲が、以下の 2 点で異なっています。

■ 「電気や熱の使用に伴う排出量」を計上する部門の取扱い

EU のデータでは、電気や熱の生産に伴う排出を直接「エネルギー産業部門」に計上し、日本のデータでは電気や熱を消費する部門に計上しています。

このため、業務部門、家庭部門等における電気や熱の消費に伴う排出については、EU のデータでは「エネルギー産業部門」の中に含まれますが、日本のデータでは「エネルギー転換部門」に含まれていません。

■ 「産業部門」に含まれる業種の取扱い

図表 2 の比較表における日本のデータでは、「産業部門」に、農林・水産・鉱業の排出量を含んでいますが、EU のデータでは「製造業・建設業部門」に、これらの排出量を含んでいません。

(出典) 環境省 : [http://www.env.go.jp/press/file\\_view.php?serial=10413&hou\\_id=9002](http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=10413&hou_id=9002)、UNFCCC : [http://unfccc.int/ghg\\_emissions\\_data/items/3800.php](http://unfccc.int/ghg_emissions_data/items/3800.php)

③ 同じ出典のデータを用い、同じ集計範囲で比較した場合、日本の最新年の排出量は基準年比「▲3.5%減少」から「11.7%増加」となり、日本と EU13 に大きな差はなくなりました。

【情報 2-②】UNFCCC のデータをもとに、「エネルギー産業部門」と「製造業・建設業部門」の直接排出量 (図表 2 の EU の集計範囲と同じ) の比較をした場合

	基準年 (百万トン CO <sub>2</sub> )	2005 年 (百万トン CO <sub>2</sub> )	基準年比
EU15	1,784	1,757	▲1.5%
EU13	868	989	14.0%
日本	688	768	11.7%

・ EU の値が図表 2 と異なるのは、図表 2 は CO<sub>2</sub> のみ、上表は GHG の排出量であるため

・ 日本の排出量が図表 2 と異なり、大きく増加しているのは、業務部門や家庭部門における電気利用量の増加により「エネルギー産業部門」の直接排出量が増加していることによるものと考えられる。

【情報 2-③】UNFCCC のデータをもとに、「製造業・建設業部門」で比較した場合

	基準年 (百万トン CO <sub>2</sub> )	2005 年 (百万トン CO <sub>2</sub> )	基準年比
EU15	620	558	▲10%
EU13	362	368	1.7%
日本	369	370	0.3%

(出典) 【情報 2-②】【情報 2-③】ともに、UNFCCC (国連気候変動枠組み条約) ホームページの掲載情報から東京都環境局作成  
[http://unfccc.int/ghg\\_emissions\\_data/items/3800.php](http://unfccc.int/ghg_emissions_data/items/3800.php)

## ■ 論点 3 : 「排出量取引の実態はマネーゲームである」(削減義務者による「実需取引」は稀である)

### 経団連等からのご指摘

- 削減のための限界費用が均等化され、負担の公平性が図れるとされているが、現実には、対象となる11000余施設のうち、排出権取引を行ったものは、わずか50社に留まる。(出典2)
- 市場参加者のほとんどが金融やブローカーなどの利益目的の参加者であり、排出削減義務を課せられた事業者による実需取引は稀なのが実態である。  
(出典2)

(出典2)「EU域内排出量取引制度に関する調査報告書」  
(2007年6月公表、環境省・経済産業省・日本経済団体連合会)

環境省・経産省・経団連が合同で行った「英国の金融アドバイザー会社CEAG:Consilience Energy Advisory Group」のLiz Bossley氏へのインタビュー結果  
(実施年月日:2007年4月26日 11:00~12:00)

『対象施設は10,000事業所あるが、活発に取引を行っているのは50社程度である。市場参加者のほとんどが金融やブローカー(数千業者)などの利益目的の参加者である。排出削減義務を課せられた事業者による実需取引は稀(rare)なのが実態である。今年、米国系ヘッジファンド20~30社程度も参加している。』

◆ 今回、都は、「EU-ETS 調査報告書」のヒアリング先であるCEAGのリズ・ボッセリー氏などへ、直接、問合せを行いました。「市場参加者のほとんどが、金融やブローカーなどの利益目的の参加者」という表現は、必ずしも正確ではないと考えます。

### ① 活発に取引を行っているのは、電力事業者やエネルギー事業者、とのこと。

【情報3-①】CEAGのLiz Bossley(リズ・ボッセリー)氏からの回答(「EU-ETS 調査報告書」におけるヒアリング先のひとつ)

- 「誰が市場で取引しているかに関する具体的なデータは入手困難ですが、私が日本からの調査団に話した内容は、私の個人的な経験に基づくもので、以下のようなケースです。」
- 「EU-ETSのなかで最も活発な取引を行っているのは、大手公共企業体(the big utilities)、特に発電事業者です。これらの企業は、自国政府によって、他の産業・製造部門よりもずっと厳しい目標を与えられているからです。」
- 「これらの企業は、毎日の生産活動と排出枠のポジションをバランスさせるため、毎日取引を実施しています。彼らはまた、投機的な目的(for speculative)、あるいは、利益目的(for profit purposes)でも取引を行います。このタイプの例は、RWE、Nuon、E.On、EDFなどです。」  
(注: E.On、RWEは独の、EDFは仏の、Nuonは蘭の電力会社)
- 「他のエネルギー事業者も活発に取引を行っていますが、それは自身のためであるだけでなく、ジョイントベンチャーのパートナーや、市場へのアクセスが限られている小規模排出者に対し、集約サービスを提供するためです。」
- 「彼らはまた投機目的でも取引をしています。例えば、Shell、BP、Gaz de Franceなどです。」

(2007年12月、東京都環境局へのコメント)

### ② 金融機関等による利益目的取引も多いとのこと。

また、金融機関等が、複数の規制対象事業者の依頼を集約する売買も存在するようです。「実需取引」との区分は困難なようです。

【情報3-②】CEAGのLiz Bossley(リズ・ボッセリー)氏からの回答(「EU-ETS 調査報告書」におけるヒアリング先のひとつ)

- 「同様にとても活発な取引を行っているのは、自らが排出者ではない会社、特に銀行です。例えば、Barclays Capital, Goldman Sachs, Morgan Stanley, JP Morgan, Citigroup, ABN Amro, Rabobankなどです。彼らは、部分的には投機目的で市場に登場しますが、同時に、CDMによる削減量(CERs)を買うことで、プロジェクトに貸付、融資をするビジネスを支援しています。」
- 「また、市場にはプロジェクトに融資しているが、排出者ではない会社という参加者のカテゴリーもあります。例えば、Climate Change Capital, Ecoscurities, Agcert, Icecapなどです。彼らも排出枠(の取引)とCDMによる削減量(CERs)(の取引)に関わっています。一部は投機的ですが、また同時に、CDMプロジェクトからの彼らのリスクをヘッジするためでもあります。彼らは排出事業者ではなく流動性の大きな源です。このヘッジファンドは市場で増加してきており彼らは純粋に利益目的です。」
- 「彼らの(市場への)参加がどの程度大きいかを判断することは大変難しいです。但し、逸話的に私がはっきり申し上げられることは、こうした増加してきているカテゴリーの企業に、市場の運営に関してブリーフィングしてほしいとアプローチされている、ということです。」

(2007年12月、東京都環境局へのコメント)

**【情報 3-③】 CAN EUROPE のトーマス・ウィンズ氏から回答** (「EU-ETS 調査報告書」におけるヒアリング先のひとつ)

- 「化学工場や製鉄、発電所等のような大企業は、石油や電力などを商品市場から調達する習慣がありますが、EU-ETS の対象企業にはそうした習慣のない、彼らより小さな企業も存在します。」
- 「そうした企業も、将来は、市場から排出枠を購入する必要にせまられるでしょう。彼らは、直接、市場で排出枠を調達するのではなく、関連する銀行やエネルギー供給会社に、彼らに代わって売買を行うよう指示することを選択すると思います。それが、銀行がなぜ市場で活発なように見えるかを示唆しています。彼らは、EU-ETS の対象企業に代わって行動するのです。」 (2007年12月、東京都環境局へのコメント)

**【情報 3-④】 2005年2006年に実施された、EU-ETS 市場に関する7つの仲介業者と3つの取引所に対する調査結果要旨より**

- 「2005年1月には、約20の企業が市場で活発であり、これらの多くは、大規模なエネルギー供給会社や大規模な銀行（特に、ドイツの銀行）であった。こうした傾向は続いており、市場は主に遵守目的とポジションのカバーのために用いられているが、2006年には、初めて潜在的に投機的なヘッジファンドが参入してきた」

(出典) “Market and Price Developments in the European Union Emissions Trading Scheme”, Frank J. Convery and Luke Redmond, Review of Environmental Economics and Policy, 11/1/2007, Oxford journals

**【情報 3-⑤】 EU-ETS 市場最大の「取引所」である ECX の CEO である Patrick Birley (パトリック・バーレイ) 氏からの回答**

(市場参加者の実態として、「利益目的」で活動しているプレイヤーの数、規制対象者から委託されて活動しているプレイヤーの数などの具体的なデータを有しているか、という質問に対して)

- 「残念ながら、我々の市場に内在するユーザーに関する統計は有していません。」 (2007年12月、東京都環境局へのコメント)

**③そもそも第1期間は企業に義務付けた排出枠が緩かった(削減義務が緩かった)ために、対象事業者が取引を通じて排出削減を行う必要性が薄かった、とも分析されています。**

**【情報 3-⑥】 CEAG のリズ・ボッセリー氏からの回答** (「EU-ETS 調査報告書」におけるヒアリング先のひとつ)

- 「EU-ETS には約 12000 企業がキャップ (CAP) をかけられ、排出枠の割当をされていますが、これらの大多数は EU-ETS の第1期間(2005-2007)では取引をしませんでした。なぜならば、設定されたキャップ (CAP) が緩すぎたため、排出枠の割当量の余剰があり、排出権の価格が実質的にゼロになったからです。結果的に、行動や投資計画を変更させるインセンティブがなく、取引するインセンティブもありませんでした。」
- 「これは、キャップ (CAP) を設定する過程での失敗で、キャップアンドトレードの概念そのものの失敗ではありません。」

(2007年12月、東京都環境局へのコメント)

■ 論点4：「EU などにおいても EU-ETS は批判の対象となっている」

経団連等からのご指摘

○ 日・EU ビジネスダイアログランドテーブルでは、本年※2007 6月の提言書において、CAP&TRADE 型の排出量取引制度について、

- ①公正なキャップの設定が困難であること
- ②企業の事業活動を厳しく統制する仕組みであること
- ③長期的視野での技術開発や設備投資が損なわれる怖れがあること
- ④カーボンリーケージの危険性があること

等を理由に、同制度に対して否定的な見解を表明している。(出典3)

(出典3)日欧産業協力センター

『日・EU ビジネスダイアログランドテーブル 2007』

(2007年6月3-4日、於:ベルリン)

『ワーキング・パーティ6「持続可能な発展」の提言書』より

3. キャップ&トレード型排出権取引制度

6-EJ-3 キャップ&トレード型の排出権取引制度については、公正かつ公平なキャップを設定することは困難である。また、企業にとっては事業活動を厳しく統制する仕組みであり、長期的視野での技術開発や設備投資が損なわれる恐れがある。更に、生産拠点の途上国への移転を加速させることにも繋がり、地球規模での温室効果ガス排出量を増大させる炭素リーケージの危険性もある。従い、キャップ&トレード型排出権取引制度を国際枠組みとして位置づけることは不適切である。

○ IISI (国際鉄鋼協会) では、本年5月の「鉄鋼業の温室効果ガス排出削減のための政策提言」において、各国政府に対して「CAP&TRADE 制度を、CO2 排出面で効率の良い鉄鋼企業が発展し効率の悪い企業が淘汰される政策へ転換すべき」と提言している。

- ◆ 欧州の経済界には、もちろん、EU-ETS を批判する経済団体や企業も存在します。
- ◆ 一方で、制度を評価し、その推進に建設的な意見を公表している経済団体も存在します。

○ EU-ETS を肯定的に評価している欧州の企業や経済団体も存在します。

【情報 4-①】ドイツ最大級の電力会社 (エーオン (E.ON AG))

「EU-ETS の創設と実施は、CO<sub>2</sub> 排出枠の真のヨーロッパ市場を成功裏に創り出した。良好に機能する EU-ETS は、企業が必要なクリーンテクノロジーに投資するよう最も効果的に誘導する手法である」

(出典) [http://ec.europa.eu/environment/climat/emission/pdf/solveig/e\\_on\\_ets\\_on.pdf](http://ec.europa.eu/environment/climat/emission/pdf/solveig/e_on_ets_on.pdf)

【情報 4-②】ヨーロッパ石油産業連盟 (European Petroleum Industry Association)

「石油産業連盟は、排出量取引のコンセプトを温室効果ガスの義務的削減コストを最小化する市場型の手段として、引き続き支持する」(出典) <http://ec.europa.eu/environment/climat/emission/pdf/solveig/europa.pdf>

【情報 4-③】欧州商工会議所連盟 (EUROCHAMBRES)

「EU-ETS を効率化し、費用効果的に温室効果ガスを削減できるようにし、世界の他の地域のスキームに対するモデルとなるようにすることが最も重要である」

(出典) [http://ec.europa.eu/environment/climat/emission/pdf/solveig/eurochambers070629\\_ppfin.pdf](http://ec.europa.eu/environment/climat/emission/pdf/solveig/eurochambers070629_ppfin.pdf)

- ◆ 「EU-ETS 調査報告書」(2007年6月公表、環境省・経済産業省・経団連)においても、欧州経済界の EU-ETS に関するコメントが掲載されていますが、全面否定の発言をしている団体はありません。

○ 調査団が訪れた経済団体は、①欧州経営者連盟、②英国卸電気事業連合会、③英国産業連盟、④英国エンジニアリング事業連盟の4カ所ですが、調査報告書によると、運用方法等についての課題の指摘などはしつつも、全面否定の発言をしている団体はありません。

【情報 4-④】「EU-ETS 調査報告書」より

① 欧州経営者連盟	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経済界は EU-ETS の是非の認識が2分されている状況</li> <li>・ EU ビジネス界は、ETS がやりたかったわけではない。EU-ETS は、ビジネス界にとって制約の一つである。排出削減が所与の目的とすれば、費用負担が大きな環境税に比べて「least worst」な解決策と考えている。</li> <li>・ EU-ETS は継続され、排出削減のプレッシャーになっていくだろう。</li> </ul>
② 英国卸電気事業連合会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 排出量取引について1990年代にETG(Emissions Trading Group:産業界中心の検討グループ)において議論した結果、環境税と異なり、市場原理を利用してコスト最小で削減しようとの理由から支持している。気候変動問題への対応は避けられないという認識に立ち、現在も、排出量取引を支持する姿勢に変わりはない。</li> <li>・ フェーズ1はデータ不足による過剰割当や排出枠価格の崩壊・価格の不安定性などうまくいかなかった。批判や議論があった。他方、トライアルの運用(learning by doing)であるが、排出量データをモニタリング・検証した点や排出枠に価格がついた点などは評価できる。フェーズ2に向けて over allocation の改善などの見直しを期待しており、今後を見守りたい。</li> </ul>
③ 英国産業連盟	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今、EU は、排出量取引について、急速に知見を蓄積しているところ。</li> <li>・ 制度としては環境税の方が簡素(simple)だが、排出量取引の方が効率性の点では(as to efficiency)望ましい。</li> <li>・ 企業によっては、環境税、排出量取引、その他の削減対策など様々な制度が重複して適用されており複雑である。官民の執行コストの観点からも調整が必要</li> </ul>
④ 英国エンジニアリング事業連盟	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 京都議定書が採択され、英国の排出目標が設定された時点で、産業界がこの目標達成に何ら関与しないわけにもいかなかった。排出量取引は現実的な選択肢だった。現在、既に EU-ETS は導入されており、業界単独で他に選択肢はない。</li> <li>・ 今後、厳しいCap が課せられれば、EU-ETS は全体としては機能すると思われるが、鉄鋼業界としては排出枠を購入する必要が出てくると考えている。</li> </ul>

**経団連等からのご指摘**

○欧州委員会副委員長（企業・産業担当）

Günter Verheugen(グンター・フェアホイゲン)氏の発言（出典4）

- ・ 排出量取引制度の導入により、エネルギー集約産業がEU以外に逃避するのは好ましくない。「汚染を輸出し失業を輸入する愚は避けるべし」。
- ・ EUは、この種の業種に対しては排出削減のための Voluntary global sectoral agreement を進める。世界にこの動きが広がることでEUの競争上の不利はなくなる。
- ・ 解決の途は一に技術、二に技術である。

(出典4)中央環境審議会・産業構造審議会合同会合 2007.11.30 資料

資料5「排出権取引について」

(東京大学先端科学技術研究センター 山口光恒)より

ポイント

- ・ 欧州委員会副委員長の発言（EU ETS フェーズⅢ）
- ・ アルミ、鉄、セメント、化学、半導体のようなエネルギー集約業種には無償で排出権を与えるべき
- ・ こうした産業がEU以外に逃避するのは決して好ましくない
- ・ 汚染を輸出し失業を輸入する愚は避けるべし
- ・ EUはこの種業種に対しては排出削減のための voluntary global sectoral agreement を進める。世界にこの動きが広がることでEUの競争上の不利はなくなる
- ・ 解決の途は一に技術、二に技術だ

**Commissioner calls for key industries to get emissions waiver**

By Andrew Roach  
 Industries that use large amounts of energy, such as those in the steel and cement sectors, should be exempt from carbon-trading rules to prevent them leaving Europe, says an EU commissioner.  
 Manufacturers of steel, such as aluminium, steel, base chemicals and semi-conductors, should be granted free permits to emit greenhouse gases under the EU's emissions trading scheme (ETS), says Günter Verheugen, vice president for industry and enterprise, told the Financial Times.  
 "We want to take account of the special role of energy-intensive industries. I am aware that carbon markets are a key element of the climate change policy, but we must also ensure that the most energy-intensive sectors are not disadvantaged," he said.  
 "There are ongoing negotiations with the steel and cement sectors. The idea is to grant them free permits for a limited period, but we will have to see how the negotiations progress."  
 He said there was already clear evidence that "in the next phase of the ETS, which will be much more ambitious than the first European system, we will need to take account of energy-intensive industries."  
 "It makes no sense to expect industries not subject to the ETS to be able to compete with the largest polluters, which do not have to pay for their emissions," he said.  
 "The ETS is a key element of the climate change policy, but we must also ensure that the most energy-intensive sectors are not disadvantaged," he said.  
 "There are ongoing negotiations with the steel and cement sectors. The idea is to grant them free permits for a limited period, but we will have to see how the negotiations progress."  
 He said there was already clear evidence that "in the next phase of the ETS, which will be much more ambitious than the first European system, we will need to take account of energy-intensive industries."  
 "It makes no sense to expect industries not subject to the ETS to be able to compete with the largest polluters, which do not have to pay for their emissions," he said.

◆ 引用部分の省略と出典にはない文言の挿入により、フェアホイゲン欧州委員会副委員長の発言の趣旨が正確に伝わっていません。

**①フェアホイゲン欧州委員会副委員長の実際の発言は、EU-ETSの第3期間(2013～)では、「エネルギー集約産業には(オークションでなく)排出枠の無償配布が必要」という趣旨**

- 経団連等からいただいた意見書では、同氏の発言は、EU-ETS制度の導入自体を批判しているように見えます。
- しかし、意見書が引用している出典（下記【情報4-⑤】参照）も、そのような表現はしていません。出典のうち下線部分が引用上省略され、出典にはない「排出量取引制度の導入により」という文言が挿入されているため、趣旨が正確に伝わっていません。

【情報4-⑤】中央環境審議会・産業構造審議会合同会合 2007.11.30 資料「資料5」のP7

ポイント

- ・ 欧州委員会副委員長の発言（EU ETSフェーズⅢ）
- ・ アルミ、鉄、セメント、化学、半導体のようなエネルギー集約業種には無償で排出権を与えるべき
- ・ こうした産業がEU以外に逃避するのは決して好ましくない
- ・ 汚染を輸出し失業を輸入する愚は避けるべし
- ・ EUはこの種業種に対しては排出削減のための voluntary global sectoral agreement を進める。世界にこの動きが広がることでEUの競争上の不利はなくなる
- ・ 解決の途は一に技術、二に技術だ

**②フェアホイゲン欧州委員会副委員長は、EU-ETSに対し肯定的な発言をしています。**

【情報4-⑥】グンター・フェアホイゲン欧州委員会副委員長の書簡

- ・ フェアホイゲン副委員長は、バロソ委員長に送った2006年11月21日付けの書簡の中で、「欧州排出量取引制度は、我々のポリシーミックスの鍵となる要素であり、更に強化され、拡大される必要がある」と述べています。
- ・ また、「ETSは、真に効率的な世界的炭素取引市場の登場に道を開くよう、世界全体をまたぐ取引システムの『ドッキング・ステーション』となるべきである」とも述べています。

(出典) [http://ec.europa.eu/commission\\_barroso/verheugen/images/verheugen\\_letter\\_21-11-06.pdf](http://ec.europa.eu/commission_barroso/verheugen/images/verheugen_letter_21-11-06.pdf)

【情報4-⑦】EU委員会の「競争力、エネルギー、環境に関するハイレベルグループ」報告(2007年11月)

- ・ フェアホイゲン副委員長が中心メンバーの一人となっている欧州委員会の「競争力、エネルギー、環境に関するハイレベルグループ」の報告も同様に、EU-ETSを「温暖化ガス削減の中心的な手段」と位置づけ、「世界全体の炭素取引システムへと発展させるべきだ」と述べています。

(出典) [http://ec.europa.eu/enterprise/environment/hlg/doc\\_07/conference\\_report\\_2007.pdf](http://ec.europa.eu/enterprise/environment/hlg/doc_07/conference_report_2007.pdf)

# 「EU域内排出量取引制度(EU-ETS)」と「都制度案」との比較

	EU域内排出量取引制度 (EU-ETS)	都制度案 ※「地球温暖化対策計画書制度」(都条例)の強化
背景・ 基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>EU 27か国が一体となった統一的な炭素市場の確立をめざす。</li> <li>市場機能の重視。温暖化ガスの排出が許される量(排出枠)は、エネルギー等の経営資源のひとつとして、有償で調達しなければならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2002(H14)年度から開始した、地球温暖化対策計画書制度を基礎に制度化</li> <li>削減計画策定の義務に加え、総量削減自体の義務化を行う。</li> <li>削減義務化を補完し、緩和する措置として、他者の削減量の購入やグリーン電力証書の利用を可能とする。</li> </ul>
対象事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>発電所、石油精製、製鉄、セメント等のエネルギー多消費施設 約 11,500 施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行制度の対象事業所(2007年12月末現在 1318社)を基礎に設定 オフィスビル、商業施設、工場等の大規模CO<sub>2</sub>排出事業所 (約8割がオフィスビルなどの業務部門)</li> </ul> <p style="text-align: right;"><b>* EUの制度対象の業種とは大きく異なる。</b></p>
義務の設定時の 状況 (活用データ等)	<p>※第1期間(2005-2007)開始前の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>規制対象事業所のCO<sub>2</sub>排出量等のデータを有していなかった</li> </ul> <p>*データを収集する法的根拠を有しておらず、対象事業所毎の排出量データを有していなかった。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>【活用したデータ】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>UNFCCC(国連気候変動枠組条約)に報告している燃料消費の総量から算出された全体的な統計データしかなかったため、急遽、対象事業所のボランティアな協力によって個別データの提出を依頼</li> </ul> </div>	<p>※都は既に、2002年度から計画書制度を運用し対象事業所のデータを把握</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業者から提出された事業所の実態のデータ等を踏まえ設定</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>* 都は既に対象事業所から提出されたCO<sub>2</sub>排出量等のデータを保有</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>【活用するデータ】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業所のCO<sub>2</sub>排出量(年間)及びエネルギー消費量(年間)</li> <li>省エネ設備の設置状況、省エネ対策の実施状況</li> <li>その他地球温暖化対策計画書制度の運用のなかで得られたデータ/実態及び、設備メーカーや省エネ技術の専門家等から得られた技術実態など</li> </ul> </div>
削減義務の設定 の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>手法①:過去の排出実績等により決定する手法 (グラントファザリング)</li> <li>手法②:対象事業者が必要な排出枠を有償で調達 (オークション*)</li> </ul> <p>※オークションによる排出枠の調達割合 第1期間(2005-2007)は5%、第2期間(2008-2012)は10%へ拡大 第3期間(2013~)は大幅に拡大予定(制限を設けない予定)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各対象事業所の過去の「実績排出量」(複数年度の平均値)に、設定される「削減義務率*」を乗じることで算出</li> </ul> <p>※削減義務率の設定:2つの視点を踏まえ設定 視点①:削減対策の実施による削減余地等 (設備更新など省エネ対策の実施、再生可能エネルギーの利用) 視点②:都の温暖化ガス削減目標(2020年2000年比▲25%削減)の達成</p>
取引制度の性格	<p><b>【基本的な性格】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「排出(許容)枠」の事前売買が可能 (実際の削減実績は問わない)</li> </ul> <p><b>【対象となるもの】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>他の対象事業所の「排出枠」</li> <li>CDMによる削減量</li> </ul>	<p><b>【基本的な性格】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「実際に削減された量(削減量)」のみ取引可能 (いわば、「実需原則」に基づく売買制度)</li> </ul> <p><b>【対象となるもの】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>他の対象事業所が義務以上に削減した量</li> <li>都内中小規模事業所での削減量</li> <li>グリーン電力証書</li> <li>その他、一定の限定付きで都外の削減量</li> </ul> <p style="text-align: right;"><b>*「排出枠」の事前売買は認めない。</b></p>